



毎月2回10日・25日発行  
発行所  
川崎市役所  
(総務企画局総務部法制課)  
川崎市川崎区宮本町1  
電 話 044-200-2062  
F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第74号) 4404

◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第75号) 4431

規 則

◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第69号) 4431

◇川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則(第70号) 4431

◇川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則(71号) 4432

告 示

◇令和4年第5回川崎市議会定例会の招集(第602号) 4434

◇予防接種の業務を行う医師(第603号) 4434

◇自転車等の撤去と保管(第604号) 4434

◇道路区域の変更(第605号) 4434

◇道路の供用開始(第606号) 4434

◇道路区域の変更(第607号) 4435

◇道路の供用開始(第608号) 4435

◇個人情報保護条例の規定による個人情報情報保護業務の届出(第609号) 4435

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第610号) 4435

◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第611号) 4435

◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第612号) 4435

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第613号) 4436

◇生活保護法等による指定医療機関の辞退による廃止(第614号) 4436

◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第615号) 4436

◇自転車等の撤去と保管(第616号) 4436

◇道路の供用開始(第617号) 4436

◇道路の供用開始(第618号) 4436

◇川崎市人事行政の運営等の状況の公表(第619号) 4437

公 告

◇開発行為に関する工事の完了(第1197号) 4437

◇一般競争入札の執行(第1198号) 4437

◇環境影響評価に関する条例による条例公聴会の開催(第1199号) 4447

◇一般競争入札の執行(第1200号) 4448

◇公園墓地管理手数料に係る納入通知書の公示送達(第1201号) 4450

◇公募型プロポーザルの実施(第1202号) 4450

◇一般競争入札の執行(第1203号) 4451

◇一般競争入札の執行(第1204号) 4453

◇一般競争入札の執行(第1205号) 4456

◇一般競争入札の執行(第1206号) 4458

◇一般競争入札の執行(第1207号) 4460

◇一般競争入札の執行(第1208号) 4463

◇一般競争入札の執行(第1209号) 4465

◇一般競争入札の執行(第1210号) 4467

◇一般競争入札の執行(第1211号) 4469

◇一般競争入札の執行(第1212号) 4472

◇一般競争入札の執行(第1213号) 4474

◇一般競争入札の執行(第1214号) 4476

◇一般競争入札の執行(第1215号) 4479

◇一般競争入札の執行(第1216号) 4481

◇一般競争入札の執行(第1217号) 4483

◇一般競争入札の執行(第1218号) 4485

◇一般競争入札の執行(第1219号) 4488

◇一般競争入札の執行(第1220号) 4490

◇一般競争入札の執行(第1221号) 4492

◇一般競争入札の執行(第1222号) 4495

◇一般競争入札の執行(第1223号) 4497

◇一般競争入札の執行(第1224号) 4499

◇一般競争入札の執行 (第1225号) .....	4501	◇道路位置の廃止 (第1269号) .....	4591
◇一般競争入札の執行 (第1226号) .....	4504	◇道路位置の廃止 (第1270号) .....	4591
◇一般競争入札の執行 (第1227号) .....	4506	◇道路位置の指定 (第1271号) .....	4592
◇一般競争入札の執行 (第1228号) .....	4508	<b>公告 (調達)</b>	
◇一般競争入札の執行 (第1229号) .....	4510	◇落札者等の公示 (第310号).....	4592
◇一般競争入札の執行 (第1230号) .....	4513	◇一般競争入札の公告 (第311号).....	4592
◇一般競争入札の執行 (第1231号) .....	4515	◇一般競争入札の公告 (第312号).....	4597
◇一般競争入札の執行 (第1232号) .....	4517	◇一般競争入札の公告 (第313号).....	4599
◇一般競争入札の執行 (第1233号) .....	4520	◇一般競争入札の執行 (第314号).....	4601
◇一般競争入札の執行 (第1234号) .....	4522	◇一般競争入札の公告 (第315号).....	4603
◇一般競争入札の執行 (第1235号) .....	4524	◇一般競争入札の公告 (第316号).....	4605
◇公募型プロポーザルの実施 (第1236号) .....	4526	◇一般競争入札の公告 (第317号).....	4608
◇一般競争入札の執行 (第1237号) .....	4530	◇落札者等の公示 (第318号).....	4610
◇一般競争入札の執行 (第1238号) .....	4540	◇一般競争入札の公告 (第319号).....	4611
◇一般競争入札の執行 (第1239号) .....	4542	<b>税公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第1240号) .....	4544	◇納税通知書の公示送達 (第142号).....	4613
◇一般競争入札の執行 (第1241号) .....	4546	◇課税額変更 (取消) 通知書の公示送達 (第143号).....	4613
◇一般競争入札の執行 (第1242号) .....	4547	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第144号) .....	4613
◇一般競争入札の執行 (第1243号) .....	4549	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第145号) .....	4613
◇一般競争入札の執行 (第1244号) .....	4550	◇市税過誤納金等充当通知書の公示送達 (第146号).....	4613
◇一般競争入札の執行 (第1245号) .....	4552	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第147号) .....	4613
◇一般競争入札の執行 (第1246号) .....	4554	<b>上下水道局規程</b>	
◇一般競争入札の執行 (第1247号) .....	4556	◇川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程 (第27号) .....	4614
◇一般競争入札の執行 (第1248号) .....	4557	◇川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程 (第28号) .....	4614
◇一般競争入札の執行 (第1249号) .....	4559	◇川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程 (第29号) .....	4622
◇一般競争入札の執行 (第1250号) .....	4560	<b>上下水道局告示</b>	
◇一般競争入札の執行 (第1251号) .....	4562	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更 (第45号) .....	4622
◇一般競争入札の執行 (第1252号) .....	4564	◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第46号) .....	4622
◇一般競争入札の執行 (第1253号) .....	4566	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定 (第47号) .....	4622
◇一般競争入札の執行 (第1254号) .....	4567	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更 (第48号) .....	4623
◇一般競争入札の執行 (第1255号) .....	4569	<b>上下水道局公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第1256号) .....	4570	◇一般競争入札の執行 (第96号) .....	4623
◇一般競争入札の執行 (第1257号) .....	4572	◇一般競争入札の執行 (第97号) .....	4624
◇一般競争入札の執行 (第1258号) .....	4573		
◇一般競争入札の執行 (第1259号) .....	4574		
◇一般競争入札の執行 (第1260号) .....	4575		
◇一般競争入札の執行 (第1261号) .....	4577		
◇川崎農業振興地域整備計画の変更の案の縦覧 (第1262号) .....	4578		
◇公募型プロポーザルの実施 (第1263号) .....	4579		
◇道路位置の廃止 (第1264号) .....	4580		
◇一般競争入札の執行 (第1265号) .....	4580		
◇開発行為に関する工事の完了 (第1266号) .....	4581		
◇一般競争入札の執行 (第1267号) .....	4581		
◇公告の訂正 (第1268号) .....	4591		

◇一般競争入札の執行（第98号）……………	4626	◇監査の結果について（第16号）……………	4691
◇一般競争入札の執行（第99号）……………	4628	<b>人事委員会規則</b>	
<b>上下水道局公告（調達）</b>		◇川崎市職員の初任給、昇格、昇給等 に関する規則の一部を改正する規則 （第19号）……………	4702
◇一般競争入札の公告（第31号）……………	4631	<b>人事委員会公告</b>	
◇一般競争入札の公告（第32号）……………	4635	◇令和4年度川崎市職員（大学卒程度 土木・建築）採用試験（第2回）の 実施（7号）……………	4702
◇落札者等の公示（第33号）……………	4638	<b>職員共済組合公告</b>	
◇一般競争入札の公告（第34号）……………	4638	◇川崎市職員共済組合組合会議員選挙 の当選人（第15号）……………	4710
◇一般競争入札の公告（第35号）……………	4641	<b>区公告</b>	
<b>交通局規程</b>		◇国民健康保険料に係る納期限変更告 知書の公示送達（川崎区第169号）……………	4710
◇川崎市交通局会計規程の一部を改正 する規程（第34号）……………	4645	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（川崎区第170号）……………	4710
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規 程の一部を改正する規程（第35号）……………	4645	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇川崎市交通局企業職員の給料等の額 及び支給方法等に関する規程の一部 を改正する規程（第36号）……………	4646	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達（川崎区第171号）……………	4710
◇川崎市交通局企業職員の期末手当及 び勤勉手当の支給に関する規程の一 部を改正する規程（第37号）……………	4660	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
<b>交通局公告</b>		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（川崎区第172号）……………	4710
◇一般競争入札の執行（第60号）……………	4660	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（川崎区第173号）……………	4710
<b>病院局規程</b>		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇川崎市病院局会計規程の一部を改正 する規程（第23号）……………	4661	◇国民健康保険料に係る差押調書（贍 本）の公示送達（川崎区第174号）……………	4711
◇川崎市病院局会計規程の一部を改正 する規程（第24号）……………	4662	◇国民健康保険料、介護保険料及び後 期高齢者医療保険料に係る差押解除 通知書及び交付要求解除通知書の 公示送達（川崎区第175号）……………	4711
◇川崎市病院局企業職員給与支給規程 の一部を改正する規程（第25号）……………	4662	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（川崎区第176号）……………	4711
◇川崎市病院局企業職員の初任給、昇 格、昇給等に関する規程の一部を改 正する規程（第26号）……………	4677	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 （川崎区第177号）……………	4711
◇川崎市病院局企業職員期末手当及び 勤勉手当支給規程の一部を改正する 規程（第27号）……………	4677	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（川崎区第178号）……………	4711
<b>病院局公告</b>		◇介護保険料に係る督促状の公示送達 （幸区第65号）……………	4711
◇一般競争入札の執行（第48号）……………	4678	◇国民健康保険料に係る差押調書の公 示送達（幸区第66号）……………	4712
◇一般競争入札の執行（第49号）……………	4680	◇住民票の職権消除（中原区第61号）……………	4712
◇一般競争入札の執行（第50号）……………	4681	◇印鑑登録の抹消（中原区第62号）……………	4712
<b>教育委員会規則</b>		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達（中原区第63号）……………	4712
◇川崎市立小学校及び中学校の管理運 営に関する規則及び川崎市立特別支 援学校の管理運営に関する規則の一 部を改正する規則（第12号）……………	4683	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇川崎市立高等学校の管理運営に関す る規則の一部を改正する規則（第13 号）……………	4683		
<b>監査公表</b>			
◇監査の結果について（第15号）……………	4684	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	

(中原区第64号) ..... 4712

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
(高津区第79号) ..... 4713  
の公示送達(高津区第80号) ..... 4713

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄  
本)の公示送達(高津区第81号) ..... 4713

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(高津区第82号) ..... 4713

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(高津区第83号) ..... 4713

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
(宮前区第38号) ..... 4713

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状  
の公示送達(宮前区第39号) ..... 4714

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(宮前区第40号) ..... 4714

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(多摩区第51号) ..... 4714

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(多摩区第52号) ..... 4714

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(多摩区第53号) ..... 4714

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
送達(麻生区第50号) ..... 4714

**正 誤**

◇第1,800号、第1,855号 ..... 4714

---

**条 例**

---

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市条例第74号**

川崎市職員の給与に関する条例等の一部  
を改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,500	157,900	230,900	259,700	304,700	341,700	373,100	409,900
	2	145,400	159,600	232,700	261,600	306,900	344,200	375,600	413,000
	3	146,300	161,300	234,500	263,500	309,100	346,700	378,200	416,100
	4	147,200	163,000	236,300	265,400	311,300	349,200	380,900	419,300
	5	148,100	164,600	238,000	267,400	313,400	351,400	383,600	422,300
	6	149,200	166,400	239,800	269,400	315,700	353,900	386,300	425,400
	7	150,300	168,200	241,600	271,400	318,000	356,400	389,000	428,500
	8	151,400	170,000	243,400	273,400	320,300	358,900	391,700	431,700
	9	152,400	171,600	245,200	275,200	322,400	361,400	394,200	434,700
	10	153,800	173,500	247,100	277,200	324,700	364,000	397,000	437,800
	11	155,200	175,400	249,000	279,200	327,000	366,500	399,800	440,900
	12	156,600	177,300	250,900	281,200	329,300	369,200	402,500	444,100
	13	157,900	179,100	252,800	283,000	331,400	371,800	405,300	447,200
	14	159,600	181,000	254,800	285,000	333,700	374,400	407,900	450,400
	15	161,300	182,900	256,800	287,000	336,000	377,000	410,600	453,600
	16	163,000	184,800	258,800	289,000	338,300	379,600	413,300	456,800
	17	164,600	186,500	260,600	291,000	340,400	382,300	415,900	459,800
	18	166,400	188,400	262,600	293,000	342,700	384,800	418,600	462,900
	19	168,200	190,300	264,600	295,000	345,000	387,300	421,300	466,100
	20	170,000	192,200	266,600	297,000	347,300	389,800	424,000	469,300
	21	171,600	193,900	268,400	299,100	349,600	392,300	426,500	472,300
	22	173,500	195,700	270,400	301,100	352,000	394,600	429,100	475,400
	23	175,400	197,500	272,400	303,100	354,400	397,000	431,700	478,500
	24	177,300	199,300	274,400	305,100	356,800	399,400	434,300	481,600
	25	179,100	201,000	276,400	307,100	358,800	401,900	436,700	484,700
	26	181,000	202,800	278,400	309,100	361,100	404,200	439,200	487,600
	27	182,900	204,600	280,400	311,100	363,400	406,500	441,700	490,500
	28	184,800	206,400	282,400	313,100	365,700	408,800	444,200	493,500
	29	186,500	208,100	284,500	315,000	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	188,400	209,900	286,400	317,000	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	190,300	211,700	288,300	319,000	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	192,200	213,500	290,200	321,000	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	193,900	215,200	292,200	322,900	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	195,700	217,000	294,100	324,900	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	197,500	218,800	296,000	326,900	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	199,300	220,600	297,900	328,900	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	201,000	222,300	299,800	330,800	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	202,800	224,100	301,700	332,800	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	204,600	225,900	303,600	334,800	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	206,400	227,700	305,500	336,800	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	208,100	229,400	307,200	338,700	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	209,900	231,200	309,100	340,700	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	211,700	233,000	311,000	342,700	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	213,500	234,800	312,900	344,700	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	215,200	236,500	314,600	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	217,000	238,300	316,500	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	218,800	240,100	318,400	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	220,600	241,900	320,300	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100



	49	222,300	243,600	322,000	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	223,300	245,400	323,700	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	224,300	247,200	325,400	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	225,300	249,000	327,100	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	226,400	250,700	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	227,400	252,500	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	228,400	254,300	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	229,400	256,100	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	230,200	257,800	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	231,100	259,600	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	232,000	261,400	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	232,900	263,200	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	233,600	264,800	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	234,300	266,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	235,000	268,400	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	235,700	270,200	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	236,600	271,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	237,200	273,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	237,800	275,200	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	238,400	276,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	239,000	278,800	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	239,500	280,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	240,000	282,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	240,500	284,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任用職員以外の職員	73	240,900	285,800	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	241,300	287,500	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	241,700	289,200	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	242,100	290,900	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	242,400	292,700	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78		294,300	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79		295,900	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80		297,500	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81		299,000	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82		300,600	356,100	382,200	420,000	450,800		
83		302,200	356,700	382,700	420,500	451,300			
84		303,800	357,300	383,200	421,000	451,800			
85		305,300	357,700	383,800	421,500	452,400			
86		306,500	358,200	384,300	422,000				
87		307,700	358,700	384,800	422,500				
88		308,900	359,200	385,300	423,000				
89		310,000	359,700	385,800	423,500				
90		311,100	360,200	386,300	424,000				
91		312,200	360,700	386,800	424,500				
92		313,300	361,200	387,300	425,000				
93		314,200	361,500	387,700	425,500				
94		315,000	361,900	388,200	426,000				
95		315,900	362,400	388,700	426,500				
96		316,800	362,900	389,200	427,000				
97		317,500	363,200	389,600	427,500				
98		318,100	363,600	390,000	428,000				
99		318,700	364,000	390,400	428,500				
100		319,400	364,400	390,800	429,000				
101		319,900	364,900	391,300	429,500				
102		320,500	365,300	391,700	430,000				
103		321,100	365,700	392,100	430,500				
104		321,800	366,100	392,500	431,000				

	105		322,300	366,600	393,000	431,400			
	106		322,900	367,000	393,400				
	107		323,500	367,400	393,800				
	108		324,100	367,800	394,200				
	109		324,600	368,200	394,700				
	110		325,200	368,600	395,100				
	111		325,800	369,000	395,500				
	112		326,400	369,400	395,900				
	113		326,900	369,800	396,400				
	114		327,400	370,200	396,800				
	115		328,000	370,600	397,200				
	116		328,600	371,000	397,600				
	117		329,000	371,400	398,100				
	118			371,800	398,400				
	119			372,200	398,700				
	120			372,600	399,000				
	121			373,000	399,400				
	122			373,300	399,700				
	123			373,600	400,000				
	124			373,900	400,300				
	125			374,000	400,700				
	126			374,100	401,000				
	127			374,200	401,300				
	128			374,300	401,600				
	129			374,500	402,000				
	130			374,600	402,300				
	131			374,700	402,600				
	132			374,800	402,900				
	133			374,900	403,300				
	134			375,000	403,600				
	135			375,100	403,900				
	136			375,200	404,200				
	137			375,300	404,600				
	138			375,400					
	139			375,500					
	140			375,600					
	141			375,700					
	142			375,800					
	143			375,900					
	144			376,000					
	145			376,100					
	146			376,200					
	147			376,300					
	148			376,400					
	149			376,500					
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	137,100	150,600	218,800	245,400
	2	138,100	152,000	220,500	247,300
	3	139,100	153,400	222,200	249,200
	4	140,100	154,900	224,000	251,100
	5	141,000	156,300	225,700	253,000
	6	142,200	158,000	227,500	255,000
	7	143,400	159,700	229,300	257,100
	8	144,500	161,300	231,000	259,200
	9	145,500	162,900	232,700	261,100
	10	146,800	164,700	234,500	263,000
	11	148,100	166,500	236,300	264,900
	12	149,400	168,300	238,100	266,800
	13	150,600	170,000	239,700	268,700
	14	152,000	171,800	241,700	270,600
	15	153,400	173,600	243,700	272,500
	16	154,900	175,400	245,700	274,400
	17	156,300	177,100	247,800	276,300
	18	158,000	178,900	249,700	278,200
	19	159,700	180,700	251,600	280,100
	20	161,300	182,500	253,500	282,000
	21	162,900	184,200	255,400	283,900
	22	164,700	185,900	257,300	285,800
	23	166,500	187,600	259,200	287,700
	24	168,300	189,400	261,100	289,600
	25	170,000	191,100	262,900	291,500
	26	171,800	192,800	264,800	293,400
	27	173,600	194,500	266,600	295,300
	28	175,400	196,200	268,500	297,200
	29	177,100	197,900	270,300	299,100
	30	178,900	199,600	272,100	301,000
	31	180,700	201,300	273,900	302,900
	32	182,500	203,000	275,700	304,800
	33	184,200	204,700	277,500	306,700
	34	185,900	206,400	279,300	308,600
	35	187,600	208,100	281,200	310,500
	36	189,400	209,800	283,000	312,400
	37	191,100	211,500	284,700	314,300
	38	192,800	213,200	286,500	316,200
	39	194,500	214,900	288,300	318,100
	40	196,200	216,600	290,200	320,000
	41	197,900	218,300	291,900	321,900
	42	199,600	220,000	293,700	323,700
	43	201,300	221,700	295,500	325,600
	44	203,000	223,400	297,300	327,400
	45	204,700	225,100	299,000	329,300
	46	206,400	226,800	300,800	331,200
	47	208,100	228,500	302,500	333,100
	48	209,800	230,200	304,300	335,000



	49	211,500	231,900	306,100	336,700
	50	212,600	233,600	307,600	338,100
	51	213,700	235,300	309,100	339,500
	52	214,700	237,000	310,600	340,900
	53	215,700	238,700	312,000	342,300
	54	216,700	240,400	313,400	343,500
	55	217,700	242,100	314,800	344,700
	56	218,700	243,700	316,200	345,900
	57	219,600	245,300	317,400	347,000
	58	220,400	247,000	318,800	347,800
	59	221,200	248,700	320,200	348,600
	60	221,900	250,300	321,600	349,400
	61	222,600	251,900	322,800	350,200
	62	223,400	253,600	323,900	351,000
	63	224,200	255,200	325,000	351,800
	64	224,900	256,800	326,100	352,600
	65	225,600	258,500	327,100	353,400
	66	226,100	260,100	327,900	354,000
	67	226,600	261,800	328,700	354,600
	68	227,100	263,500	329,500	355,200
	69	227,600	265,100	330,200	355,900
	70	228,100	266,700	331,000	356,500
	71	228,600	268,300	331,800	357,100
	72	229,100	270,000	332,600	357,700
再任 用職 員以 外の 職員	73	229,400	271,700	333,200	358,200
	74	229,800	273,300	333,800	358,800
	75	230,100	274,900	334,400	359,400
	76	230,400	276,500	335,000	360,000
	77	230,600	278,000	335,500	360,500
	78		279,500	336,100	361,000
	79		281,000	336,700	361,500
	80		282,600	337,300	362,000
	81		284,100	337,700	362,600
	82		285,600	338,200	363,100
	83		287,100	338,700	363,600
	84		288,700	339,200	364,100
	85		290,200	339,700	364,600
	86		291,300	340,200	365,100
	87		292,400	340,700	365,600
	88		293,500	341,200	366,100
89		294,500	341,600	366,500	
90		295,500	342,000	367,000	
91		296,500	342,400	367,500	
92		297,500	342,800	368,000	
93		298,500	343,300	368,300	
94		299,300	343,700	368,800	
95		300,100	344,100	369,300	
96		300,900	344,500	369,800	
97		301,500	344,900	370,100	
98		302,100	345,300	370,500	
99		302,700	345,700	370,900	
100		303,300	346,100	371,300	
101		303,800	346,500	371,700	
102		304,400	346,900	372,100	
103		305,000	347,300	372,500	
104		305,600	347,700	372,900	

	105		306,100	348,100	373,300
	106		306,700	348,500	373,700
	107		307,300	348,900	374,100
	108		307,900	349,300	374,500
	109		308,400	349,600	374,900
	110		308,900	350,000	375,300
	111		309,400	350,400	375,700
	112		309,900	350,800	376,100
	113		310,400	351,100	376,500
	114		310,900	351,500	376,900
	115		311,400	351,900	377,300
	116		311,900	352,300	377,700
	117		312,400	352,600	378,100
	118			353,000	378,400
	119			353,400	378,700
	120			353,800	379,000
	121			354,100	379,400
	122			354,400	379,700
	123			354,700	380,000
	124			355,000	380,300
	125			355,100	380,700
	126			355,200	381,000
	127			355,300	381,300
	128			355,400	381,600
	129			355,500	381,900
	130			355,600	382,200
	131			355,700	382,500
	132			355,800	382,800
	133			355,900	383,100
	134			356,000	383,400
	135			356,100	383,700
	136			356,200	384,000
	137			356,300	384,300
	138			356,400	
	139			356,500	
	140			356,600	
	141			356,700	
	142			356,800	
	143			356,900	
	144			357,000	
	145			357,100	
	146			357,200	
	147			357,300	
	148			357,400	
	149			357,500	
再任用職員		162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	244,300	329,900	385,400	434,400	487,400
	2	247,200	332,600	387,800	436,900	489,800
	3	250,100	335,300	390,200	439,400	492,200
	4	253,000	338,000	392,600	441,900	494,600
	5	255,800	340,600	395,100	444,500	496,900
	6	258,700	343,400	397,600	447,000	499,300
	7	261,600	346,200	400,100	449,500	501,700
	8	264,500	349,000	402,600	452,000	504,100
	9	267,500	351,700	405,000	454,500	506,100
	10	270,800	354,600	407,500	456,800	508,400
	11	274,100	357,500	410,000	459,100	510,700
	12	277,400	360,400	412,500	461,400	513,000
	13	280,600	363,000	415,000	463,900	515,300
	14	283,300	365,500	417,500	466,200	517,600
	15	286,000	368,000	420,000	468,500	519,900
	16	288,700	370,500	422,500	470,800	522,200
	17	291,100	373,000	425,000	473,300	524,500
	18	293,600	375,400	427,500	475,700	526,700
	19	296,100	377,800	430,000	478,100	528,900
	20	298,600	380,200	432,500	480,500	531,100
	21	300,900	382,400	435,000	482,700	533,300
	22	303,400	384,600	437,300	485,000	535,500
	23	305,900	386,800	439,600	487,300	537,700
	24	308,400	389,000	441,900	489,600	539,900
	25	310,700	391,000	444,200	491,500	541,900
	26	313,100	393,000	446,500	493,700	544,000
	27	315,500	395,000	448,800	495,900	546,100
	28	317,900	397,000	451,100	498,100	548,200
	29	320,300	398,900	453,400	500,300	550,100
	30	322,700	400,800	455,300	502,200	551,800
	31	325,100	402,700	457,200	504,100	553,500
	32	327,500	404,600	459,100	506,000	555,200
	33	329,700	406,500	461,000	507,800	556,800
	34		408,400	462,800	509,500	558,400
	35		410,300	464,600	511,200	560,000
	36		412,200	466,400	512,900	561,600
	37		414,100	468,000	514,600	563,000
	38			469,800	516,100	564,300
	39			471,600	517,600	565,600
	40			473,400	519,100	566,900
	41			475,000	520,600	568,100
	42			476,700	521,800	569,100
	43			478,400	523,000	570,100
	44			480,100	524,200	571,100
	45			481,900	525,400	572,100
	46			483,600	526,600	573,100
	47			485,300	527,800	574,100
	48			487,000	529,000	575,100

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

49				488,700	530,000	576,100
50				490,100	531,000	577,000
51				491,500	532,000	577,900
52				492,900	533,000	578,800
53				494,100	534,000	579,700
54				494,900	535,000	580,600
55				495,700	536,000	581,500
56				496,500	537,000	582,400
57				497,300	538,000	583,300
58				498,100	539,000	584,200
59				498,900	540,000	585,100
60				499,700	541,000	586,000
61				500,400	542,000	586,900
62				501,200	543,000	587,800
63				502,000	544,000	588,700
64				502,800	545,000	589,600
65				503,400	545,900	590,500
66				504,200	546,800	591,400
67				505,000	547,700	592,300
68				505,800	548,600	593,200
69				506,400	549,400	594,100
70				507,100	550,200	595,000
71				507,800	551,000	595,900
72				508,500	551,800	596,800
73				509,300	552,700	597,700
74				510,000	553,500	598,600
75				510,700	554,300	599,500
76				511,400	555,100	600,400
77				512,100	556,000	601,300
78				512,800		
79				513,500		
80				514,200		
81				514,900		
再任用職員		291,400	336,200	382,900	433,000	487,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4 (第3条関係)

## 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,500	157,900	230,900	259,700	304,700	341,700	373,100
	2	145,400	159,600	232,700	261,600	306,900	344,200	375,600
	3	146,300	161,300	234,500	263,500	309,100	346,700	378,200
	4	147,200	163,000	236,300	265,400	311,300	349,200	380,900
	5	148,100	164,600	238,000	267,400	313,400	351,400	383,600
	6	149,200	166,400	239,800	269,400	315,700	353,900	386,300
	7	150,300	168,200	241,600	271,400	318,000	356,400	389,000
	8	151,400	170,000	243,400	273,400	320,300	358,900	391,700
	9	152,400	171,600	245,200	275,200	322,400	361,400	394,200
	10	153,800	173,500	247,100	277,200	324,700	364,000	397,000
	11	155,200	175,400	249,000	279,200	327,000	366,500	399,800
	12	156,600	177,300	250,900	281,200	329,300	369,200	402,500
	13	157,900	179,100	252,800	283,000	331,400	371,800	405,300
	14	159,600	181,000	254,800	285,000	333,700	374,400	407,900
	15	161,300	182,900	256,800	287,000	336,000	377,000	410,600
	16	163,000	184,800	258,800	289,000	338,300	379,600	413,300
	17	164,600	186,500	260,600	291,000	340,400	382,300	415,900
	18	166,400	188,400	262,600	293,000	342,700	384,800	418,600
	19	168,200	190,300	264,600	295,000	345,000	387,300	421,300
	20	170,000	192,200	266,600	297,000	347,300	389,800	424,000
	21	171,600	193,900	268,400	299,100	349,600	392,300	426,500
	22	173,500	195,700	270,400	301,100	352,000	394,600	429,100
	23	175,400	197,500	272,400	303,100	354,400	397,000	431,700
	24	177,300	199,300	274,400	305,100	356,800	399,400	434,300
	25	179,100	201,000	276,400	307,100	358,800	401,900	436,700
	26	181,000	202,800	278,400	309,100	361,100	404,200	439,200
	27	182,900	204,600	280,400	311,100	363,400	406,500	441,700
	28	184,800	206,400	282,400	313,100	365,700	408,800	444,200
	29	186,500	208,100	284,500	315,000	367,700	411,200	446,500
	30	188,400	209,900	286,400	317,000	369,900	413,200	448,700
	31	190,300	211,700	288,300	319,000	372,100	415,200	450,900
	32	192,200	213,500	290,200	321,000	374,300	417,200	453,100
	33	193,900	215,200	292,200	322,900	376,500	419,300	455,100
	34	195,700	217,000	294,100	324,900	378,500	420,500	456,700
	35	197,500	218,800	296,000	326,900	380,500	421,800	458,300
	36	199,300	220,600	297,900	328,900	382,500	423,000	459,900
	37	201,000	222,300	299,800	330,800	384,300	424,100	461,400
	38	202,800	224,100	301,700	332,800	386,100	424,900	462,200
	39	204,600	225,900	303,600	334,800	387,800	425,700	463,000
	40	206,400	227,700	305,500	336,800	389,500	426,500	463,800
	41	208,100	229,400	307,200	338,700	391,300	427,100	464,400
	42	209,900	231,200	309,100	340,700	392,600	427,800	465,100
	43	211,700	233,000	311,000	342,700	393,900	428,500	465,800
	44	213,500	234,800	312,900	344,700	395,300	429,200	466,500
	45	215,200	236,500	314,600	346,600	396,500	429,700	467,100
	46	217,000	238,300	316,500	348,600	397,400	430,400	467,800
	47	218,800	240,100	318,400	350,600	398,400	431,100	468,500
	48	220,600	241,900	320,300	352,600	399,400	431,800	469,200

	49	222,300	243,600	322,000	354,500	400,400	432,300	469,800
	50	224,100	245,400	323,700	356,000	401,100	432,900	470,500
	51	225,900	247,200	325,400	357,500	401,800	433,500	471,200
	52	227,700	249,000	327,100	359,000	402,600	434,100	471,900
	53	229,400	250,700	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500
	54	231,200	252,500	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200
	55	233,000	254,300	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900
	56	234,800	256,100	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600
	57	236,500	257,800	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200
	58	238,300	259,600	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900
	59	240,100	261,400	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600
	60	241,900	263,200	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300
	61	243,600	264,800	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900
	62	245,400	266,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500
	63	247,200	268,400	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100
	64	249,000	270,200	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700
	65	250,700	271,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200
	66	252,500	273,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800
	67	254,300	275,200	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400
	68	256,100	276,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000
	69	257,800	278,800	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500
	70	259,600	280,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100
	71	261,400	282,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700
	72	263,200	284,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300
再任 用職 員以 外の 職員	73	264,800	285,800	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800
	74	266,600	287,500	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400
	75	268,400	289,200	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000
	76	270,200	290,900	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600
	77	271,800	292,700	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100
	78		294,300	353,700	380,100	417,900	448,700	
	79		295,900	354,300	380,600	418,500	449,200	
	80		297,500	354,900	381,200	419,100	449,700	
	81		299,000	355,600	381,700	419,500	450,300	
	82		300,600	356,100	382,200	420,000	450,800	
	83		302,200	356,700	382,700	420,500	451,300	
	84		303,800	357,300	383,200	421,000	451,800	
	85		305,300	357,700	383,800	421,500	452,400	
	86		306,500	358,200	384,300	422,000		
87		307,700	358,700	384,800	422,500			
88		308,900	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			
95		315,900	362,400	388,700	426,500			
96		316,800	362,900	389,200	427,000			
97		317,500	363,200	389,600	427,500			
98		318,100	363,600	390,000	428,000			
99		318,700	364,000	390,400	428,500			
100		319,400	364,400	390,800	429,000			
101		319,900	364,900	391,300	429,500			
102		320,500	365,300	391,700	430,000			
103		321,100	365,700	392,100	430,500			
104		321,800	366,100	392,500	431,000			



	105		322,300	366,600	393,000	431,400		
	106		322,900	367,000	393,400			
	107		323,500	367,400	393,800			
	108		324,100	367,800	394,200			
	109		324,600	368,200	394,700			
	110		325,200	368,600	395,100			
	111		325,800	369,000	395,500			
	112		326,400	369,400	395,900			
	113		326,900	369,800	396,400			
	114		327,400	370,200	396,800			
	115		328,000	370,600	397,200			
	116		328,600	371,000	397,600			
	117		329,000	371,400	398,100			
	118			371,800	398,400			
	119			372,200	398,700			
	120			372,600	399,000			
	121			373,000	399,400			
	122			373,300	399,700			
	123			373,600	400,000			
	124			373,900	400,300			
	125			374,000	400,700			
	126			374,100	401,000			
	127			374,200	401,300			
	128			374,300	401,600			
	129			374,500	402,000			
	130			374,600	402,300			
	131			374,700	402,600			
	132			374,800	402,900			
	133			374,900	403,300			
	134			375,000	403,600			
	135			375,100	403,900			
	136			375,200	404,200			
	137			375,300	404,600			
	138			375,400				
	139			375,500				
	140			375,600				
	141			375,700				
	142			375,800				
	143			375,900				
	144			376,000				
	145			376,100				
	146			376,200				
	147			376,300				
	148			376,400				
	149			376,500				
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

## 別表第4の2 (第3条関係)

## 大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	208,600	262,800	298,800	351,600
	2	210,600	265,600	302,000	354,400
	3	212,600	268,400	305,200	357,200
	4	214,600	271,200	308,400	360,000
	5	216,300	273,900	311,500	362,200
	6	218,500	276,600	314,700	364,700
	7	220,700	279,300	317,900	367,200
	8	222,900	282,000	321,100	369,700
	9	224,900	284,400	324,300	371,900
	10	227,200	287,000	327,600	374,400
	11	229,500	289,600	330,900	376,900
	12	231,800	292,200	334,200	379,400
	13	233,800	294,400	337,200	381,600
	14	236,100	296,900	339,800	384,000
	15	238,400	299,400	342,400	386,400
	16	240,700	301,900	345,000	388,800
	17	242,900	304,400	347,000	391,300
	18	245,200	306,900	349,200	393,700
	19	247,500	309,400	351,400	396,100
	20	249,800	311,900	353,600	398,500
	21	252,200	314,300	355,800	401,000
	22	254,700	316,800	357,800	403,400
	23	257,200	319,300	359,800	405,800
	24	259,700	321,800	361,800	408,200
	25	262,200	324,100	363,900	410,700
	26	264,700	326,300	365,900	413,100
	27	267,200	328,500	367,900	415,500
	28	269,700	330,700	369,900	417,900
	29	272,000	332,700	371,800	420,400
	30	274,400	334,700	373,700	422,800
	31	276,800	336,700	375,600	425,200
	32	279,200	338,700	377,500	427,600
	33	281,400	340,800	379,300	430,000
	34	283,600	342,800	381,000	432,400
	35	285,800	344,800	382,700	434,800
	36	288,000	346,800	384,400	437,200
	37	290,100	348,700	386,100	439,600
	38	292,100	350,600	387,700	442,000
	39	294,100	352,500	389,300	444,400
	40	296,100	354,400	390,900	446,800
	41	297,700	356,200	392,700	449,200
	42	299,200	358,000	394,200	451,700
	43	300,700	359,800	395,800	454,200
	44	302,200	361,600	397,400	456,700
	45	303,600	363,000	398,800	458,800
	46	304,800	364,600	400,200	461,300
	47	306,000	366,200	401,600	463,800
	48	307,200	367,800	403,000	466,300

	49	308,400	369,400	404,700	468,300
	50	309,400	370,900	406,100	470,400
	51	310,400	372,400	407,500	472,500
	52	311,400	373,900	408,900	474,600
	53	312,300	375,200	410,200	476,600
	54	313,300	376,600	411,400	478,500
	55	314,300	378,000	412,600	480,400
	56	315,300	379,400	413,800	482,300
	57	316,200	381,000	415,300	484,000
	58	317,200	382,400	416,500	485,800
	59	318,200	383,800	417,700	487,600
	60	319,200	385,200	418,900	489,400
再任 用職 員以 外の 職員	61	320,100	386,500	419,800	491,000
	62	321,100	387,700	420,900	492,700
	63	322,100	388,900	422,000	494,400
	64	323,100	390,100	423,100	496,100
	65	323,900	391,600	424,000	497,900
	66	324,800	392,800	425,000	499,400
	67	325,700	394,000	426,000	500,900
	68	326,600	395,200	427,000	502,400
	69	327,500	396,100	427,800	504,000
	70	328,400	397,100	428,600	505,400
	71	329,300	398,100	429,400	506,800
	72	330,200	399,100	430,200	508,200
	73	330,900	400,200	431,000	509,400
	74	331,700	401,100	431,600	510,500
	75	332,500	402,000	432,200	511,600
	76	333,300	402,900	432,800	512,700
	77	334,200	403,700	433,500	513,700
	78	335,000	404,500	434,100	514,700
	79	335,800	405,300	434,700	515,700
	80	336,600	406,100	435,300	516,700
81	337,500	406,500	436,000	517,700	
82	338,300	407,100	436,600	518,500	
83	339,100	407,700	437,200	519,300	
84	339,900	408,300	437,800	520,100	
85	340,800	408,900	438,500	520,700	
86	341,600	409,500	439,100	521,500	
87	342,400	410,100	439,700	522,300	
88	343,200	410,700	440,300	523,100	
89	343,600	411,100	441,000	523,700	
90	344,300	411,600	441,600	524,500	
91	345,000	412,100	442,200	525,300	
92	345,700	412,600	442,800	526,100	
93	346,300	413,200	443,500	526,700	
94	347,000	413,700	444,100	527,500	
95	347,700	414,200	444,700	528,300	
96	348,400	414,700	445,300	529,100	
97	349,000	415,200	445,800	529,700	
98	349,700	415,700	446,400	530,400	
99	350,400	416,200	447,000	531,100	
100	351,100	416,700	447,600	531,800	
101	351,400	417,200	448,100	532,500	
102	352,000	417,700	448,700	533,200	
103	352,600	418,200	449,300	533,900	
104	353,200	418,700	449,900	534,600	

	105	353,800	419,200	450,400	535,300
	106	354,400	419,700	451,000	536,000
	107	355,000	420,200	451,600	536,700
	108	355,600	420,700	452,200	537,400
	109	356,000	421,200	452,700	538,100
	110	356,500	421,700		
	111	357,000	422,200		
	112	357,500	422,700		
	113	357,900	423,200		
	114	358,400			
	115	358,900			
	116	359,400			
	117	359,800			
	118	360,300			
	119	360,800			
	120	361,300			
	121	361,700			
	122	362,200			
	123	362,700			
	124	363,200			
	125	363,600			
	126	364,100			
	127	364,600			
	128	365,100			
	129	365,500			
再任 用職 員		270,700	283,200	307,400	377,400

備考 この表は、看護大学及び看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

別表第5 (第3条関係)

## 高等学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,800	187,600	286,300	323,500	406,000
	2	157,100	189,400	289,100	325,700	407,900
	3	158,400	191,200	291,900	327,900	409,800
	4	159,700	193,000	294,700	330,100	411,700
	5	161,100	194,900	297,300	332,400	413,600
	6	162,600	196,700	300,100	334,700	415,600
	7	164,100	198,500	302,900	337,000	417,600
	8	165,600	200,300	305,700	339,300	419,600
	9	167,100	202,300	308,200	341,400	421,400
	10	168,600	204,300	310,800	343,500	423,400
	11	170,100	206,300	313,400	345,600	425,400
	12	171,600	208,300	316,000	347,700	427,400
	13	173,100	210,100	318,500	349,600	429,500
	14	174,800	212,100	320,700	351,700	431,400
	15	176,500	214,100	322,900	353,800	433,300
	16	178,200	216,100	325,100	355,900	435,200
	17	179,900	217,900	327,400	357,800	437,200
	18	181,700	220,400	329,600	359,800	439,100
	19	183,500	222,900	331,800	361,800	441,000
	20	185,300	225,400	334,000	363,800	442,900
	21	187,200	227,700	336,300	365,800	444,600
	22	189,000	230,300	338,400	367,800	446,400
	23	190,800	232,900	340,500	369,800	448,200
	24	192,600	235,500	342,600	371,800	450,000
	25	194,500	238,200	344,500	373,700	451,800
	26	196,300	240,800	346,600	375,600	453,500
	27	198,100	243,400	348,700	377,500	455,200
	28	199,900	246,000	350,700	379,400	456,900
	29	201,800	248,700	352,500	381,500	458,500
	30	203,700	251,300	354,400	383,500	460,000
	31	205,600	253,900	356,300	385,500	461,500
	32	207,500	256,500	358,200	387,500	463,000
	33	209,400	259,500	360,200	389,300	464,400
	34	211,300	262,200	362,100	391,200	465,600
	35	213,200	264,900	364,000	393,100	466,800
	36	215,100	267,600	365,900	395,000	468,000
	37	216,900	270,400	367,800	397,000	469,100
	38	218,800	273,100	369,600	398,600	470,200
	39	220,700	275,800	371,400	400,200	471,300
	40	222,600	278,500	373,200	401,800	472,400
	41	224,400	281,300	375,100	403,500	473,300
	42	226,100	284,100	376,900	405,100	474,000
	43	227,800	286,900	378,700	406,700	474,700
	44	229,500	289,700	380,500	408,300	475,400
	45	231,200	292,300	382,200	409,800	476,200
	46	232,900	295,100	383,800	411,400	476,900
	47	234,600	297,900	385,400	413,000	477,600
	48	236,300	300,700	387,000	414,600	478,300

	49	237,800	303,200	388,900	416,100	478,800
	50	239,400	305,800	390,400	417,700	479,400
	51	241,000	308,400	391,900	419,300	480,000
	52	242,600	311,000	393,400	420,900	480,600
	53	244,400	313,400	394,900	422,300	481,300
	54	246,000	315,600	396,400	423,900	481,900
	55	247,600	317,800	397,900	425,500	482,500
	56	249,200	320,000	399,400	427,100	483,100
	57	251,000	322,300	400,600	428,500	483,700
	58	252,700	324,500	402,000	430,100	
	59	254,400	326,700	403,400	431,700	
	60	256,100	328,900	404,800	433,300	
	61	257,600	330,900	406,300	434,700	
	62	259,200	333,000	407,600	436,300	
	63	260,800	335,100	408,900	437,900	
	64	262,400	337,200	410,200	439,500	
	65	264,100	339,000	411,400	440,800	
	66	265,800	341,100	412,700	442,200	
	67	267,500	343,200	414,000	443,600	
	68	269,200	345,300	415,300	445,000	
	69	270,600	347,000	416,500	446,400	
	70	271,800	348,900	417,800	447,500	
	71	273,000	350,800	419,100	448,600	
	72	274,200	352,700	420,400	449,700	
	73	275,300	354,700	421,400	450,900	
	74	276,500	356,500	422,600	451,900	
	75	277,700	358,300	423,800	452,900	
	76	278,900	360,100	425,000	453,900	
	77	280,000	362,100	426,100	454,900	
	78	281,200	363,900	427,300	455,600	
	79	282,400	365,700	428,500	456,300	
	80	283,600	367,500	429,700	457,000	
再任	81	284,700	369,400	430,800	457,600	
用職	82	285,700	371,000	431,900	458,200	
員以	83	286,700	372,600	433,000	458,800	
外の	84	287,700	374,200	434,100	459,400	
職員	85	288,700	375,600	435,200	459,900	
	86	289,600	376,900	436,200		
	87	290,500	378,200	437,200		
	88	291,400	379,500	438,200		
	89	292,400	381,200	439,000		
	90	293,300	382,500	439,700		
	91	294,200	383,800	440,400		
	92	295,100	385,100	441,100		
	93	296,100	386,700	441,600		
	94	297,000	388,100	442,200		
	95	297,900	389,500	442,800		
	96	298,800	390,900	443,400		
	97	299,700	391,900	443,800		
	98	300,600	393,100	444,200		
	99	301,500	394,300	444,600		
	100	302,400	395,500	445,000		
	101	303,300	396,800	445,500		
	102	304,000	397,800	445,900		
	103	304,700	398,800	446,300		
	104	305,400	399,800	446,700		



105	305,900	400,900	447,000	
106	306,400	401,900	447,400	
107	306,900	402,900	447,800	
108	307,400	403,900	448,200	
109	308,100	404,900	448,400	
110	308,500	405,800		
111	308,900	406,700		
112	309,300	407,600		
113	309,900	408,300		
114	310,400	409,100		
115	310,900	409,900		
116	311,400	410,700		
117	311,700	411,400		
118	312,200	412,200		
119	312,700	413,000		
120	313,200	413,800		
121	313,500	414,400		
122	313,900	415,200		
123	314,300	416,000		
124	314,700	416,800		
125	314,900	417,400		
126	315,200	418,100		
127	315,500	418,800		
128	315,800	419,500		
129	316,200	420,000		
130		420,600		
131		421,200		
132		421,800		
133		422,500		
134		423,000		
135		423,500		
136		424,000		
137		424,600		
138		425,000		
139		425,400		
140		425,800		
141		426,200		
142		426,600		
143		427,000		
144		427,400		
145		427,600		
146		427,900		
147		428,200		
148		428,500		
149		428,900		
150		429,200		
151		429,500		
152		429,800		
153		430,100		
154		430,400		
155		430,700		
156		431,000		
157		431,300		
158		431,600		
159		431,900		
160		432,200		

	161		432,500			
	162		432,800			
	163		433,100			
	164		433,400			
	165		433,500			
再任用職員		225,500	268,900	297,800	326,500	405,600

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

## 別表第5の2 (第3条関係)

## 義務教育諸学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,700	177,900	251,400	287,700	397,300
	2	164,200	179,800	253,500	290,000	398,800
	3	165,700	181,700	255,600	292,300	400,300
	4	167,200	183,600	257,700	294,600	401,800
	5	168,800	185,500	259,500	297,000	403,000
	6	170,500	187,600	261,500	299,200	404,500
	7	172,200	189,700	263,500	301,400	406,000
	8	173,900	191,800	265,500	303,600	407,500
	9	175,500	193,900	267,500	305,800	408,700
	10	177,300	196,500	269,500	308,200	410,100
	11	179,100	199,100	271,500	310,600	411,500
	12	180,900	201,700	273,500	313,000	412,700
	13	182,800	204,400	275,400	314,800	414,000
	14	184,900	206,000	277,200	316,700	415,400
	15	187,000	207,600	279,000	318,600	416,700
	16	189,100	209,200	280,800	320,500	418,100
	17	191,200	211,200	283,000	322,900	419,300
	18	193,600	212,800	285,100	324,900	420,600
	19	196,000	214,400	287,200	326,900	421,700
	20	198,400	216,000	289,300	328,900	423,000
	21	200,400	217,500	291,500	331,000	424,200
	22	202,000	219,100	293,700	333,100	425,200
	23	203,600	220,700	295,900	335,200	426,500
	24	205,200	222,300	298,100	337,300	427,800
	25	206,900	223,800	300,500	339,100	429,100
	26	208,500	225,600	302,700	340,900	430,200
	27	210,100	227,400	304,900	342,700	431,200
	28	211,700	229,200	307,100	344,500	432,300
	29	213,200	230,800	308,900	346,500	433,600
	30	214,700	233,100	311,000	348,200	434,600
	31	216,200	235,400	313,100	349,900	435,800
	32	217,700	237,700	315,200	351,600	436,900
	33	219,500	240,600	317,000	353,200	438,100
	34	221,100	243,100	319,000	354,800	438,900
	35	222,700	245,600	321,000	356,400	439,800
	36	224,300	248,100	323,000	358,000	440,500
	37	225,700	250,200	325,100	359,700	441,400
	38	227,200	252,300	327,100	361,200	442,100
	39	228,700	254,400	329,100	362,700	442,800
	40	230,200	256,500	331,100	364,200	443,600
	41	231,800	258,900	333,200	365,400	444,600
	42	233,200	260,900	335,300	366,800	445,300
	43	234,600	262,900	337,400	368,200	446,100
	44	236,000	264,900	339,500	369,600	446,900
	45	237,500	267,100	341,300	371,200	447,800
	46	238,700	268,900	343,200	372,700	448,500
	47	239,900	270,700	345,100	374,200	449,300
	48	241,100	272,500	347,000	375,700	450,100

	49	242,400	274,600	349,200	376,800	451,000
	50	243,600	276,300	351,000	378,300	451,700
	51	244,800	278,000	352,800	379,800	452,500
	52	246,000	279,700	354,600	381,300	453,300
	53	247,400	281,500	356,000	382,300	454,200
	54	248,600	283,600	357,700	383,600	455,000
	55	249,800	285,700	359,400	384,900	455,800
	56	251,000	287,800	361,100	386,200	456,500
	57	252,300	290,300	361,800	387,100	457,400
	58	253,400	292,600	363,200	388,300	
	59	254,500	294,900	364,600	389,500	
	60	255,600	297,200	366,000	390,700	
	61	256,900	299,500	367,200	391,900	
	62	258,100	301,800	368,500	393,100	
	63	259,300	304,100	369,800	394,300	
	64	260,500	306,400	371,100	395,500	
	65	261,800	308,600	372,300	396,600	
	66	263,000	310,600	373,600	397,700	
	67	264,200	312,600	374,900	398,800	
	68	265,400	314,600	376,200	399,900	
	69	266,500	316,700	377,400	400,900	
	70	267,800	318,700	378,700	401,900	
	71	269,100	320,700	380,000	402,900	
	72	270,400	322,700	381,300	403,800	
	73	271,200	324,800	382,400	404,800	
	74	272,200	326,900	383,400	405,500	
	75	273,200	329,000	384,400	406,200	
	76	274,200	331,100	385,400	406,900	
	77	275,900	332,900	386,200	407,600	
	78	277,000	334,600	387,000	408,200	
	79	278,100	336,300	388,100	408,900	
	80	279,200	338,000	389,200	409,600	
再任 用職 員以 外の 職員	81	280,300	339,600	390,000	410,400	
	82	281,400	341,300	390,700	411,100	
	83	282,500	343,000	391,600	411,800	
	84	283,600	344,700	392,500	412,400	
	85	284,600	346,000	393,300	413,000	
	86	285,600	347,400	394,100	413,500	
	87	286,600	348,800	394,900	414,100	
	88	287,600	350,200	395,700	414,800	
	89	288,700	351,700	396,300	415,500	
	90	289,700	353,000	397,000	416,100	
	91	290,700	354,300	397,700	416,700	
	92	291,700	355,600	398,400	417,200	
	93	292,600	357,200	399,000	417,700	
	94	293,500	358,400	399,700	418,200	
	95	294,400	359,600	400,400	418,800	
	96	295,300	360,800	401,200	419,400	
	97	296,500	361,800	401,900	419,900	
	98	297,500	362,800	402,700	420,400	
	99	298,500	363,800	403,400	420,900	
	100	299,500	364,800	404,200	421,500	
	101	300,500	365,600	404,800	422,000	
	102	301,400	366,600	405,500	422,500	
	103	302,300	367,600	406,200	423,100	
	104	303,200	368,600	406,900	423,700	

105	304,200	369,300	407,600	424,200
106	304,900	370,200	408,300	424,700
107	305,600	371,100	409,000	425,200
108	306,300	372,000	409,800	425,800
109	307,000	372,800	410,400	426,300
110	307,300	373,700	410,900	426,800
111	307,600	374,700	411,400	427,400
112	307,900	375,700	411,900	428,000
113	308,700	376,300	412,500	428,500
114	309,000	377,100	412,900	429,000
115	309,300	378,000	413,400	429,500
116	309,600	378,900	413,900	430,100
117	309,900	379,700	414,500	430,700
118	310,300	380,400	415,000	431,100
119	310,700	381,100	415,500	431,700
120	311,200	381,900	416,000	432,300
121	311,800	382,500	416,500	432,700
122	312,100	383,300	417,000	
123	312,600	384,000	417,500	
124	313,100	384,700	418,000	
125	313,700	385,200	418,600	
126	314,000	385,900	419,100	
127	314,300	386,400	419,600	
128	314,500	387,000	420,100	
129	314,800	387,700	420,600	
130	315,000	388,300	421,100	
131	315,300	388,800	421,600	
132	315,600	389,300	422,100	
133	315,800	389,600	422,700	
134	316,000	390,100	423,300	
135	316,200	390,700	423,700	
136	316,500	391,300	424,200	
137	316,800	391,900	424,800	
138	317,000	392,400		
139	317,300	393,000		
140	317,600	393,600		
141	317,800	394,000		
142	318,000	394,500		
143	318,300	395,000		
144	318,500	395,600		
145	318,800	396,100		
146	318,900	396,600		
147	319,200	397,100		
148	319,500	397,700		
149	319,800	398,200		
150	319,900	398,600		
151	320,200	399,100		
152	320,500	399,600		
153	320,800	400,200		
154	321,000	400,600		
155	321,300	401,100		
156	321,600	401,700		
157	321,800	402,300		
158	322,000	402,700		
159	322,300	403,100		
160	322,600	403,700		

161	322,700	404,300			
162	323,000	404,700			
163	323,300	405,300			
164	323,500	405,800			
165	323,600	406,400			
166		406,800			
167		407,300			
168		407,800			
169		408,400			
170		408,800			
171		409,400			
172		409,900			
173		410,500			
174		410,900			
175		411,400			
176		411,900			
177		412,500			
178		412,900			
179		413,400			
180		413,900			
181		414,500			
182		415,000			
183		415,600			
184		416,000			
185		416,500			
再任用職員	228,300	264,600	289,500	316,700	397,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。



別表第6 (第3条関係)

## 消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	157,900	201,300	230,900	259,700	304,700	341,700	373,100	409,900
	2	159,600	203,100	232,700	261,600	306,900	344,200	375,600	413,000
	3	161,300	205,000	234,500	263,500	309,100	346,700	378,200	416,100
	4	163,000	206,800	236,300	265,400	311,300	349,200	380,900	419,300
	5	164,600	208,400	238,000	267,400	313,400	351,400	383,600	422,300
	6	166,400	210,200	239,800	269,400	315,700	353,900	386,300	425,400
	7	168,200	212,100	241,600	271,400	318,000	356,400	389,000	428,500
	8	170,000	213,900	243,400	273,400	320,300	358,900	391,700	431,700
	9	171,600	215,500	245,200	275,200	322,400	361,400	394,200	434,700
	10	173,500	217,300	247,100	277,200	324,700	364,000	397,000	437,800
	11	175,400	219,200	249,000	279,200	327,000	366,500	399,800	440,900
	12	177,300	220,900	250,900	281,200	329,300	369,200	402,500	444,100
	13	179,100	222,600	252,800	283,000	331,400	371,800	405,300	447,200
	14	181,000	224,500	254,800	285,000	333,700	374,400	407,900	450,400
	15	182,900	226,300	256,800	287,000	336,000	377,000	410,600	453,600
	16	184,800	228,000	258,800	289,000	338,300	379,600	413,300	456,800
	17	186,500	229,800	260,600	291,000	340,400	382,300	415,900	459,800
	18	188,400	231,800	262,600	293,000	342,700	384,800	418,600	462,900
	19	190,300	233,900	264,600	295,000	345,000	387,300	421,300	466,100
	20	192,200	235,800	266,600	297,000	347,300	389,800	424,000	469,300
	21	193,900	237,400	268,400	299,100	349,600	392,300	426,500	472,300
	22	195,700	239,400	270,400	301,100	352,000	394,600	429,100	475,400
	23	197,500	241,100	272,400	303,100	354,400	397,000	431,700	478,500
	24	199,300	243,100	274,400	305,100	356,800	399,400	434,300	481,600
	25	201,000	244,800	276,400	307,100	358,800	401,900	436,700	484,700
	26	202,800	246,600	278,400	309,100	361,100	404,200	439,200	487,600
	27	204,600	248,300	280,400	311,100	363,400	406,500	441,700	490,500
	28	206,400	250,200	282,400	313,100	365,700	408,800	444,200	493,500
	29	208,100	252,200	284,500	315,000	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	209,900	254,100	286,400	317,000	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	211,700	256,100	288,300	319,000	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	213,500	258,100	290,200	321,000	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	215,200	259,600	292,200	322,900	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	217,000	261,400	294,100	324,900	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	218,800	263,200	296,000	326,900	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	220,600	265,000	297,900	328,900	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	222,300	266,900	299,800	330,800	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	224,100	268,700	301,700	332,800	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	225,900	270,600	303,600	334,800	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	227,700	272,500	305,500	336,800	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	229,400	274,200	307,200	338,700	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	231,200	275,900	309,100	340,700	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	233,000	277,700	311,000	342,700	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	234,800	279,500	312,900	344,700	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	236,500	281,500	314,600	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	238,300	283,500	316,500	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	240,100	285,400	318,400	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	241,900	287,400	320,300	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	243,600	288,800	322,000	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	245,400	290,700	323,700	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	247,200	292,500	325,400	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	249,000	294,400	327,100	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	250,700	296,100	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	252,500	297,900	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	254,300	299,600	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	256,100	301,400	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	257,800	302,900	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	259,600	304,500	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	261,400	306,200	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	263,200	307,800	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	264,800	309,400	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	266,600	310,800	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	268,400	312,300	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	270,200	313,600	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	271,800	314,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	273,500	316,200	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	275,200	317,600	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	276,900	319,000	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	278,800	320,100	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	280,600	321,200	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	282,400	322,300	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	284,200	323,500	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任 用職 員以 外の 職員	73	285,800	324,500	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	287,500	325,200	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	289,200	326,100	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	290,900	327,000	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	292,700	328,000	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78	294,300	328,700	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79	295,900	329,600	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80	297,500	330,400	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81	299,000	331,200	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82	300,600	332,000	356,100	382,200	420,000	450,800		
	83	302,200	332,800	356,700	382,700	420,500	451,300		
	84	303,800	333,600	357,300	383,200	421,000	451,800		
	85	305,300	334,400	357,700	383,800	421,500	452,400		
86	306,500	335,100	358,200	384,300	422,000				
87	307,700	335,800	358,700	384,800	422,500				
88	308,900	336,400	359,200	385,300	423,000				
89	310,000	337,000	359,700	385,800	423,500				
90	311,100	337,600	360,200	386,300	424,000				
91	312,200	338,300	360,700	386,800	424,500				
92	313,300	339,000	361,200	387,300	425,000				
93	314,200	339,500	361,500	387,700	425,500				
94	315,000	340,000	361,900	388,200	426,000				
95	315,900	340,600	362,400	388,700	426,500				
96	316,800	341,200	362,900	389,200	427,000				
97	317,500	341,700	363,200	389,600	427,500				
98	318,100	342,300	363,600	390,000	428,000				
99	318,700	342,900	364,000	390,400	428,500				
100	319,400	343,500	364,400	390,800	429,000				
101	319,900	343,900	364,900	391,300	429,500				
102	320,500	344,400	365,300	391,700	430,000				
103	321,100	345,000	365,700	392,100	430,500				
104	321,800	345,500	366,100	392,500	431,000				

105	322,300	346,100	366,600	393,000	431,400				
106	322,900	346,600	367,000	393,400					
107	323,500	347,200	367,400	393,800					
108	324,100	347,800	367,800	394,200					
109	324,600	348,300	368,200	394,700					
110	325,200	348,800	368,600	395,100					
111	325,800	349,400	369,000	395,500					
112	326,400	350,000	369,400	395,900					
113	326,900	350,500	369,800	396,400					
114	327,400		370,200	396,800					
115	328,000		370,600	397,200					
116	328,600		371,000	397,600					
117	329,000		371,400	398,100					
118	329,500		371,800	398,400					
119	330,100		372,200	398,700					
120	330,700		372,600	399,000					
121	331,100		373,000	399,400					
122	331,700		373,300	399,700					
123	332,300		373,600	400,000					
124	332,900		373,900	400,300					
125	333,200		374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員	209,100	215,900	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800	

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

第2条 川崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

第6条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第7条 川崎市特別職員給与条例(昭和23年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第8条 川崎市特別職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(平成3年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第10条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年川崎市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第12条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第13条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成16年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第14条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第15条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の

167.5」に改める。

第16条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条及び第16条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(川崎市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第15条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第8条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第6条第3項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付研究員条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて、令和4年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第75号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例(平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

規

則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第69号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の118.5」に、「100分の190」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の111」に、「100分の108.5」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の93.5」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の87.5」を「100分の97.5」に改める。

第8条の4第1項第1号中「100分の47.5」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第70号

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則

川崎市民生委員の定数を定める規則(平成27年川崎市規則第33号)の一部を次のように改正する。

本則中「1,848人」を「1,857人」に改める。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月30日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第71号**

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

川崎市生活保護法施行細則（昭和47年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第28号様式の2中「つきましては」を「あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから」に改め、同様式（別紙）中「印」を削る。

第45号様式を次のように改める。



第45号様式

施術券及び施術報酬請求明細書（柔道整復）

川崎市 福祉事務所長 印

生活保護法施術券	分	地区担当	取扱担当者																													
	地区ケース番号	交付番号	この券の有効期間																													
			日から	日まで																												
	患者氏名		性別/生年月日	居住地																												
	(氏名)																															
指定施術者名			傷病名(部位)																													
施術報酬請求明細書	負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数	転帰																									
	1	.	.	.	.	.	治療・中止・転医																									
	2	.	.	.	.	.	治療・中止・転医																									
	3	.	.	.	.	.	治療・中止・転医																									
	4	.	.	.	.	.	治療・中止・転医																									
	5	.	.	.	.	.	治療・中止・転医																									
	負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による																															
	経過						請求区分	新規・継続																								
	施術日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	初検料	円		初検時相談支援料	円		往療料	km		回	円	金属副子等加算	回		円	施術情報提供料	回		円	明細書発行体制加算	回		円	計	円						円	
	加算(休日・深夜・時間外)	円		再検料	円		加算(夜間・難路・暴風雨雪)	円		柔道整復運動後療料	回		円																			円
	整復料・固定料・療料	(1) 円		(2) 円	(3) 円		(4) 円	(5) 円		計		円		計		円		計		円		計		円		計		円		計		円
	部位	通減%	通減開始月	通減開始日	後療料	回	円	冷電法料	回	円	温電法料	回	円	電療料	回	円	計	円	多部位	部位	円	長期	計	円							円	
	1	100	—																—	—												円
	2	100	—																—	—												
3	60	—																0.6	—													
4	100	—																—	—													
5	60	—																0.6	—													
6	100	—																—	—													
摘要(経過等)													合計															円				
													※ 社保負担(健・共)		有		無(割)										円					
													※ 本人支払額														円					
金属副子等加算日		1回目		2回目		3回目																								円		
柔道整復運動後療料加算日																														円		
明細書発行体制加算 加算日																														円		
施術証明欄	上記のとおり施術したことを証明します。																	所在地														
	年 月 日																	施術所														
																		名称														
																		電話														
																		指定施術者 氏名														

※印欄は、福祉事務所にて記入します。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告 示

川崎市告示第602号

令和4年第5回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 日 時 令和4年11月28日(月曜日) 午前10時
- 2 場 所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第603号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
小山 雄史	東横恵愛病院	川崎市宮前区有馬4丁目17番23号

川崎市告示第604号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和4年11月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法  
(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (3) 引取りに要する費用  
自転車 2,500円  
原動機付自転車 5,000円  
自動二輪車 10,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの

- 4 その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。  
(別紙省略)

川崎市告示第605号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年11月24日から令和4年12月8日まで一般の縦覧に供します。

令和4年11月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	子母口第88号線	川崎市高津区子母口954番7先	3.64	25.39	
		川崎市高津区子母口954番7先			
新	子母口第88号線	川崎市高津区子母口954番1先	4.00	25.39	
		川崎市高津区子母口954番1先			

川崎市告示第606号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年11月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年11月24日から令和4年12月8日まで一般の

縦覧に供します。

令和4年11月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
子母口 第88号線	川崎市高津区子母口954番1先 川崎市高津区子母口954番1先	

#### 川崎市告示第607号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年11月24日から令和4年12月8日まで一般の縦覧に供します。

令和4年11月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中野島 第89号線	川崎市多摩区中野島3丁目681番9先	5.00	24.91	
		川崎市多摩区中野島3丁目681番9先			
新	中野島 第89号線	川崎市多摩区中野島3丁目681番3先	6.00	24.91	
		川崎市多摩区中野島3丁目681番3先			

#### 川崎市告示第608号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年11月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年11月24日から令和4年12月8日まで一般の縦覧に供します。

令和4年11月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
中野島 第89号線	川崎市多摩区中野島3丁目681番3先 川崎市多摩区中野島3丁目681番3先	

#### 川崎市告示第609号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出及び同条第3項の規定による保有個人情報業務の届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和4年11月28日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（新規）

ア 市長 2件

(2) 個人情報ファイル（変更）

ア 市長 1件

#### 2 届出書

別紙のとおり（省略）

#### 川崎市告示第610号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和4年11月28日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 6件

イ 消防長 1件

ウ 教育委員会 6件

(2) 外部提供

ア 市長 10件

イ 病院事業管理者 2件

ウ 消防長 3件

エ 教育委員会 1件

#### 2 届出書

別紙のとおり（省略）

#### 川崎市告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年11月29日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いました。

たので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和4年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第613号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和4年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第614号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第330号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和4年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第615号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和4年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第616号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和4年11月29日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第617号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年11月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年11月29日から令和4年12月13日まで一般の縦覧に供します。

令和4年11月29日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

路線名	供用開始の区間	備考
丸子中山	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目327番2先	
茅ヶ崎	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目861番1先	

川崎市告示第618号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年11月29日から開始

します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年11月29日から令和4年12月13日まで一般の縦覧に供します。

令和4年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	備考
小杉陣屋町 第17号線	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目327番4先	隅き り部
	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目327番2先	

**川崎市告示第619号**

川崎市民事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年川崎市条例第4号）第6条の規定に基づき、次のとおり人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表しましたので、同条例第7条の規定に基づき告示します。

令和4年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別添略)

**公 告**

(案件1)

**川崎市公告第1197号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年11月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市多摩区東生田三丁目9340番4  
ほか2筆の一部  
1,326平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17  
株式会社 成建 代表取締役 常盤 孝一
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
令和4年4月19日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第11号

**川崎市公告第1198号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月16日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 市道東百合丘85号線道路補修(L型側溝)工事
	履行場所 麻生区東百合丘3丁目26番地先
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月2日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	主要地方道横浜上麻生舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6丁目26番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和5年2月28日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月2日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	市道向ヶ丘109号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区犬蔵2丁目5番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p>	



参 加 資 格	<p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月2日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名 市道宮前8号線舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区初山2丁目25番地先
	履 行 期 間 契約の日から90日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月2日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「市道宮前8号線舗装道補修(切削)工事」又は「市道鷺沼15号線道路補修(打換)工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「市道宮前8号線舗装道補修(切削)工事」、「市道鷺沼15号線道路補修(打換)工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
(案件5)	
競争入札に付する事項	<p>件 名 土橋南公園整備工事</p> <p>履行場所 川崎市宮前区土橋3丁目11-1番地</p> <p>履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月2日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。



## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	市道鷺沼15号線道路補修（打換）工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区鷺沼3丁目3番地先
	履 行 期 間	契約の日から110日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月2日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「市道宮前8号線舗装道補修（切削）工事」又は「市道鷺沼15号線道路補修（打換）工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「市道宮前8号線舗装道補修（切削）工事」、「市道鷺沼15号線道路補修（打換）工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	橋公園防球ネット設置工事
	履 行 場 所	川崎市高津区子母口565
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月5日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件8)

競争入札に付する事項	件名 川崎港海底トンネル本体改良その26工事
	履行場所 川崎市川崎区千鳥町地先
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「一般土木」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月5日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件9)

競争入札に付する事項	件 名	浮島2期廃棄物埋立護岸外周道路新設(その2)工事
	履行場所	川崎市川崎区浮島町地先
	履行期間	約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月5日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	幸区内自転車通行環境整備工事
	履 行 場 所	川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月5日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	市道古市場矢上線(Ⅱ)階段手摺補修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区北加瀬1丁目1番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月5日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件12)

競争入札に付する事項	件名	川崎区内道路補修（緊急22-2）工事
	履行場所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)	次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
	(4)	令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
	(5)	川崎市川崎区内に本社を有すること。
	(6)	令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。
	(7)	令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。
	(8)	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(9)	有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(10)	舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(11)	主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月5日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	



## (案件13)

競争入札に 付する事項	件 名	水路改修（高津）工事
	履 行 場 所	川崎市高津区新作3丁目20番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月2日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件14)

競争入札に 付する事項	件 名	生田住宅新築第1号エレベータ設備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田三丁目1064番1の一部
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>	

参加資格	(7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 川崎市発注のエレベータ設置工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年12月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件15)

競争入札に付する事項	件 名 東高津小学校ほか3校衛生器具設備改修その他工事
	履行場所 川崎市高津区北見方2丁目5番1号ほか3校
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年12月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第1199号

（仮称）西加瀬プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書等に関する公聴会の開催について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第23条2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第21条に定める事項について、次のとおり公

告します。

令和4年11月18日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価準備書等に関する公聴会  
の開催について

1 指定開発行為の名称

(仮称) 西加瀬プロジェクト

2 条例公聴会開催日時

令和4年12月3日(土) 午前10時00分から

3 条例公聴会開催場所

会場名 川崎市役所第4庁舎 4階 第6・第7会議室

所在地 川崎区宮本町3番地3

4 意見を聴こうとする事項

大気質、騒音、振動、景観、日照障害、風害、地域交通、温室効果ガス

5 公述人数

あらかじめ公述の申出があり、選定された15人

6 傍聴について

(1) 傍聴の申込・受付方法

- ・傍聴は事前申込で受け付けます。当日の傍聴申込の受付は行いません。
- ・ハガキ、ファクスもしくはホームページのフォームメールからお申込みください。
- ・ハガキ、ファクスの場合  
「氏名」「郵便番号・住所」「電話番号」及び「12月3日傍聴申込」を明記してお送りください。  
ハガキ宛先：〒210-8577 川崎区宮本町1番地  
川崎市環境局環境評価課宛て  
ファクス：044-200-3921 川崎市環境局環境評価課宛て
- ・フォームメールの場合  
次のホームページからお申し込みください。  
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000112416.html>
- ・申込1通につき1名の申込ができます。1名で複数通の申込を行った場合もしくは1通に複数名の申込が記入されている場合は無効とします。
- ・申込期限 令和4年11月27日(日)まで(必着)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴の定員は70名とし、2室に分けて行います。
- ・申込数が定員を超えた場合は抽選により傍聴人を決定します。結果は申込者全員に通知します。
- ・傍聴人には傍聴券を送付しますので当日持参してください。傍聴券がない場合は傍聴できません。

(2) 新型コロナウイルス感染症予防及び感染拡大防止

対策について

- ・傍聴人数は70人を上限とし、2室に分けています。
- ・マスクの着用及び手指消毒剤での消毒をお願いします。
- ・体調がすぐれない場合、発熱がある場合は傍聴を御遠慮ください。
- ・会場内での会話は控えてください。

(3) 傍聴人の遵守事項等

- ・傍聴は2室に分けて行い、1室はモニター視聴によって行います。通信状況によって、映像の乱れや一時的な停止の可能性があることをあらかじめご了承ください。公聴会の内容は後日公開する会議録で御確認いただけます。
- ・傍聴人は発言できません。
- ・傍聴人は係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴してください。  
これらの事項を遵守しない場合、議長の権限により退場を命ずることができます。

- ア 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為は行わないこと。
  - イ ゼッケン及びたすき等の着用、旗及びプラカード等の掲出その他の示威的行為をしないこと。
  - ウ 会場内でビラ等の配布はしないこと。
  - エ 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
  - オ 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
  - カ 会場内で食事をしないこと。
  - キ その他会場の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。
- 7 会議録について  
公聴会の会議録は開催の翌月中までにホームページで公開します。

川崎市公告第1200号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和4年11月18日



## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	初山住宅新築第2号工事家屋事後調査委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区初山2丁目900-61ほか
	履 行 期 間	川崎市宮前区初山2丁目900-61ほか
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年12月20日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	南百合丘小学校給食室等増築家屋事前調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺西1丁目26番1号ほか
	履 行 期 間	令和5年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年12月20日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	生田住宅（1・2号棟）解体第1期工事家屋事後調査委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田三丁目1064番1の一部ほか
	履 行 期 間	令和5年3月15日限り

参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和4年12月20日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1201号

次の公園墓地管理手数料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市長 福田紀彦

年度	手数料種別	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	公園墓地管理手数料	令和4年度分	令和4年12月9日	計630件

(別紙省略)

川崎市公告第1202号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和4年11月18日

川崎市長 福田紀彦

- 委託事業名  
令和4年度 川崎市映像アーカイブ活用事業実施委託
- 履行期限  
令和5年3月31日（金）
- 業務概要  
川崎市映像アーカイブは、市が保有・管理している市政ニュース映像や記録映像をホームページで公開し、市民が自由に閲覧できるようになっており、市制100周年を見据えた地域映像アーカイブ事業として、

市民のまちづくり意識の高揚、シビックプライド醸成を図ることを目的としている。

本事業では、2年後の市制100周年に向け、川崎市映像アーカイブをテーマ毎に短編映像として編集し、上映会用の映像および周知用冊子の制作等を委託する。

4 提案書の提出者の資格

- 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- プロポーザル実施日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種99（その他）・種目02（映画・ビデオ制作）で登録されていること。
- 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- 類似業務の受託実績を過去3年間に1件以上有すること。

5 担当部署

市民文化局市民文化振興室

6 参加意向申出書、仕様書等の配布及び参加申込

- 配布期間  
令和4年11月18日（金）から令和4年11月29日（火）
- 配布場所  
川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階  
市民文化局市民文化振興室  
※参加意向申出書、仕様書等は、川崎市ホームページからダウンロード可能。
- 提出書類  
ア 参加意向申出書（様式1）  
イ 過去の類似業務の受託実績を証する書類

- (4) 提出期限  
令和4年11月29日（火）午後5時  
※郵送の場合、令和4年11月29日（火）必着
- (5) 提出場所  
上記(2)と同じ
- (6) 提出方法  
持参・郵送
- (7) 参加資格確認結果通知書の交付  
参加意向申出書を提出した者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について確認後、参加資格確認結果通知書（様式5）を交付する。
- 7 企画提案書
- (1) 提出期限  
令和4年12月12日（月）午後5時  
※郵送の場合、令和4年12月12日（月）必着
- (2) 提出場所  
6(2)と同じ。
- (3) 提出方法  
持参・郵送
- (4) 提出書類  
ア 企画提案書 9部（A4判縦横どちらでも可。表紙を除き20ページ以内）  
イ 見積書 1部
- 8 企画提案会
- (1) 日時  
令和4年12月15日（木）午前10時から  
（時間は、後日、参加資格のある者に連絡する）
- (2) 場所  
川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室
- (3) 時間  
各者30分以内（説明20分、質疑応答10分）
- (4) 評価項目  
ア 全体コンセプト  
イ 企画提案（映像制作）  
ウ 企画提案（冊子制作）  
エ 実施体制及びスケジュール  
オ 業務実績
- (5) 評価の最高得点が同点だった場合  
最高得点の評価提案者が複数あった場合には、次の選考過程により最終順位を確定する。  
ア 「企画提案（映像制作）」の点数が最も高い者  
イ 上記アに該当する者が複数ある場合は、「企画提案（冊子制作）」の点数が最も高い者  
ウ 上記ア、イに該当する者が複数ある場合は、見積額が最も安価な者  
エ 上記ア、イ、ウでも同点の場合は、委員の協議により最終順位を決定する

- 9 関連情報を入手するための照会窓口  
市民文化局市民文化振興室（住所は6(2)と同じ）  
電話番号 044-200-2433  
メールアドレス 25bunka@city.kawasaki.jp
- 10 その他
- (1) 要請手続において使用する言語及び通貨  
日本語・円
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 提案書作成及び提出に関する費用負担  
提案者負担とする。
- (4) 業務規模概算額  
3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以下
- (5) 提出された書類は返却しない。

## 川崎市公告第1203号

## 入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和4～7年度川崎市立東菅小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立東菅小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和8年3月24日まで
- (4) 調達概要  
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めめる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する



委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

## (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月22日（木） 午前9時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

## (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

## (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約の手続等

### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

### (4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

## 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

## 川崎市公告第1204号

### 入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4～7年度川崎市立井田小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立井田小学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和8年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者

の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日(月)午前8時30分～令和4年

12月9日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月23日(金) 午前10時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3

川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結し

なかつた者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかつた者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかつた者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかつた者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1205号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和4～7年度川崎市立真福寺小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立真福寺小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和8年3月24日まで
- (4) 調達概要  
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。  
ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。  
イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

- (1) 配布、提出場所及び問合せ先  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当  
電 話：044-200-3299・3894(直通)  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布、提出期間  
令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日



(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日(火)まで必着とします。

#### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

#### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

#### 6 仕様に関する問合せ先

##### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

##### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日(月)午前8時30分～令和4年12月9日(金)午後5時

##### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

##### (4) 回答方法

令和4年12月14日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必

ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

##### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月21日(水) 午後1時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

##### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

#### 9 契約の手続等

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札

等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)と同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1206号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4～9年度川崎市立今井小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立今井小学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食

中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

#### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

### 6 仕様に関する問合せ先

#### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

#### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

#### (4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

### 8 入札の手続等

#### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行き、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

#### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月23日（金） 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3

川崎市教育文化会館 3階 第6・第

7 会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市

の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1207号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和4～7年度川崎市立東柿生小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立東柿生小学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和8年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。



- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
  - (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
  - (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
    - ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。
    - イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。
  - (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
  - (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。
- (1) 配布、提出場所及び問合せ先
 

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、

桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、

桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったと

き。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月21日（水） 午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入

札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

## 川崎市公告第1208号

### 入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

令和4～9年度川崎市立橋小学校給食調理等業務委託

##### (2) 履行場所

川崎市立橋小学校

##### (3) 履行期間

令和5年3月27日から令和10年3月24日まで

##### (4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不

履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運營業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

#### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

##### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0444 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

##### (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日(火)まで必着とします。

#### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

#### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治  
安田生命川崎ビル10階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当  
電 話：044-200-3299・3894（直通）  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年  
12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。ま  
た、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送  
信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入  
札参加資格があると認められた者からの質問に対する回  
答について、競争参加資格があると認められた者全  
社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。  
なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれか  
に該当するときは、この入札に参加することができま  
せん。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったと  
き。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加  
資格確認通知書の提示を求める場合があるので必  
ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその  
代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に  
立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立  
ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する  
委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入  
札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵  
送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含ま  
ない複数年（契約の全期間））の金額を記載する  
こと。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。  
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者  
心得第7条の規定により無効とされた者及び開札

に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

- ア 日時 令和4年12月22日（木） 午後4時00  
分
- イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第  
7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免  
除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札  
等において、落札したにもかかわらず契約を締結し  
なかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわ  
らず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第  
9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこ  
ととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の  
2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければ  
なりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効  
な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著  
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び  
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入  
札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免  
除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札  
等において、落札したにもかかわらず契約を締結し  
なかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわ  
らず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則  
第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しない  
こととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の  
10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争  
入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホー  
ムページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規  
定」において閲覧することができます。



## (4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

## 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

## 川崎市公告第1209号

## 入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
令和4～8年度川崎市立久地小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立久地小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和9年3月24日まで
- (4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

## 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」（<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>）において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウ

ンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるときがあるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月22日（木）午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1210号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和4～8年度川崎市立東高津小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立東高津小学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和9年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学

校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

FAX：044-2000-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、

令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めめる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。



エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。  
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月22日（木） 午後3時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1211号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和4～9年度川崎市立野川小学校給食調理等業

務委託

(2) 履行場所

川崎市立野川小学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加

の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日(月)午前8時30分～令和4年12月9日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送



信した旨を担当まで御連絡ください。

#### (4) 回答方法

令和4年12月14日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

##### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月22日(木) 午後1時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

##### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこ

ととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

#### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

#### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

#### 9 契約の手続等

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

##### (4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意

ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)と同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1212号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和4～9年度川崎市立宿河原小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立宿河原小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和10年3月24日まで
- (4) 調達概要  
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運營業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-210-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、

書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

#### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

#### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

#### 6 仕様に関する問合せ先

##### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治  
安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

##### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年  
12月9日（金）午後5時

##### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

##### (4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に

立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

##### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月22日（木） 午前10時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

##### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

#### 9 契約の手続等

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則

第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1213号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとお

り公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4～7年度川崎市立向丘小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立向丘小学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和8年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等



の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

#### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
楢垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

### 6 仕様に関する問合せ先

#### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
楢垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

#### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

#### (4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

### 8 入札の手続等

#### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

#### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月22日（木） 午前11時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

#### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免

除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1214号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和4～9年度川崎市立登戸小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立登戸小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和10年3月24日まで
- (4) 調達概要  
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委



託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
- ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。
- イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。
- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

#### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

#### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

#### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

#### 6 仕様に関する問合せ先

##### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

##### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

##### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

##### (4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月22日（木） 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額につい

て減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

## 川崎市公告第1215号

### 入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

令和4～8年度川崎市立坂戸小学校給食調理等業務委託

##### (2) 履行場所

川崎市立坂戸小学校

##### (3) 履行期間

令和5年3月27日から令和9年3月24日まで

##### (4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

#### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

##### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

##### (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日(火)まで必着とします。

#### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

#### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

#### 6 仕様に関する問合せ先

##### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治

安田生命川崎ビル10階  
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
 桧垣、千葉担当  
 電 話：044-200-3299・3894（直通）  
 F A X：044-200-1810  
 電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年  
 12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間）の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月22日（木）午後3時00

分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
 川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約



(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

#### 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)と同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

#### 川崎市公告第1216号

##### 入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和4～9年度川崎市立久本小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立久本小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和10年3月24日まで
- (4) 調達概要  
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

#### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

- (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治  
安田生命川崎ビル10階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当  
電 話：044-200-3299・3894（直通）  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治  
安田生命川崎ビル10階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当  
電 話：044-200-3299・3894（直通）  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれか

に該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

- ア 日時 令和4年12月22日（木） 午後2時30分
- イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。



## (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約の手続等

## (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

## (4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

## 10 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

## (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

## (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

## 川崎市公告第1217号

## 入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件 名

令和4～7年度川崎市立宮崎台小学校給食調理等業務委託

## (2) 履行場所

川崎市立宮崎台小学校

## (3) 履行期間

令和5年3月27日から令和8年3月24日まで

## (4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

## (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

## (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登録されていること。

## (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

## (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

## (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

## (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいて

も自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録

している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるときがあるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。  
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月22日(木) 午前11時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホー

ムページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1218号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4～8年度川崎市立中央支援学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立中央支援学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和9年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理

等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日(月)午前8時30分～令和4年12月9日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日(水)午後5時までに、競争入



札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。  
なお、電話等による問合せには一切応じません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手續等

##### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。  
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

##### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月21日（水） 午前10時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

##### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければ

なりません。

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

#### 9 契約の手續等

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

##### (4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特

定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3 (1) に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1219号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和4～8年度川崎市立宮前小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立宮前小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和9年3月24日まで
- (4) 調達概要  
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、

これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当  
電 話：044-200-3299・3894（直通）  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧



3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

## 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

## 6 仕様に関する問合せ先

### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治  
安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日(月)午前8時30分～令和4年  
12月9日(金)午後5時

### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

### (4) 回答方法

令和4年12月14日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月23日(金) 午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約の手続等

### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の

10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)と同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1220号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4～7年度川崎市立聾学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立聾学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和8年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を

理由として、契約解除を受けていないこと。

### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

#### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894 (直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日(火)まで必着とします。

### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

### 6 仕様に関する問合せ先

#### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894 (直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日(月)午前8時30分～令和4年12月9日(金)午後5時

#### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

#### (4) 回答方法

令和4年12月14日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

### 8 入札の手続等

#### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

#### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月21日(水) 午前11時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

#### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結し

なかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1221号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4～7年度川崎市立大師小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立大師小学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和8年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による



指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

#### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日

（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

#### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

#### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

#### 6 仕様に関する問合せ先

##### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

##### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

##### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

##### (4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必



ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月23日（金） 午後3時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札

等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

## 川崎市公告第1222号

## 入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

令和4～9年度川崎市立日吉小学校給食調理等業務委託

## (2) 履行場所

川崎市立日吉小学校

## (3) 履行期間

令和5年3月27日から令和10年3月24日まで

## (4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食

中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運營業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

## 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなればなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

## (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

## (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

## 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

## 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

## 6 仕様に関する問合せ先

## (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電 話 : 044-200-3299・3894 (直通)

F A X : 044-200-1810

電子メール : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日(月)午前8時30分～令和4年12月9日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月23日(金) 午前11時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第

7 会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市

の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

#### 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

#### 川崎市公告第1223号

##### 入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
令和4～7年度川崎市立東門前小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立東門前小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和8年3月24日まで
- (4) 調達概要  
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。  
ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。  
イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。
- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

#### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

##### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、



桧垣、千葉担当  
 電 話：044-200-3299・3894（直通）  
 F A X：044-200-1810  
 電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階  
 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当  
 電 話：044-200-3299・3894（直通）  
 F A X：044-200-1810  
 電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったと

き。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるところがあるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月23日（金） 午後3時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
 川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入



札は、無効とします。

## 9 契約の手続等

### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

### (4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

## 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)と同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

## 川崎市公告第1224号

### 入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和4～9年度川崎市立下沼部小学校給食調理等業務委託

#### (2) 履行場所

川崎市立下沼部小学校

#### (3) 履行期間

令和5年3月27日から令和10年3月24日まで

#### (4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不

履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あって令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

#### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

### 6 仕様に関する問合せ先

#### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

#### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

#### (4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

### 8 入札の手続等

#### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札

に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

- ア 日時 令和4年12月23日(金) 午前11時00分
- イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1225号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
令和4～9年度川崎市立南菅小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立南菅小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和10年3月24日まで
- (4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

## 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウ

ンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

### (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

## 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

## 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

## 6 仕様に関する問合せ先

### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

### (4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。



なお、電話等による問合せには一切応じません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月21日（水） 午後4時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約の手続等

### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

### (4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

## 10 その他



- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)と同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1226号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和4～9年度川崎市立大谷戸小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立大谷戸小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和10年3月24日まで
- (4) 調達概要  
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学

校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなればなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、

令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認めた者には、仕様書等も併せて交付します。

## 6 仕様に関する問合せ先

### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治  
安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日(月)午前8時30分～令和4年  
12月9日(金)午後5時

### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

### (4) 回答方法

令和4年12月14日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月22日(木) 午後4時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約の手続等

### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1227号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和4～9年度川崎市立田島支援学校(本校)及

び田島支援学校(桜校)給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立田島支援学校(本校)及び田島支援学校(桜校)

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
  - (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
  - (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
    - ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。
    - イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。
  - (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
  - (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。ま

た、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月21日（水） 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第



9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性も

ありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1228号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4～9年度川崎市立栗木台小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立栗木台小学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所が



あること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

#### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日

曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

#### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

#### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

#### 6 仕様に関する問合せ先

##### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

##### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

##### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

##### (4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその

代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月21日（水） 午前11時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかか

わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1229号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和4～7年度川崎市立犬蔵中学校・中野島中学校給食調理等業務委託

### (2) 履行場所

川崎市立犬蔵中学校・中野島中学校

### (3) 履行期間

令和5年3月27日から令和8年3月24日まで

### (4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運營業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

## 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

### (1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 新(しん)担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

### (2) 配布、提出期間

令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日(火)まで必着とします。

## 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

## 5 競争参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

## 6 仕様に関する問い合わせ先

### (1) 問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 新(しん)担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日(月)午前8時30分～令和4年12月9日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月21日(水) 午後4時30分

イ 場所 川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3の(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わ



ります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」を御確認ください。

#### 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

#### 川崎市公告第1230号

##### 入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和4～8年度川崎市立南百合丘小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立南百合丘小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和9年3月24日まで
- (4) 調達概要  
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

#### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

- (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）



F A X : 044-200-1810

電子メール : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0001 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、桧垣、千葉担当

電話 : 044-200-3299・3894 (直通)

F A X : 044-200-1810

電子メール : 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日(月)午前8時30分～令和4年12月9日(金)午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月21日(水) 午後3時00分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3 川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手續等

## (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

## (4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

## 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市

は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

## 川崎市公告第1231号

## 入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

令和4～7年度川崎市立古川小学校給食調理等業務委託

## (2) 履行場所

川崎市立古川小学校

## (3) 履行期間

令和5年3月27日から令和8年3月24日まで

## (4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行

のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当  
電話：044-200-3299・3894（直通）  
FAX：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電話：044-200-3299・3894（直通）

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月23日(金) 午後1時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条

例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1232号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4～8年度川崎市立麻生小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立麻生小学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和9年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点



検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失



競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月21日（水） 午後2時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著

しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約の手続等

### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

### (4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

## 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1233号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
令和4～7年度川崎市立南生田小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市立南生田小学校
- (3) 履行期間  
令和5年3月27日から令和8年3月24日まで
- (4) 調達概要  
給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

- この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
  - (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
  - (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
    - ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当  
電 話：044-200-3299・3894(直通)  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日(月)から令和4年11月29日(火)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日(火)まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日(月)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有

資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

## 6 仕様に関する問合せ先

### (1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治  
安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

### (2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年  
12月9日（金）午後5時

### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

### (4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載する

こと。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。

ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月21日（水） 午後3時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約の手続等

### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争

入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1234号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
令和4～8年度川崎市立大戸小学校給食調理等業務委託
- (2) 履行場所

川崎市立大戸小学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和9年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教



育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
松垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 配布、提出期間

令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
松垣、千葉担当

電 話：044-200-3299・3894（直通）

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるところがあるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月23日（金） 午前9時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の



2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわ

さき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市

川崎市公告第1235号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和4～9年度川崎市立向小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立向小学校

(3) 履行期間

令和5年3月27日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において令和3・4年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」・種目「給食サービス」で掲載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
- ア 令和4年10月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和4年10月1日現在において不履行のないこと。
- イ 令和元、令和2、令和3年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和4年度の受託実績が3校以上あつて令和4年10月1日現在において不履行のないこと。
- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、平成29年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、平成29年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立小学校等給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。
- (1) 配布、提出場所及び問合せ先
- 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当  
電 話：044-200-3299・3894（直通）  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 配布、提出期間
- 令和4年11月21日（月）から令和4年11月29日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和4年11月29日（火）まで必着とします。

- 4 資料の縦覧
- 3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。
- 5 競争参加資格確認通知書の交付
- 上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和4年12月5日（月）午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。
- また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。
- 6 仕様に関する問合せ先
- (1) 問合せ先
- 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル10階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室 西村、  
桧垣、千葉担当  
電 話：044-200-3299・3894（直通）  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp
- (2) 問合せ期間
- 令和4年12月5日（月）午前8時30分～令和4年12月9日（金）午後5時
- (3) 問合せ方法
- 入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。
- (4) 回答方法
- 令和4年12月14日（水）午後5時までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札の方法
- ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求められる場合があるので必ず持参すること。
- イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する

委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月23日（金） 午後2時30分

イ 場所 川崎市川崎区富士見2-1-3  
川崎市教育文化会館 3階 第6・第7会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性がありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1236号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和4年11月21日

川崎市長 福田紀彦

## 1 プロポーザルに付する事項

## (1) 件名

幸市民館・図書館老朽化対策等基本計画策定支援業務委託

## (2) 目的

幸市民館・図書館は築40年以上が経過しており、施設全体の老朽化等の状況と長寿命化に向けた整備手法等を把握するため、令和3年度に「幸市民館・図書館長寿命化に向けた調査等業務委託」を実施しました。

本業務は、過年度の調査等の結果を踏まえ、幸市民館・図書館が今後も市民の生涯学習活動を支える拠点となるよう、施設の老朽化対策等の内容及び範囲を検討し、基本計画（案）の策定作業の支援等を目的とします。

## (3) 契約期間

契約締結日から令和6（2024）年3月31日まで

## (4) 履行場所

川崎市幸区戸手本町1-11-2

## (5) 選定方法

公募型プロポーザル方式による提案審査

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類及び提出団体から審査員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、採択者を決定します。

## (6) 事業規模（予算概算額）

33,550,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

## (7) プロポーザルに関する日程（予定）

募集開始	令和4年11月21日（月）
質問受付開始	令和4年11月21日（月）
質問提出締切	令和4年12月2日（金）
参加意向申出書提出締切	令和4年12月5日（月）午前中必着
質問回答送付	令和4年12月8日（木）
参加資格確認結果通知書送付	令和4年12月8日（木）
企画提案書等の提出締切	令和4年12月14日（水）午前中必着
プロポーザル評価委員会の開催	令和4年12月19日（月）予定
審査結果通知	令和5年1月上旬

## 2 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	教育委員会事務局生涯学習部 生涯学習推進課 飯島、金田
所在地	〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル3階
電話番号	044-200-1308
電子メール	88syogai@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

## 3 参加者の資格要件

## (1) 応募者の資格要件

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。

ア 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士登録事業者であること。

イ 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種（建築設計）・種目（意匠設計又は構造設計）に登録されている者。

※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱います。

ウ 本業務の配置予定技術者として次の要件を満たすものを各1名配置できる者。ただし、(ア)～(ウ)は、建築物のスケルトン改修工事（耐震補強工事を含む）の設計に関する実績を有する者（竣工済みのものに限る）に限る。

(ア) 一級建築士免許取得後5年以上の業務経験を有する管理技術者

(イ) 一級建築士免許を有する意匠主任技術者

(ウ) 構造設計一級建築士免許を有する構造主任技術者

(エ) 建築設備士又は設備設計1級建築士免許及び5年以上の業務経験を有する電気設備主任技術者

(オ) 建築設備士又は設備設計1級建築士免許及び5年以上の業務経験を有する機械設備主任技術者

エ 次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(イ) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(ウ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(エ) 応募者又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(オ) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(カ) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者



(2) 協力事務所又は協力者の資格要件

応募者は、本業務に関する管理技術者及び意匠主任担当技術者を除く担当業務分野について、3 (1)ウの条件を満たす協力事務所又は協力者（以下「協力事務所等」という。）を加えることができます。なお、協力事務所等とは、応募者の組織に所属していない者を、組織体制に加える場合を指します。

協力事務所等となった者及びその者の所属する企業は本プロポーザルの応募者となることができません。

4 参加意向申出

この企画提案に参加を希望する応募者は次により参加意向申出書を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 応募者の企業概要（任意様式）

※パンフレット等の応募者の組織概要が分かるもの

ウ 管理技術者・主任技術者一覧（様式2）

※3 (1)ウの資格要件が確認できるように記載

エ 協力事務所等同意書（様式3）

※該当がある場合

オ 応募者の主要業務実績の詳細（様式4）

(2) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限ります。

(3) 提出期限

令和4 (2022) 年12月5日 (月) 午前中必着

(4) 参加資格確認結果通知書

参加者の資格要件に基づく審査を行い、その結果を令和4 (2022) 年12月8日 (木) までに参加資格確認結果通知書（様式6）の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

なお、本通知書を受領後に参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに、持参又は郵送により辞退届（様式7）を提出してください。

5 企画提案に関する質問の取扱い

(1) 質問方法

質問は事前連絡の上、質問書（様式5）を電子メールで送付してください。

※送信後に担当部署に到達したことを確認してください。

(2) 受付期限

令和4 (2022) 年11月21日 (月) から令和4 (2022) 年12月2日 (金) まで

(3) 回答方法

質問者を含めたすべての参加意向申出書等提出者に対して、令和4 (2022) 年12月8日 (木) に電子メールで回答します。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）【15部】

A4版とし、表紙を除き5頁程度で作成してください。

(ア) 仕様書に基づき、業務内容についての実施方針、特定テーマについて具体的に記載してください。作成にあたっては、後述する7 (2) 評価基準を参考にしてください。なお、特定テーマは次のとおりです。

特定テーマ1：本業務では、施設が抱える課題やニーズを整理し、施設に必要なとなる機能

・対策、諸室の構成・規模等をメリット、デメリット、コスト等の比較を行い、老朽化対策等の条件を整理する必要があります。検討から決定までの手法について考え方を御提案ください。

特定テーマ2：本業務では、諸室のゾーニング計画を行い、老朽化対策等の方向性を検討したうえで、建築計画、設備計画、構造計画等の立案を行い、必要となる老朽化対策等の内容及び範囲を検討する必要があります。検討から決定までの手法について考え方を御提案ください。

(イ) 提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法について提案してください。

(ウ) 概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

イ 添付書類（任意様式）【各15部】

(ア) 提案者概要（企業パンフレット等）

(イ) 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）

(ウ) 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）

(エ) 所要経費・概算見積書

ウ 提出書類の取り扱い

(ア) 提出書類は返却しません。



(イ) 提出期限後は、原則として、提出書類の差し替え、追加は認めません。

(ウ) 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(2) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(3) 提出期限

令和4(2022)年12月14日(水)午前中必着

7 選定方法

(1) 選定方法・審査体制

事業者の選定は、川崎市役所内にプロポーザル評価委員会を設け、提出書類の審査及びプレゼンテーションの審査を行い、提案者の中から最優秀者を選定します。なお、見積金額が予算概算額を超える場合は、失格とします。

基準点は、満点の6割以上とし、基準点を越えた提案者について適正と判断します。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した提案者が複数の場合(同点の場合)は、次の順で事業者を選定するものとします。

ア 「企画力」の得点が高い提案を採用する。

イ 見積金額が低い提案を採用する。

(2) 評価基準

評価項目	配点
1 業務実施体制	30
(1) 業務実施に必要な専門知識・業務経験を有している。	5
(2) 業務実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	10
(3) 業務を円滑、かつ確実に実施するための業務スケジュールが示されている。	10
(4) 企画提案に見合った適正な見積金額であると認められる。	5
2 企画力	60
(1) 市民等への意見聴取の内容等が具体的かつ効率的で、参加者の素直な意見を引き出す内容・手法等の提案がされている。	10
(2) 特定テーマ1について、実行可能で効率的・効果的な提案がされている。	20
(3) 特定テーマ2について、実行可能で効率的・効果的な提案がされている。	20
(4) 仕様書に記述されている水準以上の提案(上積み)がある。	10
3 実績評価	10
(1) 本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できる。	10
総合評価	100

(3) プロポーザル評価委員会の実施

ア 日程・場所

日程 令和4(2022)年12月19日(月) 予定

場所 川崎市役所会議室

※時刻、場所等の詳細は各提案者へ別途通知いたします。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日時、場所等について変更する場合があります。

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明15分、質疑応答10分程度とします。

ウ 実施方法等

(ア) プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。

(イ) プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

(ウ) 使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。

(エ) インターネット環境はありません。

(オ) プロジェクター、モニター等の機器は利用できません。

(4) 審査結果の通知

審査後、速やかに結果通知書(様式8)を各提案者あてに郵送で通知します。(令和5(2023)年1月上旬発送予定)

なお、審査結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

8 その他の留意事項

(1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。

(2) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。

(3) プロポーザル評価委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて、見積書の提出を求めることとなります。

(4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。

(5) 川崎市では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を川崎市個人情報保護条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、

市政の適正かつ公正な運営を図っています。条例第14条第1項には、個人情報に係る事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本業務の受注者についても同条の規定が適用されます。

(6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。

(7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受注者で協議の上、定めることとします。

川崎市公告第1237号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月24日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	二ヶ領本川 小泉堰代替ポンプ施設電気設備撤去他工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸1998番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和4年12月12日 14時30(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	市道中幸町2号線道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市幸区中幸町4丁目21番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p>	

参加資格	<p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「市道幸10号線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（打換）工事」、「市道古市場118号線道路補修（打換）工事」、「市道東古市場11号線道路補修（打換）工事」又は「市道中幸町2号線道路補修（打換）工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「市道幸10号線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（打換）工事」、「市道古市場118号線道路補修（打換）工事」、「市道東古市場11号線道路補修（打換）工事」、「市道中幸町2号線道路補修（打換）工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	市道古市場118号線道路補修（打換）工事
	履行場所	川崎市幸区古市場1864番地先他2箇所
	履行期間	契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている</p>	

参加資格	<p>こと。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「市道幸10号線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（打換）工事」、「市道古市場118号線道路補修（打換）工事」、「市道東古市場11号線道路補修（打換）工事」又は「市道中幸町2号線道路補修（打換）工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「市道幸10号線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（打換）工事」、「市道古市場118号線道路補修（打換）工事」、「市道東古市場11号線道路補修（打換）工事」、「市道中幸町2号線道路補修（打換）工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	市道幸10号線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（打換）工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4丁目37番地先
	履行期間	契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>	

参加資格	(9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 入札参加者は、「市道幸10号線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（打換）工事」、「市道古市場118号線道路補修（打換）工事」、「市道東古市場11号線道路補修（打換）工事」又は「市道中幸町2号線道路補修（打換）工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「市道幸10号線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（打換）工事」、「市道古市場118号線道路補修（打換）工事」、「市道東古市場11号線道路補修（打換）工事」、「市道中幸町2号線道路補修（打換）工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください</p>

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	市道小倉63号線道路補修（切削）工事
	履行場所	川崎市幸区小倉2丁目33番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	



契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件6)

競争入札に付する事項	件 名	市道川崎町田線舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市幸区南幸町2丁目21番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件7)

競争入札に付する事項	件 名	市道東古市場11号線道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市幸区東古市場1番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p>	

参加資格	<p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「市道幸10号線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（打換）工事」、「市道古市場118号線道路補修（打換）工事」、「市道東古市場11号線道路補修（打換）工事」又は「市道中幸町2号線道路補修（打換）工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「市道幸10号線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（打換）工事」、「市道古市場118号線道路補修（打換）工事」、「市道東古市場11号線道路補修（打換）工事」、「市道中幸町2号線道路補修（打換）工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## (案件8)

競争入札に付する事項	件名	川崎区内自転車通行環境整備工事
	履行場所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>	

参加資格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件9)

競争入札に付する事項	件名 川崎区内自転車通行環境整備（危険箇所）工事
	履行場所 川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月9日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	市道東門前4号線道路補修(切削・打換)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東門前2丁目4番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月9日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	生田小学校下校庭擁壁等整備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田7丁目16番地内
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企</p>	

参加資格	業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月9日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件名	市道鋼管通線舗装道補修（切削）工事
	履行場所	川崎市川崎区鋼管通2丁目19番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月9日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	



## (案件13)

競争入札に 付する事項	件 名	市道堰67号線歩道設置（改築）工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区堰3丁目8番地先他1箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月9日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件14)

競争入札に 付する事項	件 名	中野島3号橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島1丁目25番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企</p>	

参 加 資 格	業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月9日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1238号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

ラゾーナ川崎プラザソルガスヒートポンプエアコン  
長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町72-1 ラゾーナ川崎プラザ5  
階 ラゾーナ川崎プラザソル

(3) 履行期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

ラゾーナ川崎プラザソルに設置されているガスヒ  
ートポンプエアコン(ヤンマー製ビル用マルチエ  
アコン YNZP-G1シリーズ)4台のオーバーホ  
ール整備、試運転調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満  
たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種  
「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」  
に登録されている者であること。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域  
区分「市内」で登録されている者。

(4) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評  
価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本  
市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時にお  
ける本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録  
があること。

(5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関す

る法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による  
中小企業者であること。

(6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。

(7) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業  
務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有する  
こと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び  
問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般  
競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証す  
る書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してく  
ださい。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビ  
ル9階

川崎市市民文化局市民文化振興室 文化芸術支援  
担当

電話 044-200-2280(直通)

FAX 044-200-3248

E-mail 25bunka@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年11月25日(金)から令和4年12月2日  
(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時  
から午後5時までとします。(ただし、土曜日、  
日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及

び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3  
(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3  
(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者  
には印刷物を配布します。また、川崎市のホームペ  
ージ「入札情報かわさき」において、本件の公表情  
報詳細のページからダウンロードできます。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者  
には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交  
付します。

##### (1) 日時

令和4年12月7日(水)午後1時から午後5時ま  
で

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に  
電子メールのアドレスを登録している場合は、電子  
メールで配信されます。

##### (2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

#### 6 仕様に関する問合せ

##### (1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

##### (2) 質問受付期間

令和4年12月7日(水)から令和4年12月12日  
(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時か  
ら午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、  
祝日等の本市閉庁日を除きます。

##### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出  
してください。

##### (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25bunka@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3248

##### (5) 回答方法

令和4年12月15日(木)午後5時までに、一般競  
争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子  
メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、  
この入札の参加資格を満たしていない者からの質問  
に関しては回答しません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入  
札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各  
号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等  
について、虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続き等

##### (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契  
約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記  
載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書  
を入札件名が記載された封筒に封印して持参して  
ください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金  
額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札  
書に記載した金額の10%)を加算した金額をもっ  
て契約金額とします。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

###### ア 入札日時

令和4年12月23日(金)午後2時00分

###### イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティア  
ビル9階

川崎市市民文化局会議室

##### (3) 入札書の提出方法

持参とします。

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札  
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価  
格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び  
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入  
札は無効とします。

#### 9 契約の手続き等

##### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免  
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ  
ればなりません。

##### (2) 前払金

否

##### (3) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入  
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情  
報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先  
の場所で閲覧することができます。

#### 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限りま。

- (2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1239号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
教職員人事評価システム機器賃貸借契約
- (2) 履行場所  
川崎市総合教育センター  
川崎市高津区溝口六丁目9-3
- (3) 履行期限  
令和5年3月1日から令和10年2月29日まで
- (4) 調達物品の概要  
仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加を希望するには、次の事項を全て満たしている必要があります。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録され、かつランクA又はBに格付けされていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書（様式1）」を提出してください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル2階  
川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 担当：永井  
電話 044-200-0366（直通）  
電子メール：88kyojin@city.kawasaki.jp

- (2) 提出期間  
令和4年11月25日（金）から令和4年12月2日（金）17時まで（必着）

- (3) 提出物  
入札参加資格確認申請書

- (4) 入札参加資格確認申請書の提出方法  
電子メール又は郵便による提出とします。  
電子メールの場合は、PDF形式のファイルを12月6日（火）17時までに送付するものとし、併せて原本を郵送にて送付してください。

電子メール又は郵便ともに、電話にて到着確認を行ってください。

- (5) 仕様書等の縦覧  
本契約に係る仕様書及び入札説明書は、3(1)の場所に置いて、入札参加資格確認申請書の提出期間中、配布するほか、以下のURLのウェブページ内で公開します。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000145241.html>

4 入札の手続き

- (1) 日程の概要  
入札手続の日程概要は次のとおりです。

項目	日程
入札参加資格確認結果通知書の送付	令和4年12月6日（火）
仕様等に関する質問の提出期限	令和4年12月7日（水）
仕様等に関する質問への回答	令和4年12月9日（金）
カタログ等の提出	令和4年12月13日（火）
入札及び開札	令和4年12月16日（金）

- (2) 日程の詳細  
日程の詳細は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認通知書の送付  
入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、入札参加資格確認通知書を送付します。

- (ア) 送付日  
令和4年12月6日（火）までに送付します。

- (イ) 送付方法  
電子メールにて送付します。

イ 仕様等に関する質問  
(ア) 質問の方法  
本説明書及び仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「質問書（様式2）」に必要事項を記入の上、電子メールにて送付してください、

- (イ) 質問の受付期間  
令和4年12月2日（金）9時から令和4年12月7日（水）17時まで

## (ウ) 回答

令和4年12月9日(金)までに、質問者名を伏せた上で、入札参加資格のある業者の全ての質問及び回答を参加者宛てに電子メールにて送付します。

## ウ カタログ等の提出

入札参加者は、納品予定の機器の性能等を把握できるカタログ等を、次のとおり提出してください。

## (ア) 提出期限

令和4年12月13日(火)17時まで(必着)

## (イ) 提出方法

持参、郵送及び電子メールによる提出とします。

持参及び郵送の場合は、提出場所は3(1)のとおりとします。

電子メールの場合は、PDF形式のファイルを送付してください。

## (ウ) 疑義に関する説明

提出されたカタログ等の内容について、仕様書に規定する性能を満たすか否か疑義が生じた場合、本市から説明を求めることがあります。

## エ 入札及び開札

## (ア) 入札の方法

a 入札は5年間のリース総額で行います。

なお、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。

b 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税及び地方消費税を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。

c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。

d 入札書の提出方法は、持参とします。

## (イ) 入札及び開札の日時

## a 日時

令和4年12月16日(金)10時00分

## b 場所

川崎市川崎区宮本町3番地3 第4庁舎4階第1会議室

## (ウ) 入札保証金

入札保証金は免除します。

## (エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、入札参加資格確認結果通知書を必ず持参してください。代理人が

入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち合いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

## (オ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (カ) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

## (キ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 5 契約手続き等

## (1) 契約保証金

契約保証金は、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条第5号の規定により、納付を免除します。

## (2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

## (3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において閲覧することができます。

## 6 その他

## (1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 本入札説明書に定めのない事項

本入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

## (3) 予算の減額又は削除があった場合の契約の変更又は解除

ア 本市は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、本件契約を変更又は解除することができるものとします。

イ アに規定する場合において本市が本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はそ



の損失の補償を本市に対して請求することができるものとします。この場合における補償額は、本市と受注者とが協議して定めるものとします。

川崎市公告第1240号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度国民健康保険料納入通知書等に係る帳票作成及び封入封緘等業務委託

(2) 履行場所

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課、各区役所保険年金課及び支所区民センター

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。

(4) 本市国民健康保険システム(NEC製「COKAS-X」)を使用)で取扱う以下のフォントを正しく印字できる環境を有していること

ア 川崎市明朝(川崎市独自フォント)

イ 川崎市明朝用外字フォント(川崎市独自フォント)

ウ 川崎市拡張フォント(川崎市独自フォント)

エ 川崎市拡張用外字フォント(川崎市独自フォント)

※上記アからエのフォントを表示するソフトウェアとして「FontAvenue外字コントロール2000」(NEC製)がある。

※上記アからエのフォントファイル(拡張子:.TTF/.TTE)について、配布する。

(5) 令和3年4月1日以降に、本市または同規模程度の官公庁(政令指定都市等)において、類似の業務(一度に扱うデータ件数が150,000件程度となる封入物を作成し、封入封緘する業務)に関する契約実績があること。

3 一般競争入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル12階

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 担当: 澤田

電話: 044-200-2637 FAX: 044-200-3930

MAIL: 40hoken@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和4年11月25日(金)から令和4年12月1日(木)まで(土曜日、日曜日除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 実績調書

ウ 契約実績を証する書類(契約書の写し等)

なお、この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

(4) 提出方法

持参に限ります。

入札参加申込書、実績調書、仕様書、その他本入札に必要な様式及び資料は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」→「入札情報」→「入札情報(入札公表・落札結果)」→物品欄の「入札公表」の中にあります。

ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、一般競争入札参加資格確認通知書を令和4年12月5日(月)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書・入札に関する問合せ

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和4年12月5日(月)から令和4年12月9日(金)まで(土曜日、日曜日除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## (3) 問合せ方法

「入札公表」からダウンロードした「質問書」の様式に必要な事項を記入し、上記3(1)のFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨を担当まで電話で御連絡ください。

## (4) 回答

質問に対する回答は、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和4年12月13日(火)午後5時15分までに、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に対し、入札参加申込書記載の電子メールアドレスに送付します。なお、回答後の再質問は受け付けません。

## 6 一般競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

## (1) 入札方法

ア 入札は、単価に予定数量を乗じた金額の合計(総価)によって行います。ただし、契約する際は、その者が積算内訳書に記載した単価によるものとします。

イ 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書の予定数量に記載された項目ごとに消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた単価を見積り、各単価に予定数量を乗じた額を合計した金額を入札書に記載してください。

ウ 入札は、所定の入札書をもって行います。また、仕様書の予定数量に記載された各項目に対応する単価、予定数量、単価に予定数量を乗じた金額及び合計金額を記載した「積算内訳書」を必ず添付してください。

エ 入札書及び積算内訳書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

オ 1回目の入札で落札者が無い場合は、直ちに再度入札を2回、計3回の入札を行いますので、再入札用の入札書及び積算内訳書を準備のうえ、参加してください。なお、開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

## (2) 入札書の提出日時・場所

令和4年12月21日(水)午前11時00分

川崎市川崎区東田町8番地 パレール三井ビル12階

川崎市健康福祉局医療保険部会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参によります。

## (4) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

## (5) 開札の日時・場所

上記7(2)に同じ。

## (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## (8) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。また、名刺を持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりませんので、委任状を持参してください。

## 8 契約手続等

## (1) 契約予定日及び着手予定日

令和4年12月27日(火)

## (2) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じた金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

## (3) 契約書作成の要否

必要とします。なお、契約単価は消費税及び地方消費税を含まないものとし、委託料支払いのときに加算するものとします。また、委託料は令和5年4月1日以降に、毎月の業務の出来高に応じて支払うものとします。

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1241号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名

令和4年度外国人就学状況訪問調査業務委託契約

(2) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 履行場所

本市より提出する調査対象者リストに記載の住所

(4) 契約の概要

「令和4年度外国人就学状況訪問調査業務委託契約 仕様書」(以下、「仕様書」という。)及び「令和4年度外国人就学状況訪問調査業務委託契約 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)によります。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしている必要があります。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」に登載されていること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

3 入札参加資格確認申請書等の配布・提出場所及び問合せ先

本件入札に参加を希望する者は、次により「入札参加資格確認申請書(様式1)」を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命ビル3階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課 担当：川鍋、米岡

電話 044-200-3267(直通)

電子メール：88gakuzi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年11月25日(金)から令和4年12月2日(金)まで

休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで

(3) 提出物

入札参加資格確認申請書

(4) 入札参加資格確認申請書の提出方法  
持参とします。

(5) 仕様書等の縦覧

本契約に係る仕様書は、3(1)の場所において、入札参加資格確認申請書の配布・提出期間中、縦覧に供します。

4 入札の手続

(1) 日程の概要

入札手続の日程概要は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布

令和4年12月5日(月)

イ 仕様等に関する質問の提出期限

令和4年12月9日(金)

ウ 仕様等に関する質問への回答

令和4年12月13日(火)

エ 入札及び開札

令和4年12月20日(火)

(2) 日程の詳細

日程の詳細は次のとおりです。

ア 入札参加資格確認結果通知書の送付及び仕様書等の配布

入札参加資格確認申請書を提出し、書面審査によって入札参加資格があると確認できた参加希望者には、次のとおり「入札参加資格確認結果通知書(様式2)」を送付し、併せて仕様書等を配布します。

(ア) 入札参加資格確認結果通知書について

a 送付日

令和4年12月5日(月)

b 送付方法

電子メールにより送付します。

(イ) 仕様書等について

a 配布する資料

(a) 入札説明書

(b) 仕様書

b 配布の場所

3(1)に同じ。

c 配布日及び時間

令和4年12月5日(月)から令和4年12月19日(月)

休庁日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで

d 注意事項

仕様書等を受領する際は、必ず入札参加資格確認結果通知書を持参してください。

イ 仕様等に関する質問

## (ア) 質問の方法

仕様書等の配布書類の内容に疑義がある場合は、「令和4年度外国人就学状況訪問調査業務委託契約 質問書(様式3)」に必要事項を記入の上、(1)の間合せ先のアドレス宛てに電子メールで送付してください。

なお、送付の際は、必ず受信確認を要求してください。

## (イ) 質問の受付期間

令和4年12月5日(月)9時から令和4年12月9日(金)17時まで

## (ウ) 回答

令和4年12月13日(火)17時まで、全参加者宛てに電子メールで送付します。

## ウ 入札及び開札

## (ア) 入札の方法等

- a 入札は単価で行います。
- b 入札書に記載する金額には、1件あたりの見積単価(法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないもの)とします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算します。
- c 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に入れ、封印して提出してください。
- d 入札書の提出方法は、持参とします。

## (イ) 入札及び開札の日時等

- a 日時  
令和4年12月20日(火) 10時00分
- b 場所  
川崎市川崎区宮本町2番地31 JAセレサ  
みなみビル3階会議室

## (ウ) 入札保証金

入札保証金は、免除とします。

## (エ) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任されたことを示す委任状を入札前に提出してください。

## (オ) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行うことがあります。

## (カ) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

## (キ) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 5 契約手続等

## (1) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

## (2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

## (3) 入札及び契約に関する条例等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規程において閲覧することができます。

## 6 その他

## (1) 言語及び通貨

本件入札及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 入札説明書に定めのない事項

入札説明書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

## 川崎市公告第1242号

## 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀 彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

市内スポーツ施設に関する現況等調査事業業務委託

## (2) 履行場所

川崎市市民文化局市民スポーツ室 ほか

## (3) 履行期限

契約日から令和5年3月17日まで

## (4) 概要

市内スポーツ施設に関する現況等調査事業に関する業務内容は、次のとおりとします。



- ア 公共スポーツ施設の現況評価業務
- イ 民間スポーツ施設の立地状況調査業務
- ウ 企業等が市内に保有するスポーツ施設の立地状況等調査業務

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」で登録されている者。
- (4) 過去5年間で以下ア及びイに示す業務と同種・同規模以上の契約実績を有すること。

- ア 国、都道府県、指定都市又は特別区において、スポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画の策定業務の契約実績 2件以上
- イ 国、都道府県、指定都市又は特別区において、スポーツ庁の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づく、スポーツ施設の個別施設調査及び計画策定業務の契約実績 1件以上

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所及び問合せ先  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階  
川崎市市民文化局市民スポーツ室  
電話：044-200-3312 FAX：044-200-3599  
E-mail：25sports@city.kawasaki.jp

- (2) 配付・提出期間  
令和4年11月25日から令和4年12月1日まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く)  
8時30分から17時まで(ただし、12時から13時までを除く)

- (3) 提出書類  
ア 入札参加申込書  
イ 上記2(4)を証明する書類(契約書の写し等)

- (4) 提出方法  
持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書等を、令和4年12

月5日(月)に交付します。

なお、当該委託先電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)と同じ
- (2) 交付日時 令和4年12月5日(月)9時から17時まで(ただし、12時から13時までを除く)

5 仕様書等に関する質問・回答

- (1) 質問  
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和4年12月5日(月)から令和4年12月8日(木)まで  
8時30分から17時まで(ただし、12時から13時までを除く)

ウ 質問書の提出方法

持参、電子メール、FAXまたは郵送により御提出ください。

電子メールまたはFAXで送付した場合は、送付した旨を3(1)の場所に電話にて御連絡ください。

郵送による提出の場合、5(1)イの期間内に必着のこと。

(2) 回答

- ア 回答日  
令和4年12月13日(火)

- イ 回答方法  
回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

- (1) 入札方法  
持参
- (2) 入札書の提出日時・場所  
提出日時 令和4年12月20日(火)14時



提出場所 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階  
川崎市市民文化局会議室

- (3) 入札保証金  
免除

- (4) 開札の日時・場所  
7(2)に同じ

- (5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 8 契約手続等

- (1) 契約保証金  
契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金  
無
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)に同じ

### 川崎市公告第1243号

#### 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公表します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名

公共施設におけるEV充電設備設置可能性調査委託

- (2) 履行場所  
川崎市内(川崎市役所第3庁舎ほか10施設)

- (3) 履行期間  
契約締結日から令和5年3月24日(金)まで

- (4) 概 要  
本業務は、市施設のEVインフラ整備拡大に向けてEV充電設備を設置するうえで、現状の電気設備で充電設備の設置に耐えうるか、配線や付帯設備含めスペース的に設置可能か等を現地調査により確認し、想定される工事費用や電気料金等のコストを考慮した最適な設置手法を提示(図面作成)していただくものです。

## 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「設備設計」・種目「電気設備設計」で登録されていること。

## 3 競争入札参加申込書の配布及び提出並びに仕様書の閲覧

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 閲覧・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎17階  
環境局環境対策部地域環境共創課  
担 当：梶原、平山  
電 話：044-200-2531(直通)  
F A X：044-200-3921  
E-mail：[30kyoso@city.kawasaki.jp](mailto:30kyoso@city.kawasaki.jp)

## (2) 配布・閲覧・提出期間

### ア 配布・閲覧・提出日

令和4年11月25日(金)から令和4年12月1日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日を除く)

### イ 配布・閲覧・提出時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

## (3) 提出書類

### ア 競争入札参加申込書

## (4) 提出方法

持参に限ります。

競争入札参加申込書及び入札説明書は、川崎市の

ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

#### 4 仕様書の配布

上記3(2)の期間中に3(3)を提出した者に、3(1)の場所で配布します。

#### 5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書を令和4年12月6日(火)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

#### 6 仕様書等に関する質問・回答

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので、御注意ください。

##### (1) 質問受付期間

令和4年12月7日(水)から令和4年12月9日(金)午後5時まで

##### (2) 質問方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)にあるFAX又は電子メールアドレスあてに送付してください。

##### (3) 回答方法

入札参加者から質問があった場合、令和4年12月14日(水)までに、当該競争入札参加資格を有する全ての者に、全ての質問及びその回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。受付期間を過ぎて出された質問及び回答後の再質問は受付しません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札手続等

##### (1) 入札金額

税抜きの総額で行います。なお、契約金額は入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額とします。

##### (2) 入札・開札の日時

令和4年12月19日(月)午前11時00分

##### (3) 入札・開札の場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎15階 第1会議室

##### (4) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

##### (5) 入札保証金

免除

##### (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

##### (7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 9 契約手続等

##### (1) 契約保証金

免除

##### (2) 前払金

無

##### (3) 契約書作成の要否

要

#### 10 入札及び契約条項等の閲覧

川崎市競争入札参加者心得及び川崎市契約規則等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

#### 11 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)と同じです。

#### 川崎市公告第1244号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件名

経年防火水槽躯体強度調査業務委託

## (2) 履行場所

川崎市宮前区菅生3丁目14番21号 ほか2か所

## (3) 履行期限

契約締結日から令和5年3月31日まで

## (4) 調達概要

本業務は、地中に設置されている既設の防火水槽について現況調査を行い、劣化度の評価を行ったうえで、補強及び撤去等の必要性を判断し、その工法を実施するための必要な基礎情報を得ることを目的とする。

## 2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」または「準市内」で登録されている者。

(3) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。

(4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

## (1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20-7（川崎市消防局総合庁舎8階）

川崎市消防局総務部施設整備課

電話 044-223-2549（直通）

## (2) 配布・提出期間

令和4年11月25日から令和4年12月5日までの、午前9時から午後5時

（平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。）

## (3) 提出方法

持参

## (4) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

## 4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

## (1) 交付日

令和4年12月7日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

## (2) 交付場所

3(1)に同じ。

## 6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

## (1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

## (2) 受付期間

令和4年11月25日から令和4年12月9日までの、午前9時から午後5時

（平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。）

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

## (3) 回答日

令和4年12月12日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

## 7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

## (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めると必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の

立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月14日 午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局総合庁舎7階 第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

川崎市公告第1245号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 体育館改修に伴う建材成分分析調査部位選定及び成分分析調査業務委託(子母口小学校ほか5校)

(2) 履行場所 川崎市立子母口小学校(高津区子母口730)ほか5校

(3) 履行期間 令和5年3月24日まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」に登録されていること。

(4) 本市を含む官公庁において、平成29年以降、石綿を含有する疑いのある建築物仕上げ塗材や成形板の部位選定業務、又は石綿含有に係る建材成分分析調査業務の履行実績があること。

(5) 「特定建築物石綿含有建材調査者」または「一般建築物石綿含有建材調査者」の有資格者が所属していること。

(6) 次の資格制度等により登録等をされた技術者が所属していること。

ア 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号。)の分析調査講習を受講し、修了考查に合格した者。

イ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される認定分析技術者又は定性分析に係る合格者。

ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者。

エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」。

オ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」。

カ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施す



る「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者。

※2(4)、(5)、(6)については10(2)を必ず御確認ください。

### 3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

#### (1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

※書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

#### (2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和4年11月25日（金）～令和4年12月2日（金）に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

#### (3) 配布・提出期間

令和4年11月25日（金）から令和4年12月2日（金）（ただし、閉庁日を除く）

午前8時30分～午後5時（ただし正午～午後1時を除く）

#### (4) 配布・提出場所

教育委員会事務局教育環境整備推進室 明治安田生命ビル5階

電話：044-200-3319（再生整備第2：池田）

### 4 仕様書の閲覧

次により仕様書の閲覧ができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

### 5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の、財政局の入札公表「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。なお、ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

### 6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

#### (2) 質問受付期間

令和4年11月25日（金）から令和4年12月8日（木）（ただし、閉庁日を除く）

#### (3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

#### (4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

#### (5) 回答

ア 回答日

令和4年12月12日（月）までに回答します。

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス宛てに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受け付けません。

### 7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年12月6日（火）までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

### 8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき

### 9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の総価で行います。



- (2) 入札・開札の日時 令和4年12月13日(火)  
午後2時00分
- (3) 入札・開札の場所 第4庁舎4階第2会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
- (5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をしたうえで、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。

※「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 要(10%)

※契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または記入期間若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定める

ところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所、又は川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第1246号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市民防災農地看板作製・設置業務委託

(2) 履行場所

市内防災農地のうち、20箇所

(3) 履行期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市市民防災農地登録実施要綱第5条に基づき、市民防災農地に登録された農地に関する標識板作製及び設置を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、標識、看板の作製を含む類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階 危機管理本部危機管理部 計画担当

電話 044-200-3134(直通)、FAX 044-200-3972、E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年11月25日(金)から12月2日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

#### 4 入札説明会及び入札説明書

##### (1) 入札説明会

実施しません。

##### (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

##### (1) 日時

令和4年12月6日(火) 午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

##### (2) 場所

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

#### 6 仕様に関する問い合わせ

##### (1) 問い合わせ先

「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

##### (2) 質問受付期間

令和4年11月25日(金)から12月9日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

##### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

##### (4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2) 質問受付期間」の期間内に必着のこと。

##### (5) 回答方法

令和4年12月15日(木)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年12月19日(月) 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階 災害対策本部事務局室

##### (3) 入札書の提出方法

持参とします。

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

#### 9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。  
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1247号

一般競争入札について次のとおり公示します。  
令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡賃貸借契約
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区南町20番地7 消防局川崎消防署他
- (3) 履行期間  
令和5年2月1日から令和9年1月31日まで
- (4) 調達概要  
救急隊が救急現場等で使用するビデオ硬性挿管用喉頭鏡の賃貸借契約  
詳細は「入札説明書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」、種目「その他」

に登録されており、かつA又はBの等級に格付けされていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 納入した物品に対して、修理、部品供給等のアフターサービスを、本市の求めに応じて迅速に実施できる体制を有すること。
- (5) 過去5か年に、本市又は他官公庁において同等機器の賃貸借契約の実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
郵便番号210-8565  
川崎市川崎区南町20番地7  
消防局警防部救急課救急指導係(消防局総合庁舎7階)  
電話 044-223-2627(直通)  
Email:84kyukyu@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間  
令和4年11月25日から令和4年12月2日まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)  
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)

- (3) 提出書類  
ア 一般競争入札参加資格確認申請書  
イ 2(5)を証する契約書の写し等書類

- (4) 提出方法  
持参とします。

- (5) 入札仕様書の配布  
一般競争入札参加資格確認申請書の配布に併せて、無償で仕様書及び入札説明書を交付します。また、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書等は、川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表(物品、財政局)」からダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付  
一般競争入札参加資格確認通知書は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に令和4年12月7日までに、ファクシミリ又は電子メールで送付します。

5 仕様等に関する問合せ

- (1) 問合せ先  
3(1)と同じ
- (2) 質問書受付日  
令和4年12月7日(水)午前9時00分から

## (3) 質問書受付締切日

令和4年12月12日（月）午後5時00分まで

## (4) 回答日

令和4年12月16日（金）午後3時00分までに参加者宛て文書（ファクシミリ又は電子メール）にて送信します。

## 6 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種の名称及び仕様等のカタログを3(1)の場所に、令和4年12月12日午後5時00分までに提出してください。また、入札日の前日までの間において、提出したカタログに対し、本市から説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

## 7 競争参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれか又は複数に該当するときは、この入札に参加することはできません。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続き等

## (1) 入札方法

入札は入札書にて総額（税抜き）で行うこととします。見積もった月額の賃貸借料の110分の100に相当する金額に賃貸借期間（48か月）を乗じた額を入札書に記載してください。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

## ア 提出日時

令和4年12月22日（木）10時00分

## イ 入札場所

川崎市川崎区南町20番地7 消防局総合庁舎7階第2会議室

## (3) 入札の提出方法

持参とします。

## (4) 入札保証金

免除とします。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び「川崎市競争入札参加資格者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 9 契約手続き等

次により契約を締結します。

## (1) 契約保証金

免除とします。

## (2) 支払方法

賃貸借料については、月額支払とします。

## (3) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は、川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

## 10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ

(3) 発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

この規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できるものとし、この場合における補償額は、双方で協議して定めるものとし、

## 川崎市公告第1248号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 浮島処理センター空調設備点検整備業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 履行期間 契約日から令和5年3月24日（金）まで

(4) 業務概要 本業務は、浮島処理センターに設置されている空調設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

また、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称、フロン排出抑制法）及び「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）」に基づき、第一種特定製品の定期点検を実施するものである。



2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の空調設備点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (6) 空調設備点検整備に必要な資格及び技術者を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格及び技術者は次のとおりとする。

第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者

- (7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)、(7)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部処理計画課 村瀬  
電話 044-200-2588（直通）  
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
令和4年11月25日（金）から令和4年12月1日（木）9時から17時まで  
（土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。）
- (3) 提出方法 持参（持参以外は無効とします。）
- (4) 提出書類  
ア 競争入札参加申込書  
イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し  
ウ 上記2(6)の資格証の写し

エ 上記2(7)の再委託確認書（一部再委託を申請する場合）

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和4年12月9日（金）に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)と同じ
- (2) 交付日時 令和4年12月9日（金）9時から17時まで  
（12時から13時の間は除く。）

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
令和4年12月9日（金）から4年12月13日（火）まで
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法  
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-200-3923  
ウ 持参 上記3(1)と同じ  
（持参の場合、土曜日、日曜日及び12時～13時の間は除く）

- (4) 回答方法  
令和4年12月15日（木）  
全社へ文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和4年12月19日（月）10時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
- (4) 入札・開札の場所 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室



- (5) 入札書の提出方法 持参（持参以外は無効とします。）
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要（契約金額の10%）  
※ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。  
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

## 9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

## 川崎市公告第1249号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター資源化処理施設給排水設備点検清掃業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月17日まで
- (4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されている給排水設備の機能を正常に維持するために必要な点検、清掃等を実施するものである。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、給排水処理設備又は類似する設備の点検清掃等業務の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。
- (6) 業務に必要な次の有資格者及び技術者を配置できること。

ア 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

## 3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(6)の書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市麻生区王禅寺1285番地  
環境局施設部王禅寺処理センター 技術係 杉山、秋山、金子、山口  
電話 044-966-6135  
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
令和4年11月25日（金）から令和4年12月2日（金）9時から17時まで  
（日曜日及び12時から13時の間は除く）
- (3) 提出方法  
持参（持参以外は無効とします）
- (4) 提出書類  
ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し  
イ 上記2(6)の資格証の写し  
ウ 再委託確認書（一部再委託を申請する場合）
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付  
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格が

あると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和4年12月9日（金）までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、

次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和4年12月9日（金）9時から17時まで  
(12時から13時の間は除く)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
令和4年12月9日（金）から令和4年12月14日（水）9時から17時まで  
(日曜日及び12時から13時の間は除く)
- (2) 質問書の様式  
配布する「質問書」の様式により提出すること。
- (3) 質問受付方法  
ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-951-0314  
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法  
令和4年12月19日（月）に全社に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和4年12月22日（木）14時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地  
王禅寺処理センター 3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参（持参以外は無効とする。）
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入

札を行った者を落札者とします。

- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。  
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1250号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度川崎水素戦略推進業務委託
  - (2) 履行場所 川崎市内ほか
  - (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
  - (4) 委託概要 川崎カーボンニュートラルコンビナート構想に基づき、本市の水素等の取組を企業等に紹介するため、パンフレット等を作成するもの。
- 2 一般競争入札参加資格
- この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
  - (2) 令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「その他」、種目「印刷物のデザイン」に登録されていること。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

### 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布場所  
入札情報かわさき「入札公表一覧」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/servlet/p>) の当該件名の入札ページからダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は下記(3)の場所で下記(2)の期間に配布します。

#### (2) 配布・提出期間

令和4年11月25日(金)から令和4年12月2日(金)までとします(9時から12時まで及び13時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)。

#### (3) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市臨海部国際戦略本部成長戦略推進部  
電話 044-200-3690

#### (4) 提出方法

郵送又は持参(いずれの場合も、令和4年12月2日(金)17時までに川崎市臨海部国際戦略本部成長戦略推進部に到着する必要があります。)

### 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録された電子メールアドレスに令和4年12月5日(月)に送付します。

### 5 仕様書等の配布及び質問受付

#### (1) 仕様書等の配布場所

上記3(1)に同じ

#### (2) 配布期間

上記3(2)に同じ

#### (3) 仕様書等に関する質問受付

質問は指定の「質問書」様式に記入し、電子メールで送付してください。

##### ア 質問書の配布場所

上記3(1)に同じ

##### イ 質問受付期間

令和4年11月25日(金)から令和4年12月7日(水)までとします(9時から12時まで及び13時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)。

##### ウ 質問書提出方法

電子メールで受け付けます。件名を「川崎水

素戦略業務委託質問」とし、59seisen@city.kawasaki.jp(川崎市臨海部国際戦略本部成長戦略推進部)あてに質問書(印不要、ワードファイルのまま)を送付ください。

#### エ 質問回答

回答は令和4年12月9日(金)までに、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者全ての上記4の電子メールアドレスに送付します。

### 6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

### 7 入札の手続等

#### (1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10パーセント)を加算した金額をもって契約金額とします。

#### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札の日時 令和4年12月19日(月)11時00分

イ 入札・開札の場所 川崎市役所第3庁舎10階  
(臨海部国際戦略本部会議室)

#### (3) 入札書の提出方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封書に封印し、提出してください。なお、郵送は認められません。

#### (4) 入札保証金

免除とします。

#### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きによって落札者を定めます。この場合において、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退することはできません

ん。当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(6) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

(7) 再度入札の実施

開札日に予定価格の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされたものは除きます。なお、開札に立ち会わない者は再度入札に参加の意志が無いものとみなします。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者 心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札は所定の入札書をもって行います。

(4) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を

提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

(5) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(6) 関連情報を入力するための窓口は上記3(3)に同じです。

川崎市公告第1251号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター資源化処理施設集じん装置点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されている集じん装置について、設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、集じん装置点検等業務の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)の書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センタ



一

技術係 鈴木、秋山、山口

電話 044-966-6135 F A X 044-951-0314

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

## (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和4年11月25日（金）から令和4年12月1日（木）9時から17時まで  
（日曜日及び12時から13時までの間は除く。）

## (3) 提出方法

持参（持参以外は無効とします。）

## (4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 再委託確認書（一部再委託を申請する場合）

## 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和4年12月8日（木）までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

## (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和4年12月8日（木）9時から17時まで  
（12時から13時の間は除く。）

## 5 質問書の受付・回答

## (1) 質問受付日

令和4年12月8日（木）9時から令和4年12月12日（月）17時まで

（持参する場合、日曜日及び12時から13時までの間は除く）

## (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

## (3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

## (4) 回答方法

令和4年12月16日（金）に全社に電子メールにて送付します。

## 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載

をしたとき。

## 7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和4年12月22日（木）10時30分

(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地  
王禅寺処理センター 3階会議室

(4) 入札書の提出方法 持参（持参以外は無効とする。）

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。）

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 8 契約手続等

(1) 契約保証金 要（10%）  
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

## 9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。



川崎市公告第1252号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 体育館改修に伴う建材成分分析調査  
部位選定及び成分分析調査業務委託  
(京町中学校ほか4校)
- (2) 履行場所 川崎市立京町中学校 (川崎区京町3  
-19-11) ほか4校
- (3) 履行期間 令和5年3月24日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」に登録されていること。
- (4) 本市を含む官公庁において、平成29年以降、石綿を含有する疑いのある建築物仕上げ塗材や成形板の部位選定業務、又は石綿含有に係る建材成分分析調査業務の履行実績があること。
- (5) 「特定建築物石綿含有建材調査者」または「一般建築物石綿含有建材調査者」の有資格者が所属していること。
- (6) 次の資格制度等により登録等をされた技術者が所属していること。
  - ア 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号。)の分析調査講習を受講し、修了審査に合格した者。
  - イ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される認定分析技術者又は定性分析に係る合格者。
  - ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者。
  - エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」。
  - オ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」。
  - カ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施す

る「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者。

※2(4)、(5)、(6)については10(2)を必ず御確認ください。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

※書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和4年11月25日(金)～令和4年12月2日(金)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 配布・提出期間

令和4年11月25日(金)から令和4年12月2日(金)(ただし、閉庁日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし正午～午後1時を除く)

(4) 配布・提出場所

教育委員会事務局教育環境整備推進室 明治安田生命ビル5階

電話：044-200-3319(再生整備第2：坂井)

4 仕様書の閲覧

次により仕様書の閲覧ができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の、財政局の入札公表「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。なお、ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

- 3(4)に同じ
- (2) 質問受付期間  
令和4年11月25日(金)から令和4年12月8日(木)(ただし、閉庁日を除く)
- (3) 質問書の様式  
質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。
- (4) 質問受付方法  
電子メール又はFAXによります。  
ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-200-3679  
また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。
- (5) 回答  
ア 回答日  
令和4年12月12日(月)までに回答します。  
イ 回答方法  
入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス宛てに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAXで送付します。  
なお、回答後の再質問は受け付けません。
- 7 競争入札参加資格確認通知書の交付  
参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年12月6日(火)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。  
なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。
- 8 入札参加資格の喪失  
入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。  
(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき  
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき
- 9 入札手続等  
(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて

行うものとします。なお、入札金額は税抜の総価で行います。

- (2) 入札・開札の日時 令和4年12月13日(火)  
午後2時00分
- (3) 入札・開札の場所 第4庁舎4階第2会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
- (5) 入札保証金 免除

#### 10 落札者の決定及び参加資格の審査等

##### (1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者として決定します。当該落札候補者について上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をしたうえで、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

##### (2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。

※「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

##### (3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

#### 11 契約手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金 要(10%)

※契約金額10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または記入期間若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

##### (2) 前払金 無

##### (3) 契約書作成の要否 要

#### 12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所、又は川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第1253号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター計量設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センター及び王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されている計量設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施し、さらに「計量法」第25条の規定に基づき、定期検査に代わる計量士による検査に合格することを目的として実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、計量設備点検等業務の契約実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。
- (6) 業務に必要な次の有資格者及び技術者を配置できること。

ア 一般計量士

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ  
この入札に参加を希望するものは、次により競争入

札参加申込書及び上記2(4)、(6)の書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
〒215-0013  
川崎市麻生区王禅寺1285番地 王禅寺処理センター  
技術係 鈴木、杉山、山口  
電話 044-966-6135 F A X 044-951-0314  
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
令和4年11月25日(金)から令和4年12月1日(木)9時から17時まで  
(日曜日及び12時から13時までの間は除く。)

- (3) 提出方法  
持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類

- ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し及び2(6)の資格証の写し
- イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和4年12月8日(木)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和4年12月8日(木)9時から17時まで  
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
令和4年12月8日(木)9時から令和4年12月12日(月)17時まで  
(持参する場合、日曜日及び12時から13時までの間は除く)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法  
電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法  
令和4年12月16日(金)に全社に電子メールにて送付します。

## 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和4年12月22日(木) 11時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地  
王禅寺処理センター 3階  
会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)  
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。  
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

## 9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

## 川崎市公告第1254号

## 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 災害対策用毛布リパック業務委託
- (2) 履行場所  
ア 回収場所 大師小学校備蓄倉庫(川崎区東門前2丁目6-1)ほか、市内13箇所  
イ 納品場所 大師小学校備蓄倉庫(川崎区東門前2丁目6-1)ほか、市内13箇所
- (3) 完了期限 令和5年3月31日(金)限り
- (4) 業務概要 詳細は入札説明書によります。

## 2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 一般競争入札参加資格確認書の提出締切日において、令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目が「その他」に登載されていること。
- (4) 過去3年間で国又は地方公共団体において、類似の契約実績があること。

## 3 一般競争参加資格申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類(契約書や仕様書の写しなど)を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先  
〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎7階



危機管理本部危機対策部地域連携担当 高尾  
 電 話 044-200-1432 (直通)  
 F A X 044-200-3972  
 E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年11月25日(金)から令和4年12月2日(金)までとします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで。)

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明書及び仕様書の配布並びに入札説明会

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛て令和4年12月6日(火)までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

ア 日時

令和4年12月6日(火)午後1時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(3) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年12月6日(火)から令和4年12月9日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

(5) 回答期日・方法

令和4年12月13日(火)に、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3972

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の単価で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額でもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年12月16日(金) 午前11時00分

イ 入札場所

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎7階

危機管理本部 災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び



「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

### (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口3(1)に同じ。

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 川崎市公告第1255号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田紀彦

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市電子図書館導入に関する契約

(2) 履行場所 川崎市立図書館

(3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要 川崎市立図書館が電子図書館サービスを行うためのシステム構築とシステム運用及び電子書籍コンテンツの提供に関する業務。詳細は仕様書によります。

### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連」、種目「その他電算関連業務」に掲載されていること。

(4) 令和2年4月1日以降に都道府県または政令指定都市の公共図書館において1(4)業務概要と同等の電子図書館導入に関する業務の契約を締結し、すべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出  
次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書を配布します。

この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。なお、入札説明会は実施しません。

#### (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-1301

川崎市立中原図書館庶務係 担当 小林、能塚、

関

電話 044-722-4932

FAX 044-733-7524

E-mail 88nakato@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布・提出期間

令和4年11月25日(金)から令和4年12月1日(木)までの午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

#### (3) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)を証する契約書等の写し

#### (4) 提出方

持参してください。

4 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書の交付入札参加資格があると認められたものには、次により競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書を交付します。

#### (1) 日時

令和4年12月5日(月)午後5時まで

#### (2) 交付方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は電子メール、登録していない場合はFAXにて交付します。

#### (3) その他

入札説明書と仕様書は、3(1)の場所において、令和4年11月25日(金)から令和4年12月1日(木)まで縦覧に供します。(土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

5 仕様書等に関する質問・回答

#### (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんのでご注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)に同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和4年12月5日(月)から令和4年12月7日(水)まで

午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時の間に提出してください。

ウ 質問書の提出方法

3(1)の電子メールアドレスまたはFAXにて送付してください。

なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください

(2) 回答

ア 回答日

令和4年12月9日(金)

イ 回答方法

回答は入札者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札

書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出日時・場所

ア 入札書の提出日時

令和4年12月20日(火)午後3時

イ 入札書の提出場所

川崎市立中原図書館 6階多目的室  
川崎市中原区小杉町3-1301

(3) 入札保証金 免除

(4) 開札の日時・場所 7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書の作成

契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

## 入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

高津区上作延地区(2期)住居表示実施に伴う街区割案図作製等業務委託

## (2) 履行場所

川崎市川崎区駅前本町11番地2 他

## (3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

## (4) 業務概要

高津区上作延地区(2期)の住居表示実施のため、当該実施区域内及び隣接する土地の調査及び調書の調製を行うとともに、対象地区の実態調査を進める資料として街区割案図等の作製を委託するもの。

## 2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと

(2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「その他」で掲載されていること

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 地方公共団体から直接受注した業務として、平成29年度以降に履行が完了した、未実施地区等を対象とした住居番号の付番を含む住居表示業務に関する業務委託の実績を有すること

## 3 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び必要な書類を提出してください。

## (1) 競争入札参加申込書等の配布・提出場所

郵便番号 210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課  
電話 044-200-2111(代表)

044-200-2736(直通)

FAX 044-200-3912

メール 25koseki@city.kawasaki.jp

## (2) 競争入札参加申込書等の配布、提出期間

令和4年11月25日(金)から令和4年12月5日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時(正午から午後1時を除

く。)

## (3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 「2 競争入札参加資格(4)」を証明する資料

## (4) 提出方法

持参

## 4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

## (1) 日時

令和4年12月7日(水) 午前9時から午後4時  
(正午から午後1時を除く。)

## (2) 方法

川崎市業務委託有資格者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は電子メールで交付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXまたは3(1)の場所で交付します。

## 5 入札に関する問い合わせ

## (1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

## (2) 問い合わせ受付期間

令和4年12月7日(水)から令和4年12月12日(月)まで  
午前9時から午後4時(正午から午後1時を除く。)

## (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、電子メール又はFAXにて提出してください。

質問に対する回答については、令和4年12月14日(水)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ文書(電子メール又はFAX)にて送付します。なお、電話による結果の問い合わせには一切応じられません。

## 6 競争入札参加資格の喪失

(1) 開札前に「2 競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書、その他の提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続及び開札の手続等

## (1) 入札方法

持参による。

ア 入札書の提出日時

令和4年12月16日(金) 午後1時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

- ウ 所定の入札書（川崎市契約規則第3号様式）をもって行います。入札書を「入札件名」が記載された封筒に封印して持参してください。
- (2) 入札保証金  
免除とします。
- (3) 入札金額等  
ア 入札書に記載する金額は、法令所定の消費税額及び地方消費税額はまない総額になります。また、この金額には契約期間内の業務履行に必要な一切の費用を含め見積もるものとします。  
イ 入札は所定の入札書をもって行います。
- (4) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項  
入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。  
入札及び開札に参加する者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません。入札前に委任状を提出してください。
- (5) 開札の日時  
7(1)アに同じ
- (6) 開札の場所  
7(1)イに同じ
- (7) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (8) 再度入札の実施  
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得

- 第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わないものは除きます。
- (9) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手續等  
次により、契約を締結します。
  - (1) 契約保証金  
免除とします。
  - (2) 前払金  
無
  - (3) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (4) 落札者は、契約締結までに落札額の内訳を提示してください。様式は問いません。
  - (5) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
  - (1) 詳細は入札説明書によります。
  - (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)に同じ

**川崎市公告第1257号**  
 一般競争入札について次のとおり公告します。  
 令和4年11月25日  
 川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名 【新本庁舎】議会什器類（諸室用応接ソファ等）
	履 行 場 所 仕様書のとおり
	履 行 期 間 令和6年3月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「家具・装飾」種目「木工家具」に記載されており、A又はBの等級に格付けされていること。
	(4) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者
	(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(6) 平成24年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。
	(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができる

参加資格	こと。 (8) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話番号 044-200-2091
入札日時等	令和5年1月13日 11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## 川崎市公告第1258号

令和4年11月25日

一般競争入札について次のとおり公告します。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	都市計画道路矢向鹿島田線ほか用地測量委託
	履行場所	川崎市幸区塚越地内ほか
	履行期間	令和5年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年12月22日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	中部児童相談所解体家屋事前調査業務委託
	履行場所	川崎市高津区末長1丁目3番9号ほか
	履行期間	令和5年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。	



参加資格	(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和4年12月22日 14時30分 (財政局資産管理部契約課委託契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1259号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名  
川崎市岡本太郎美術館券売機更新業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市多摩区枳形7丁目1番5号 川崎市岡本太郎美術館
- (3) 履行期間  
契約日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要  
川崎市岡本太郎美術館エントランスに設置されている券売機の更新を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他の業務」種目「その他」に記載されていること。
- (3) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出・問合せ先及び提出書類

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒214-0032  
川崎市多摩区枳形7-1-5 川崎市岡本太郎美術館

電話 044-900-9898 (直通)

FAX 044-900-9966

E-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年11月25日午前9時～令和4年12月2日午後3時

※ただし、月曜日を除く

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

- ・一般競争入札参加資格確認申請書
- ・類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等)
- ・券売機搭載のキャッシュレス決済端末に係る事業者の政令市、都道府県との指定納付受託者契約実績を証する書類(契約書・通知書の写し等)

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和4年12月6日 午後1時～午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

## 6 仕様に関する問合せ

### (1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

### (2) 質問受付期間

令和4年12月6日午前9時～令和4年12月13日午後3時

※ただし、月曜日を除く

### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

### (4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール25okamoto@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-900-9966

### (5) 回答方法

令和4年12月15日午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

### (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額(税抜額)を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

### (2) 入札書の提出場所

川崎市多摩区枳形7丁目1番5号 川崎市岡本太郎美術館

### (3) 入札書の受付期間

令和4年12月16日午前9時～令和4年12月22日午後3時まで

※ただし月曜日を除く

### (4) 入札書の提出方法

持参とします。

### (5) 入札保証金

免除とします。

### (6) 開札の日時・場所

令和4年12月23日午前10時 川崎市岡本太郎美術館

### (7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1) 配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

## 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1) 配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 川崎市公告第1260号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 宮前区内道路維持(除草その3)委託

- (2) 履行場所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 契約日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要 本委託は、川崎市宮前区役所道路公園センター管内において歩行者及び車両通行の安全を図るため、県道、市道の除草、樹木剪定を行うものです。
  - ・樹木剪定 (A) (高木・冬期せん定 幹周60cm未満) N=20本
  - ・樹木剪定 (B) (高木・冬期せん定 幹周60cm以上120cm未満) N=20本
  - ・除草 (A) (機械除草・飛び石防護有り、集草、積込運搬含む) A=4,180㎡
  - ・除草 (B) (人力除草、集草、積込運搬含む) A=3,200㎡

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」、種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録され、かつ地域区分が市内で、企業規模が中小企業である者。

3 一般入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
 

〒216-0003 川崎市宮前区有馬2丁目6番4号  
川崎市宮前区役所道路公園センター  
電 話：044-877-1661  
F A X：044-877-9429  
E-Mail：69doukan@city.kawasaki.jp

※入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間
 

令和4年11月25日 (金) から令和4年12月1日 (木) まで (ただし、土曜日、日曜日を除く)  
午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までを除く)
- (3) 提出書類
 

ア 入札参加申込書

- (4) 提出方法  
持参

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

- (1) 交付場所
 

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書及び仕様書を令和4年12月5日 (月) までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合はF A Xで送付します。

5 仕様に関する問合せ

- (1) 質問受付方法
 

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail：69doukan@city.kawasaki.jp  
F A X：044-877-9429

(2) 質問受付期間

令和4年12月5日 (月) 午前9時から令和4年12月7日 (水) 午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和4年12月9日 (金) 午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札方法  
持参による入札
- (2) 入札の日時・場所
 

ア 日時 令和4年12月19日 (月) 午前10時30分  
イ 場所 川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所第4会議室
- (3) 入札保証金  
免除とします。
- (4) 開札の日時・場所  
7(2)に同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもつ  
 て有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもつ  
 て入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川  
 崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ  
 れを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等  
 は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」  
 の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日  
 本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎  
 市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め  
 るところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第1261号

入 札 公 告

令和4年11月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度扇島管理用地樹木せん定業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区扇島地内

(3) 履行期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

本委託は、扇島地内の管理用地から、首都高湾岸  
 線車道側へ張り出している樹木を、せん定するもの  
 である。

支障枝せん定：L=230m

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満  
 たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第  
 2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
 指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に  
 業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」  
 で登録され、1級もしくは2級造園施工管理技士の  
 免許を有する職員が在籍していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎  
 市のホームページの「入札情報かわさき」([https://  
 www.city.kawasaki.jp/233300/index.html](https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))におい  
 て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード  
 できます。

(2) 配布・提出期間

令和4年11月25日（金）から令和4年12月1日  
 （木）までとします（土曜日、日曜日及び祝日を除  
 く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後  
 5時まで）。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(3)を証する書類（技術検定合格証明書及  
 び健康保険被保険者証の写し等）

※健康保険被保険者証の写しを提出する場合に  
 は、被保険者等記号・番号及び保険者番号を  
 マスキング（黒塗り）して提出してください。

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦  
 覧に供します（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午  
 前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様  
 書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次に  
 より競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和4年12月6日（火）午前9時から午後5時

まで（正午から午後1時の間は除きます。）

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和4年12月6日(火)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年12月7日(水)午前9時から令和4年12月12日(月)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和4年12月15日(木)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年12月22日(木)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン3階 会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口3(1)に同じ

(4) 本入札用設計書には、「登録単価」及び「【参考資料】積算入力データリスト」を添付しています。「登録単価」は、市で公表していない単価や物価資料に掲載のない単価等を明示しています。(添付していない場合もあります。)  
「【参考資料】積算入力データリスト」は、委託設計書の設計内容を明確にするため、積算システムに入力した積算情報を参考として掲載したものです。また、摘要欄に記載されているシステム記号等については、システム構成上、標準的なものを表示しています。

川崎市公告第1262号

川崎農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を同条第2項の規定に基づき次により縦覧に供します。



令和4年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 川崎農業振興地域整備計画の変更に係る項目
  - 第1 農用地利用計画
  - 第9 附図
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
 

川崎市都市農業振興センター農地課  
(川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1番地7 JAセレサ  
梶ヶ谷ビル2階)

#### 川崎市公告第1263号

川崎市の認知・魅力向上に向けたデジタルマーケティング業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和4年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 公募型プロポーザルに関する事項
  - (1) 件名 川崎市の認知・魅力向上に向けたデジタルマーケティング業務委託
  - (2) 業務事項
    - ア 動画等を活用したデジタルプロモーション業務
    - イ 結果分析及び報告義務
  - (3) 委託期間 契約日～令和5年3月24日
- 2 提案書の提出者の資格
 

次の条件をすべて満たしていること。

  - (1) デジタルマーケティングに関する実績とノウハウがある者
  - (2) 法人格を有する者
  - (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録しており、更に業種名「その他業務」種目名「その他」で登録している者
  - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
  - (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
  - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
  - (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
  - (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
  - (9) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

#### 3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度
- (2) 企画提案の内容
- (3) 実現性
- (4) 実施体制
- (5) 事業実績
- (6) 見積額の妥当性

#### 4 担当部局

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル10階

電話(直通): 044-200-0509 FAX: 044-200-3920

メールアドレス: 28kankou@city.kawasaki.jp

受付可能日時: 平日の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

#### 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 令和4年11月28日(月)～12月7日(水)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

#### 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和4年11月28日(月)～12月7日(水)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)

#### 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和4年12月16日(金)まで
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(1部)、見積書の写し(7部)、実施体制(7部)、会社概要(7部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)  
(郵送による提出については、受付期間開始前に到着した場合でも受付を行う)

#### 8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

#### 9 契約書作成の要否

要する

#### 10 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当部局と同じ

#### 11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、  
公募型企画提案参加者の負担とする

(3) その他

ア 審査結果の発表は令和4年12月23日(金)を予定しています。

イ 詳細につきましては、外国人観光客動態分析業務委託企画提案実施要領、仕様書を御参照ください。

川崎市公告第1264号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年11月28日

川崎市長 福田 紀 彦

築造主 住所・氏名	川崎市宮前区菅生1-17-34 青木 恒		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区菅生一丁目1905番2、1908番1、 1970番1、1970番3、無地番の各一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	21.61メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第612号	廃止年月日	令和4年11月28日	

川崎市公告第1265号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月29日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市広報掲示板(中原・高津地区道路35件)撤去委託
- (2) 履行場所 本市が指定する場所
- (3) 履行期限 令和5年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。
- (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」種目「舗装」に登録されていること。
- (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿に地

域区分「市内」で登録されていること。

- (6) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000145473.html>)又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室

電話 044-200-2281 FAX 044-200-3915

E-mail 17koho@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年11月29日(火)から令和4年12月5日(月)まで

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

(3) 提出方法 持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 3(1)と同じ

(2) 日時 令和4年12月6日(火)午後1時から午後5時まで

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年12月6日(火)から令和4年12月7日(水)まで

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAXによります。持参先等は

3(1)に同じ。なお、電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

#### (5) 回答方法

令和4年12月8日(木)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

#### 6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和4年12月12日(月)午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎1階会議室

##### (3) 入札書の提出方法

持参とします。

##### (4) 入札保証金

免除とします。

##### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

#### 8 契約手続等

##### (1) 契約保証金

免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)で閲覧することができます。

#### 9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得に定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じとします。

#### 川崎市公告第1266号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年11月29日

川崎市長 福田紀彦

##### 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区上麻生五丁目1087番236

ほか6筆の一部

1,574平方メートル

##### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市西区北幸2-8-4 横浜西口KNビル12F

株式会社 日本セルバン 代表取締役 迫田 稔

##### 3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数:43戸

##### 4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年9月3日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第53号

令和3年9月2日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第53号(変更)

令和3年9月22日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第58号(変更)

#### 川崎市公告第1267号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月30日

川崎市長 福田紀彦

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内一般国道409号舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口5丁目24番地先他1箇所
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月14日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「高津区内主要地方道幸多摩線舗装道補修（切削その2）工事」又は「高津区内一般国道409号舗装道補修（切削）工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「高津区内主要地方道幸多摩線舗装道補修（切削その2）工事」、「高津区内一般国道409号舗装道補修（切削）工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内主要地方道幸多摩線舗装道補修（切削その2）工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久地2丁目1番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月31日まで

<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。                  (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。                  (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。                  ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。                  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。                  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。                  ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。                  (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。                  (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。                  (6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。                  (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。                  (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。                  (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。                  (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)                  電話番号 044-200-2099</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和4年12月14日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。                  (1) 入札参加者は、「高津区内主要地方道幸多摩線舗装道補修(切削その2)工事」又は「高津区内一般国道409号舗装道補修(切削)工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。                  (2) 落札候補者決定は、「高津区内主要地方道幸多摩線舗装道補修(切削その2)工事」、「高津区内一般国道409号舗装道補修(切削)工事」の順に行います。                  (3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。                  詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
<p>(案件3)</p>	
<p>競争入札に付する事項</p>	<p>件 名 溝口駅周辺地区歩道補修工事                  履行場所 川崎市高津区久本3丁目1番地先                  履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで</p>
<p>参 加 資 格</p>	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。                  (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。                  (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。                  ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p>



参 加 資 格	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月14日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	※本工事は予定価格の事後公表試行案件です。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名 久地4号橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所 川崎市高津区久地1丁目36番地先
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月14日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「五反田橋ほか1橋橋りょう長寿命化修繕工事」又は「久地4号橋橋りょう長寿命化修繕工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「五反田橋ほか1橋橋りょう長寿命化修繕工事」、「久地4号橋橋りょう長寿命化修繕工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
(案件5)	
競争入札に付する事項	<p>件 名 五反田橋ほか1橋橋りょう長寿命化修繕工事</p> <p>履 行 場 所 川崎市高津区千年126番地先ほか1箇所</p> <p>履 行 期 間 契約の日から令和5年3月31日まで</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月14日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「五反田橋ほか1橋橋りょう長寿命化修繕工事」又は「久地4号橋橋りょう長寿命化修繕工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「五反田橋ほか1橋橋りょう長寿命化修繕工事」、「久地4号橋橋りょう長寿</p>

そ の 他	<p>命化修繕工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	---

(案件6)

競争入札に付する事項	<p>件 名 市道二子千年線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（切削）工事</p> <p>履行場所 川崎市高津区末長4丁目5番地先</p> <p>履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	令和4年12月15日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「市道二子千年線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（切削）工事」又は「市道日進町下並木線舗装道補修（切削・歩道透水性）工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「市道二子千年線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（切削）工事」、「市道日進町下並木線舗装道補修（切削・歩道透水性）工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## (案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内主要地方道幸多摩線防護柵補修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区瀬田1番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月15日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	登戸3号街区公園整備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸3364-1
	履 行 期 間	契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「造園」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月15日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	令和4年12月15日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	市道日進町下並木線舗装道補修（切削・歩道透水性）工事
	履行場所	川崎市川崎区日進町34番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	



契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月15日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「市道二子千年線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（切削）工事」又は「市道日進町下並木線舗装道補修（切削・歩道透水性）工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「市道二子千年線交差点改良（カラー舗装）及び舗装道補修（切削）工事」、「市道日進町下並木線舗装道補修（切削・歩道透水性）工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## (案件10)

競争入札に付する事項	件 名	河港水門浸水対策工事
	履行場所	川崎市川崎区港町6番地先
	履行期間	契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年12月16日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	<p>件 名 市道浮島町1号線道路補修(打換・切削)工事</p> <p>履行場所 川崎市川崎区浮島町7番地先</p> <p>履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで</p>
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和4年12月16日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

**川崎市公告第1268号**

令和4年11月1日付け川崎市公告第1155号で公告しました、川崎都市計画公園の変更（3・3・105号入江崎公園ほか2公園）の都市計画素案の縦覧について、次のとおり訂正します。

令和4年11月30日

川崎市長 福田紀彦

誤

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

(2) 縦覧

イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課  
（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）  
川崎区役所3階市政資料コーナー（川崎区東田町8番地）  
川崎区役所大師支所（川崎区東門前2-1-1）  
川崎区役所田島支所（川崎区鋼管通2-3-7）  
川崎市立川崎図書館（川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク4階）  
※都市計画課、川崎区役所、大師支所及び田島支所は、閉庁日（土・日曜日・祝日）を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。  
※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

正

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

(2) 縦覧

イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課  
（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）  
川崎区役所3階市政資料コーナー（川崎区東田町8番地）  
川崎区役所大師支所（川崎区東門前2-1-1）  
川崎区役所田島支所（川崎区鋼管通2-3-7）  
川崎市立川崎図書館（川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク4階）  
川崎市立川崎図書館大師分館（川崎区大師駅前1-1-5 川崎大師パークホームズ2階 プラザ大師）  
川崎市立川崎図書館田島分館（川崎区

追分町16-1 カルナーザ川崎4階  
プラザ田島）

※都市計画課、川崎区役所、大師支所及び田島支所は、閉庁日（土・日曜日・祝日）を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。大師分館、田島分館は、平日の午前10時から午後6時まで及び土・日曜日・祝日の午前10時から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

**川崎市公告第1269号**

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年11月30日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田 紀彦		
道路位置の 地名・地番	多摩区登戸2273-4、2274-7、2274-8、 2274-9、2274-10、2274-15、2274-16の 各一部、2274-12、2274-13、2274-14 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	24.50メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第614号	廃止年月日	令和4年 11月30日	

**川崎市公告第1270号**

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年11月30日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田 紀彦		
道路位置の地 名・地番	多摩区登戸2271-12、2272-5の各一部、 2271-1、2271-4、2271-7、2271-8、 2271-13、2272-2、2272-3、2272-7、 2273-6 (別図省略)		
幅 員	4.00メートル	延 長	27.80メートル

川崎市指令ま建指 第613号	廃止年月日	令和4年 11月30日
----------------	-------	----------------

川崎市公告第1271号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和4年11月30日

川崎市市長 福田 紀彦

道路事業の名称	川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業
指定区間の地名・地番	多摩区登戸字戊耕地2265番1、2267番3、2268番1、2268番5、2268番6、2271番2、2271番3、2271番5、2271番6、2271番9、2271番10、2271番12、2272番2、2272番7、2273番4、2273番9、2274番1、2274番2、2274番5、2274番6、2274番8、2274番10、2274番12、2274番13、2274番14、2274番15、2274番17、2279番1、2279番4、無番地の各一部、2271番1、2271番4、2271番7、2271番8、2271番13、2272番3、2272番5、2274番4、2274番9、2274番18【指定区間①】  多摩区登戸字戊耕地1260番2、1260番3、1813番2、1814番2、1816番1、1817番1、1817番2、1817番3、1818番2、1819番、1820番1、1820番2、1821番1、1822番1、1826番1、1838番2、1845番3、2255番2、2256番2、2260番2、2262番3、2262番5、2263番1、2263番3、2264番1、2264番2、2264番3、無番地の各一部、1823番3、1824番2、2263番2、2263番4、2263番5、【指定区間②】  多摩区登戸字戊耕地1874番1、1878番1、1879番1、1880番1、1881番、1884番、1885番の各一部【指定区間③】 別図省略
幅員・延長	4.00m × 58.67m (区画道路4-5号線) 4.00m × 33.85m (区画道路4-6号線) 4.00m × 56.64m (区画道路4-10号線) 6.00m × 52.20m (区画道路6-25号線) 6.00m × 141.91m (区画道路6-27号線) 6.00m × 48.49m (区画道路6-28号線) 4.00m × 40.58m (区画道路4-4号線) 6.00m × 62.37m (区画道路6-24号線) 9.00m × 12.93m (区画道路9-1号線) 9.00m × 24.12m(区画道路歩9-2号線)
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第503号 令和4年11月30日

公告（調達）

川崎市公告（調達）第310号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年12月12日

川崎市市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
等々力緑地再編整備・運営等事業
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
建設緑政局等々力緑地再編整備室  
川崎市川崎区駅前本町12番地1 川崎駅前タワー・リパークビル17階
- 3 落札者を決定した日  
令和4年11月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
Todoroki Park and Link  
代表企業 東急株式会社  
取締役社長 高橋 和夫  
東京都渋谷区南平台町5番6号
- 5 落札金額  
57,697,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 6 落札者を決定した手続き  
総合評価一般競争入札
- 7 入札の公告（公示）を行った日  
令和4年4月25日

川崎市公告（調達）第311号

入札公告

川崎市立殿町小学校他162校で使用する電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年12月12日

川崎市市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
川崎市立殿町小学校他162校で使用する電力の供給に関する契約
  - (2) 内訳・履行場所・予定使用電力量  
別紙のとおり
  - (3) 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
  - (4) 調達概要  
上記期間内における単価納入契約の締結
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
  - (1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
  - (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
  - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (4) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。なお、未申請の者（入札参加業種・種目に申請のないものも含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和4年12月23日（金）までに行うこと。

- (5) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、入札参加資格を有している者であること。

### 3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

#### (1) 配布・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 大和田、坂田

電 話：044-200-1223

F A X：044-200-3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布・提出期間

令和4年12月12日（月）から令和4年12月23日（金）までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

#### (3) 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合、令和4年12月23日（金）午後5時を必着とします。

なお、郵送した場合は、3(1)の所管課まで電話連絡願います。

### 4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和4年12月12日（月）から令和4年12月23日（金）まで縦覧に供します。

ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

#### (1) 交付場所

3(1)と同じ

#### (2) 交付日時

令和5年1月12日（木） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

ただし、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和5年1月12日（木）までに電子メールで配信します。

### 6 仕様に関する問合せ

#### (1) 問合せ先

3(1)と同じ

#### (2) 問合せ期間

令和5年1月12日（木）から令和5年1月18日（水）までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

#### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、3(1)に直接提出するか、F A X又はメールをしてください。なお、F A X又はメールをした場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話：044-200-1223

F A X：044-200-3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp

#### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年1月25日（水）に、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。

なお、メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で配布します。

### 7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

### 8 入札手続等

#### (1) 入札方法等

ア 郵送による入札

##### (ア) 入札書の郵送期限

令和5年1月30日（月） 午後5時必着

##### (イ) 郵送場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市環境局脱炭素戦略推進室



イ 持参による入札

(7) 入札日時

令和5年1月31日(火) 午前9時

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎15階 第1会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イ(7)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約金額

契約金額は、入札書の内訳に記載された「基本料金単価」及び「電力量料金単価」とします。ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとします。また、燃料費等調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を除く、電力の供給に必要な一切の諸経費を含むこととします。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 前払金

否

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

11 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Electricity about 48,749,000kWh to use at Municipal Tonomachi Elementary School In addition to 162 schools

(2) Time-limit for tender:

9:00 A.M. 31, January, 2023

(3) Time-limit for tender by mail:

5:00 P.M. 30, January, 2023

(4) Contact point for the notice

Decarbonization Strategy Development Office Environmental Protection Bureau City of Kawasaki

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan

Tel:044-200-1223

番号	施設名	履行場所	予定使用電力量 (kWh)
1	殿町小学校	川崎市川崎区殿町1-17-19	223,000
2	四谷小学校	川崎市川崎区四谷下町4-1	132,000
3	東門前小学校	川崎市川崎区東門前3-4-6	534,000
4	大師小学校	川崎市川崎区東門前2-6-1	263,000
5	川中島小学校	川崎市川崎区川中島2-4-19	293,000
6	藤崎小学校	川崎市川崎区藤崎3-2-1	265,000
7	さくら小学校	川崎市川崎区桜本1-9-15	425,000
8	大島小学校	川崎市川崎区浜町1-5-1	194,000
9	渡田小学校	川崎市川崎区田島町14-1	305,000
10	東小田小学校	川崎市川崎区小田5-11-20	178,000
11	小田小学校	川崎市川崎区小田4-12-24	253,000
12	浅田小学校	川崎市川崎区浅田2-11-21	177,000
13	東大島小学校	川崎市川崎区大島5-25-1	143,000
14	向小学校	川崎市川崎区大島4-17-1	190,000
15	田島小学校	川崎市川崎区渡田1-20-1	189,000
16	新町小学校	川崎市川崎区渡田新町3-15-1	183,000

17	旭町小学校	川崎市川崎区旭町2-2-1	347,000
18	宮前小学校	川崎市川崎区宮前町8-13	352,000
19	川崎小学校	川崎市川崎区日進町20-1	258,000
20	京町小学校	川崎市川崎区京町1-1-4	208,000
21	幸町小学校	川崎市幸区中幸町2-17	256,000
22	南河原小学校	川崎市幸区都町18	218,000
23	御幸小学校	川崎市幸区遠藤町1	646,000
24	西御幸小学校	川崎市幸区小向西町4-30	157,000
25	戸手小学校	川崎市幸区戸手本町1-165	264,000
26	古川小学校	川崎市幸区古川町70	282,000
27	東小倉小学校	川崎市幸区東小倉1-1	240,000
28	下平間小学校	川崎市幸区下平間175	199,000
29	古市場小学校	川崎市幸区古市場1-1	224,000
30	日吉小学校	川崎市幸区北加瀬1-37-1	406,000
31	小倉小学校	川崎市幸区小倉2-20-1	263,000
32	南加瀬小学校	川崎市幸区南加瀬4-24-1	217,000
33	夢見ヶ崎小学校	川崎市幸区南加瀬2-13-1	161,000
34	下河原小学校	川崎市中原区上平間585	188,000
35	平間小学校	川崎市中原区上平間1480	208,000
36	玉川小学校	川崎市中原区北谷町32	249,000
37	下沼部小学校	川崎市中原区下沼部1955	330,000
38	苜宿小学校	川崎市中原区苜宿25-1	199,000
39	木月小学校	川崎市中原区木月4-53-1	149,000
40	東住吉小学校	川崎市中原区木月住吉町1-11	302,000
41	住吉小学校	川崎市中原区木月祇園町17-1	185,000
42	井田小学校	川崎市中原区井田中ノ町29-1	357,000
43	今井小学校	川崎市中原区今井西町3-18	297,000
44	上丸子小学校	川崎市中原区上丸子八幡町815	463,000
45	西丸子小学校	川崎市中原区小杉陣屋町2-19-1	184,000
46	中原小学校	川崎市中原区小杉御殿町1-950	275,000
47	宮内小学校	川崎市中原区宮内2-4-1	307,000
48	大戸小学校	川崎市中原区下小田中1-4-1	372,000
49	下小田中小学校	川崎市中原区下小田中3-35-1	377,000
50	新城小学校	川崎市中原区下新城1-15-1	209,000
51	大谷戸小学校	川崎市中原区上小田中1-27-1	403,000
52	小杉小学校	川崎市中原区小杉町2-295-1	445,000
53	橘小学校	川崎市高津区千年1024	394,000
54	末長小学校	川崎市高津区末長3-8-1	435,000

55	新作小学校	川崎市高津区新作1-9-1	160,000
56	東高津小学校	川崎市高津区北見方2-5-1	576,000
57	坂戸小学校	川崎市高津区坂戸1-18-1	184,000
58	下作延小学校	川崎市高津区下作延5-19-1	207,000
59	高津小学校	川崎市高津区溝口4-19-1	410,000
60	梶ヶ谷小学校	川崎市高津区梶ヶ谷4-12	271,000
61	久末小学校	川崎市高津区久末647	352,000
62	上作延小学校	川崎市高津区上作延559	498,000
63	南原小学校	川崎市高津区上作延796	181,000
64	久地小学校	川崎市高津区久地4-2-1	294,000
65	野川小学校	川崎市宮前区西野川2-19-1	297,000
66	西野川小学校	川崎市宮前区野川台3-10-1	184,000
67	南野川小学校	川崎市宮前区南野川2-12-1	194,000
68	宮崎小学校	川崎市宮前区馬絹1-30-9	349,000
69	鷺沼小学校	川崎市宮前区鷺沼2-1	245,000
70	有馬小学校	川崎市宮前区東有馬5-12-1	200,000
71	西有馬小学校	川崎市宮前区有馬7-6-1	246,000
72	富士見台小学校	川崎市宮前区宮前平2-18-3	334,000
73	宮前平小学校	川崎市宮前区宮前平3-14-1	236,000
74	宮崎台小学校	川崎市宮前区宮崎3-18-2	247,000
75	向丘小学校	川崎市宮前区平1-6-1	291,000
76	平小学校	川崎市宮前区平6-5-1	219,000
77	白幡台小学校	川崎市宮前区南平台13-1	178,000
78	菅生小学校	川崎市宮前区菅生1-5-1	290,000
79	犬蔵小学校	川崎市宮前区犬蔵1-3-1	347,000
80	土橋小学校	川崎市宮前区土橋3-1-11	412,000
81	稲田小学校	川崎市多摩区宿河原3-18-1	303,000
82	長尾小学校	川崎市多摩区長尾7-28-1	166,000
83	宿河原小学校	川崎市多摩区宿河原2-1-1	232,000
84	登戸小学校	川崎市多摩区登戸1329	244,000
85	中野島小学校	川崎市多摩区中野島3-12-1	415,000
86	下布田小学校	川崎市多摩区布田23-1	162,000
87	東菅小学校	川崎市多摩区菅馬場2-19-1	459,000
88	西菅小学校	川崎市多摩区菅北浦4-2-1	157,000
89	菅小学校	川崎市多摩区菅2-6-1	224,000
90	東生田小学校	川崎市多摩区枅形4-9-1	838,000

91	三田小学校	川崎市多摩区三田3-6-4	195,000	126	今井中学校	川崎市中原区今井仲町7-1	316,000
92	生田小学校	川崎市多摩区生田7-22-1	229,000	127	中原中学校	川崎市中原区小杉陣屋町1-24-1	212,000
93	南生田小学校	川崎市多摩区南生田3-1-1	252,000	128	宮内中学校	川崎市中原区宮内4-13-1	142,000
94	長沢小学校	川崎市麻生区東百合丘2-24-7	216,000	129	西中原中学校	川崎市中原区下小田中2-17-1	673,000
95	西生田小学校	川崎市麻生区細山2-2-1	353,000	130	東橋中学校	川崎市高津区子母口730	654,000
96	千代ヶ丘小学校	川崎市麻生区千代ヶ丘8-9-1	200,000	131	橋中学校	川崎市高津区千年1300	373,000
97	金程小学校	川崎市麻生区金程2-10-1	234,000	132	高津中学校	川崎市高津区久本3-11-2	250,000
98	百合丘小学校	川崎市麻生区百合丘2-1-2	612,000	133	宮崎中学校	川崎市宮前区宮崎107	414,000
99	南百合丘小学校	川崎市麻生区王禅寺西1-26-1	220,000	134	野川中学校	川崎市宮前区西野川2-2-1	190,000
100	麻生小学校	川崎市麻生区上麻生3-24-1	301,000	135	有馬中学校	川崎市宮前区有馬7-7-1	194,000
101	東柿生小学校	川崎市麻生区王禅寺東6-3-1	205,000	136	宮前平中学校	川崎市宮前区宮前平2-7	268,000
102	真福寺小学校	川崎市麻生区白山5-3-1	171,000	137	向丘中学校	川崎市宮前区神木本町5-11-1	209,000
103	虹ヶ丘小学校	川崎市麻生区虹ヶ丘1-21-2	128,000	138	平中学校	川崎市宮前区平3-15-1	157,000
104	柿生小学校	川崎市麻生区片平3-3-1	350,000	139	菅生中学校	川崎市宮前区菅生2-10-1	257,000
105	岡上小学校	川崎市麻生区岡上675-1	174,000	140	犬蔵中学校	川崎市宮前区犬蔵1-10-1	302,000
106	栗木台小学校	川崎市麻生区栗木台5-15-1	246,000	141	稲田中学校	川崎市多摩区宿河原4-1-1	266,000
107	大師中学校	川崎市川崎区大師河原2-1-1	265,000	142	枅形中学校	川崎市多摩区枅形1-22-1	153,000
108	南大師中学校	川崎市川崎区四谷上町24-1	125,000	143	中野島中学校	川崎市多摩区中野島1-16-1	328,000
109	川中島中学校	川崎市川崎区藤崎2-19-1	410,000	144	菅中学校	川崎市多摩区菅城下28-1	154,000
110	桜本中学校	川崎市川崎区池上新町1-2-4	140,000	145	生田中学校	川崎市多摩区三田2-5420-2	348,000
111	臨港中学校	川崎市川崎区浜町2-11-22	215,000	146	南生田中学校	川崎市多摩区南生田3-4-1	171,000
112	田島中学校	川崎市川崎区小田2-21-7	149,000	147	西生田中学校	川崎市麻生区高石3-25-1	152,000
113	京町中学校	川崎市川崎区京町3-19-11	238,000	148	金程中学校	川崎市麻生区金程3-16-1	200,000
114	渡田中学校	川崎市川崎区渡田向町11-1	221,000	149	長沢中学校	川崎市麻生区東百合丘4-12-1	155,000
115	富士見中学校	川崎市川崎区富士見2-1-2	450,000	150	麻生中学校	川崎市麻生区上麻生4-39-1	206,000
116	川崎中学校	川崎市川崎区下並木50	143,000	151	柿生中学校	川崎市麻生区上麻生6-40-1	442,000
117	南河原中学校	川崎市幸区中幸町4-31	207,000	152	王禅寺中央中学校	川崎市麻生区王禅寺東4-14-2	179,000
118	御幸中学校	川崎市幸区戸手4-2-1	283,000	153	白鳥中学校	川崎市麻生区白鳥1-5-1	303,000
119	塚越中学校	川崎市幸区塚越1-60	295,000	154	はるひ野中学校	川崎市麻生区はるひ野4-8-1	355,000
120	日吉中学校	川崎市幸区北加瀬2-3-1	191,000	155	生田中学校(創作センター)	川崎市多摩区三田2-3303-1	64,000
121	南加瀬中学校	川崎市幸区南加瀬3-10-1	280,000	156	川崎高等学校	川崎市川崎区中島3-3-1	1,428,000
122	平間中学校	川崎市中原区上平間1368	273,000	157	川崎総合科学高等学校	川崎市幸区小向仲野町5-1	2,016,000
123	玉川中学校	川崎市中原区中丸子562	224,000	158	橋高等学校	川崎市中原区中丸子562	1,134,000
124	住吉中学校	川崎市中原区木月住吉町27-1	165,000	159	高津高等学校	川崎市高津区久本3-11-1	595,000
125	井田中学校	川崎市中原区井田杉山町11-1	251,000	160	聾学校	川崎市中原区上小田中3-10-5	318,000

161	中央支援学校	川崎市高津区久本3-7-1	378,000
162	田島支援学校 本校	川崎市川崎区田島町20-5	311,000
163	田島支援学校 桜校	川崎市川崎区池上新町1-1-3	296,000
合計			48,749,000

川崎市公告(調達)第312号

入 札 公 告

川崎区役所大師支所他19施設で使用する電力の供給に

関する契約における一般競争入札について、次のとおり  
公告します。

令和4年12月12日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎区役所大師支所他19施設で使用する電力の供給に関する契約

(2) 内訳・履行場所・予定使用電力量

	内訳	履行場所	予定使用電力量 (kWh)
1	川崎区役所大師支所	川崎市川崎区東門前2-1-1	243,419
2	川崎区役所田島支所	川崎市川崎区鋼管通2丁目3番7号	184,000
3	川崎区役所 道路公園センター	川崎市川崎区大島1丁目25番10号	84,000
4	幸区役所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	325,000
5	幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	564,294
6	幸区役所 道路公園センター	川崎市幸区下平間357-3	51,178
7	中原区役所 (保健所含む)	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	655,000
8	中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12	530,369
9	中原区役所 道路公園センター	川崎市中原区下小田中2丁目9番1号	69,224
10	高津区役所 道路公園センター	川崎市高津区溝口5丁目15番7号	63,200
11	宮前区役所	川崎市宮前区宮前平2-20-5	576,820
12	宮前区役所向丘出張所	川崎市宮前区平1-1-10	47,600
13	宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2-20-4	610,200
14	宮前区役所 道路公園センター	川崎市宮前区有馬2-6-4	56,035
15	多摩区総合庁舎	川崎市多摩区登戸1775番地1	2,391,096
16	多摩区役所 道路公園センター	川崎市多摩区菅北浦4丁目11-20	36,037
17	多摩区役所生田出張所	川崎市多摩区生田7丁目16-1	63,000
18	麻生区役所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	409,000
19	麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	603,000
20	川崎市教育文化会館	川崎市川崎区富士見2-1-3	558,054
合 計			8,120,526

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他

の物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。なお、未申請の者(入札参加業種・種目に申請のないもの者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和4年12月23日(金)までに行うこと。

- (5) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、入札参加資格を有している者であること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 大和田、坂田

電 話 : 044-200-1223

F A X : 044-200-3921

E-mail : 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年12月12日(月)から令和4年12月23日(金)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合、令和4年12月23日(金)午後5時を必着とします。

なお、郵送した場合は、3(1)の所管課まで電話連絡願います。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和4年12月12日(月)から令和4年12月23日(金)まで縦覧に供します。

ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和5年1月12日(木) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

ただし、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和5年1月12日(木)までに電子メールで配信します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和5年1月12日(木)から令和5年1月18日(水)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、3(1)に直接提出するか、FAX又はメールをしてください。なお、FAX又はメールをした

場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電話 : 044-200-1223

FAX : 044-200-3921

E-mail : 30dtanso@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年1月25日(水)に、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。

なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(ア) 入札書の郵送期限

令和5年1月30日(月) 午後5時必着

(イ) 郵送場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市環境局脱炭素戦略推進室

イ 持参による入札

(ア) 入札日時

令和5年1月31日(火) 午前9時30分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区東田町5-4  
川崎市役所第3庁舎15階 第1会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、



これを無効とします。

## 9 契約の手続等

### (1) 契約金額

契約金額は、入札書の内訳に記載された「基本料金単価」及び「電力量料金単価」とします。ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとします。また、燃料費等調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を除く、電力の供給に必要な一切の諸経費を含むこととします。

### (2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 前払金

否

### (5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

### (6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

## 11 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Electricity about 8,120,526kWh to use at Kawasaki city Daishi Branch Office

In addition to 19 facilities

(2) Time-limit for tender:

9:30 A.M. 31, January, 2023

(3) Time-limit for tender by mail:

5:00 P.M. 30, January, 2023

(4) Contact point for the notice

Decarbonization Strategy Development Office

Environmental Protection Bureau

City of Kawasaki

5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0005, Japan

Tel:044-200-1223

## 川崎市公告(調達)第313号

### 入札公告

川崎市中央卸売市場北部市場他4施設で使用する電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

川崎市中央卸売市場北部市場他4施設で使用する電力の供給に関する契約

#### (2) 内訳・履行場所・予定使用電力量

	内訳	履行場所	予定使用電力量(kWh)
1	川崎市中央卸売市場北部市場	川崎市宮前区水沢1-1-1	8,374,500
2	川崎競輪場	川崎市川崎区富士見2-1-6	2,297,193
3	かわさき南部斎苑	川崎市川崎区夜光3丁目2番7号	1,146,085
4	かわさき北部斎苑	川崎市高津区下作延6丁目18番1号	1,327,062
5	川崎港海底トンネル	川崎市川崎区千鳥町6-5	1,272,077
合計			14,416,917

#### (3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### (4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他

の物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。なお、未申請の者（入札参加業種・種目に申請のないもの者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和4年12月23日（金）までに行うこと。

(5) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、入札参加資格を有している者であること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 大和田、坂田

電話：044-200-1223

FAX：044-200-3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年12月12日（月）から令和4年12月23日（金）までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合、令和4年12月23日（金）午後5時を必着とします。

なお、郵送した場合は、3(1)の所管課まで電話連絡願います。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和4年12月12日（月）から令和4年12月23日（金）まで縦覧に供します。

ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和5年1月12日（木） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

ただし、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件

の供給等有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和5年1月12日（木）までに電子メールで配信します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和5年1月12日（木）から令和5年1月18日（水）までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に直接提出するか、FAX又はメールをしてください。なお、FAX又はメールをした場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電話：044-200-1223

FAX：044-200-3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年1月25日（水）に、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。

なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(イ) 入札書の郵送期限

令和5年1月30日（月） 午後5時必着

(ロ) 郵送場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

イ 持参による入札

(イ) 入札日時



中小企業者であること。

3 入札説明書・入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出してください。

(1) 配布及び提出場所

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1  
経済労働局中央卸売市場北部市場管理課施設維持係 担当 青柳  
電 話：044-975-2216  
F A X：044-975-2242  
電子メール：28hokan@city.kawasaki.jp

※入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和4年12月12日(月)から令和4年12月16日(金)まで(毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、令和4年12月15日(木)必着

(4) 提出書類 入札参加申込書

4 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、入札参加資格確認通知書を令和4年12月19日(月)までに交付します。

なお、令和3・4年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

5 仕様書に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年12月19日(月)から令和4年12月20日(火)まで(毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和4年12月21日(水)に全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和3・4年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この入札参加資格

を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和4年12月23日(金)午前10時

なお、郵送の場合は令和4年12月22日(木)必着

(3) 入札・開札の場所 川崎市宮前区水沢1-1-1

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理事務所棟2階 大会議室

(4) 入札書の提出方法 持参又は郵送

郵送先は上記3(1)に同じ

(5) 入札保証金 免除(ただし、入札参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき)

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合には調査を行うことがあります。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします)。

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(9) 入札書の記載金額 入札に際しては、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください

い。

入札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。代理人による入札に関する事項は「川崎市競争入札参加者心得」を参照してください。）。

#### 9 契約手続等

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 契約保証金    | 有（但し、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除）   |
| (2) 前払金      | 否   |
| (3) 契約書作成の要否 | 要   |
| (4) 契約予定日    | 令和4年12月27日（火）   |
| (5) 契約規則等の閲覧 | 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。<br><br>( <a href="http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a> ) |

#### 10 その他

- (1) 事情により、入札を延期、又は、取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を閲覧確認願います。

#### 川崎市公告（調達）第315号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
第20回統一地方選挙におけるポスター掲示板作製等業務
- (2) 業務内容  
別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所  
川崎市選挙管理委員会事務局が指定する場所
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和5年3月31日まで

#### 2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ

て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 「令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種（種目）に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和4年12月23日（金）までに行ってください。

- (4) 過去3年間に本市又は他官公庁において同種・同規模以上の契約実績があること。

#### 3 入札説明書及び入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

入札参加申込書・仕様書・質問書等が添付された入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布場所においても配布します。また、この入札に参加を希望するものは、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町3番地3 川崎市役所第4庁舎1階

川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課 担当 仙石

電 話：044-200-3422（直通）

F A X：044-200-3951

E-mail：91senkyo@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和4年12月12日（月）から令和4年12月23日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）  
午前8時30分から午後5時15分（ただし、正午から午後1時を除く）

- (3) 提出物

ア 入札参加申込書

イ 契約実績証明書

ウ 2(4)の契約実績を証する書類（契約書の写し等）

エ 製紙会社の発行する再生パルプ耐水ボード「S Tボード（商標登録第5938423号）」の供給証明書

オ 掲示板の文字の印字に使用するインク・印刷手法が確認できる書類（カタログ等）

- (4) 提出方法

持参のみ。

- (5) その他

ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。



イ 契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し本市から説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

5 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、本市による入札参加資格の審査の上、令和5年1月6日(金)までに3(1)の場所で行入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿への登録をした際に電子メールアドレスを登録している場合は、そのアドレス宛てに令和5年1月6日(金)までに入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

6 申込後の辞退

入札参加申込書を提出した後に入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届により入札の辞退を届け出ることとします。なお、開札後の辞退は認めません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 仕様書等に関する質問・回答

入札参加資格確認通知書の交付を受けた者が、仕様書等に質問がある場合は、次により質問を行うことができます。

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和5年1月6日(金)から令和5年1月13日(金)まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書の様式により、3(1)の問合せ先まで電子メールにて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した旨を3(1)の担当まで電話で御連絡ください。

(4) 回答方法

回答は、入札参加資格確認通知書を交付したすべての者に対し、次の日付までに電子メールで送付します。

質問回答期限 令和5年1月20日(金)

9 調達手続の停止等

- (1) 入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。
- (2) この入札に関して、苦情申し立てが行われた場

合、申し立ての検討期間中、調達手続を一時停止することがあります。

10 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

提出日時 令和5年1月25日(水)午前10時

提出場所 川崎市役所第4庁舎1階 川崎市選挙管理委員会 委員会開催会議室

イ 郵送による入札の場合

提出期限 令和5年1月24日(火)必着

提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行った後、速やかに3(1)の担当まで電話で御連絡ください。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 入札金額等

ア 本業務の落札者とは、令和5年度発注の「第20回統一地方選挙におけるポスター掲示板回収等業務」を別途特命随意契約にて契約を行います。そのため、本業務と当該回収等業務を一連業務とした場合の全体経費のうち、本業務の入札金額については、当該全体経費の97%の金額で入札をしてください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

## (6) 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

入札場所に入場するときは、入札参加資格確認通知書の提示が必要となりますので、必ず持参してください。入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。）。

## (7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

## (8) 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

## 11 契約の手続き等

## (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

## (2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本書に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(3) 入札参加申込書、入札書等の作成及び提出等の本入札への参加に要する費用は、入札者の負担とします。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口3(1)に同じ。

(5) 当該落札決定の効果は、令和4年第5回川崎市議会定例会における、本調達に係る補正予算の議決を要します。

## 13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Commission about manufacture of a public poster display stand for the 20th unified local elections

(2) Time-limit for tender:

10:00A.M. , January, 25, 2023

(3) Time-limit for tender by mail: January, 24, 2023

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Election Division

Election Department

Election Administration Committee

3-3, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577 Japan

TEL:044-200-3422 FAX:044-200-3951

E-mail:91senkyo@city.kawasaki.jp

## 川崎市公告（調達）第316号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入（製造）物品及び数量

ア 上下昇降テーブル 30台

イ ミーティングブース（半個室型） 48セット

ウ ミーティングブース（オープン型） 18セット

エ ソロワークブース（テーブル一体型） 19台

オ ソロワークブース（ソファ一体型） 13台

カ パーソナルテーブル 13台

(2) 購入（製造）物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書により指定する場所

(4) 納入期限

令和6年3月29日

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

## 2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「文具・事務機器」種目「事務用器具」に記載される予定であること。また、A又はBの等級に格付けされる予定であること。

なお、有資格業者名簿に記載予定のない者（入札参加業種に記載予定のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和4年12月26日までに行ってください。

(4) 平成24年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。

なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。

また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。

(5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

(6) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課  
物品契約係担当  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町  
1番地  
明治安田生命ビル13階  
電話044-200-2091

イ 閲覧期間 令和4年12月12日～令和4年12月26日  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和4年12月12日～令和4年12月26日  
午前8時～午後8時

4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

下記(2)の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 令和4年12月12日～令和4年12月26日  
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)アの場所に、上記3(1)イの期間に持参にて提出してください。

(1) 持参による入札参加申し込みの場合

ア 配布、提出及び問い合わせ先  
上記3(1)アに同じ。

なお、上記3(2)のとおり、インターネットから一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。

イ 配布・提出期間  
上記3(1)イに同じ。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

エ 引受証明書

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入できると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。

6 発注課担当者

総務企画局本庁舎等整備推進室 担当 中島  
電話 044-200-1820

7 仕様書に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に入力・提出してください。

入力・提出期間 令和4年12月12日～令和4年12月26日

午前8時～午後8時

質問入力方法の詳細について

は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

#### イ 持参等による質問方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)アの場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにE x c e l形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記3(1)アの担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和4年12月12日～令和4年12月26日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にE x c e l形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

#### (2) 回答

ア 回答日 令和5年1月23日 17時まで

#### イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

#### 8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の、「物品」の委任先メールアドレスに令和5年1月23日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年1月23日の午前9時～正午に上記3(1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

#### 9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 10 入札の手続等

##### (1) 入札方法、日時及び場所

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

##### ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和5年2月3日 午前10時00分

##### イ 持参による入札の場合

(7) 入札書の提出日時 令和5年2月3日 午前11時00分

(4) 入札書の提出場所 川崎市役所入札室

川崎市川崎区砂子1-7

-4 砂子平沼ビル7階

##### ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(7) 入札書の提出期限 令和5年2月1日 必着

(4) 入札書の提出先 上記3(1)アに同じ

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

上記10(1)イに同じ。

##### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の



2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場所において閲覧できます。

(4) 議決を要する契約

ア 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

イ 本案件は川崎市財産条例第2条に基づき、動産の買入れにあたり市議会の議決を要しますので、川崎市議会定例会における議決(令和5年6月頃)を得たときに契約を締結します。

また、落札者にはその旨を記載した仮契約書を交付します。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Height adjustable table 30 units

Meeting booth(semi-closed type) 48 sets

Meeting booth(open type) 18 sets

Solo work booth(with integrated table) 19 units

Solo work-booth(with integrated sofa) 13 units

Personal table 13 units

(2) Time-limit for tender :

a By electronic bidding system

10:00 A.M. 3 February 2023

b Direct delivery

11:00 A.M. 3 February 2023

c By mail

1 February 2023

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

(4) Language:

Japanese is the only language used in all the contract procedures

川崎市公告(調達)第317号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年12月12日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

浮島処理センターと王禅寺処理センターで発生する余剰電力の売却及び浮島処理センターほか12施設で使用する電力の供給の一括契約

(2) 内訳・履行場所・売却及び購入電力見込数量



	内 訳	履行場所	売却見込数量 (kWh)	購入電力見込数量 (kWh)
(1)	浮島処理センターで発生する余剰電力の売却及び使用する電力の供給（非FIT非化石価値については、売却見込数全量を換算）	川崎市浮島町509番1号	12,475,800	2,810,500
(2)	王禅寺処理センターで発生する余剰電力の売却及び使用する電力の供給（非FIT非化石価値については、売却見込数全量を換算）	麻生区王禅寺1285番地	16,285,200	291,300
(3)	堤根処理センターで使用する電力の供給	川崎市堤根52番地	—	2,113,900
(4)	南部リサイクルセンターで使用する電力の供給	川崎市夜光3丁目1-3	—	233,800
(5)	加瀬クリーンセンターで使用する電力の供給	幸区南加瀬4丁目40番23号	—	213,600
(6)	入江崎クリーンセンターで使用する電力の供給	川崎市塩浜3丁目14-1	—	100,100
(7)	浮島埋立事業所で使用する電力の供給	川崎市浮島町523番地1	—	212,900
(8)	堤根処理センター資源化処理施設で使用する電力の供給	幸区柳町74番地3	—	7,900
(9)	橋りサイクルコミュニティセンターで使用する電力の供給	高津区新作1丁目20番3号	—	15,000
(10)	川崎生活環境事業所ほか3事業所で使用する電力の供給	川崎市塩浜4丁目11番9号ほか	—	504,800

- (3) 履行期間  
令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時まで
- (4) 調達概要  
上記期間内における各施設で発生及び使用する電力の売買一括契約（単価契約）の締結
- 2 競争入札参加資格に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 1(2)の履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業を営もうとする者として経済産業大臣に登録し、事業を開始していること。
- (2) 令和5・6年度「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に搭載されており、かつ、川崎市環境配慮入札電力実施要綱第4条第2項の規定に基づき、A又はBのランクに格付けされていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に搭載のない者も含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和4年12月28日までに行ってください。
- (3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出  
この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。
- (1) 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出場所

- 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市環境局施設部処理計画課（川崎市役所第3庁舎16階）  
電話 044-200-2587
- (2) 仕様書等の閲覧及び競争参加申込書の配布、提出期間  
令和4年12月12日（月）から令和4年12月28日（水）の9時から17時まで（12時から13時、土曜日、日曜日除く。）
- (3) 提出方法  
持参（持参以外は無効）
- 4 競争参加資格確認通知書の交付  
競争参加申込書を提出した者には、競争参加資格確認通知書を交付します。  
また、競争参加資格があると認めたものには、入札説明書及び仕様書を交付します。  
なお、「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次により交付します。
- (1) 交付場所  
3(1)と同じ
- (2) 交付日時  
令和5年1月6日（金）9時から17時まで（12時から13時までは除く。）
- 5 競争参加資格の喪失  
競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 入札の手續等

(1) 入札方法

一括契約となりますので、売電料金から全施設の使用電力料金を差し引いた総額を記入し、入札してください。もし、購入電力料金が売電料金よりも大きい場合は金額にマイナスを記入し、入札してください。

なお、各施設で購入する電力量の単価は、各施設毎に決定するものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和5年2月1日(水) 11時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて決定した予定価格以上の価格で、かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

7 契約の手續等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の総額10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)で閲覧できます。

又は川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

8 その他

(1) 詳細は入札説明書によります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報入手するための照会窓口は、3(1)と同じ

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和5年3月頃)を要します。

9 Summary

(1) Subject :

Package Deal Contract Concerning the Sale of Surplus Electricity Generated at Ukishima Waste Disposal Center and Ouzenzi Waste Disposal Center as well as the Provision of Electricity for Ukishima Waste Disposal Center and 12 Other Facilities

(2) Time-limit for tender :

11:00 am on February 1, 2023 (Wednesday)

(3) Point of Contact for the Notice:

Treatment Planning Section  
Environmental Facilities Department  
Environmental Protection Bureau  
City of Kawasaki  
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan  
Tel:044-200-2587

川崎市公告(調達)第318号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年12月12日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

新型コロナウイルス対応に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

健康福祉局総務部庶務課  
川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館12階

3 契約の相手方を決定した日

令和4年10月24日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 J E C C  
専務取締役 依田 茂  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 契約金額(税抜きリース総額)

55,104,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札の公告を行った日  
令和4年9月12日

### 川崎市公告(調達)第319号

#### 入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 市立学校校務用コンピュータ(増加・雇用対策分)機器賃貸借契約(令和5年3月31日導入分)
- (2) 履行場所 川崎市立小学校、中学校、特別支援学校
- (3) 履行期間 令和5年3月31日から令和10年3月30日
- (4) 概 要 仕様書によります。

#### 2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、令和3・4年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和4年12月19日(月)までに行ってください。

- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

#### 3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所  
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3  
川崎市総合教育センター 3階 情報・視聴覚センター  
電話 044-844-3712
- (2) 配布及び提出期間  
令和4年12月12日(月)から令和4年12月26日(月)まで  
午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜

日、日曜日を除く)

#### (3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

#### 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年1月6日(金)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和5年1月6日(金)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

#### 5 仕様・入札に関する問合せ

##### (1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

##### (2) 問合せ期間

令和4年12月12日(月)から令和5年1月13日(金)

午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

##### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

##### (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和5年1月19日(木)までに、競争入札参加資格があると認められた者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

#### 6 カタログの提出について

競争入札参加資格があると認められた者については、導入予定機種等のカタログを令和5年1月25日(水)午後5時までに3(1)の場所に提出してください

い。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を月数（60ヶ月）で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和5年1月31日（火）午前11時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室  
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和5年1月30日（月）

郵送による場合は、期日までに到着するように書留郵便等の記録が残る方法で送付してください。なお、入札書を送付したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 開札の日時 8(1)アに同じ
- (4) 開札の場所 8(1)イに同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、後日再入札を実施しま

す。（詳細につきましては、再入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。）

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%  
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。  
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 支払については、毎月払いとします。

ただし、契約の初月となる令和5年3月分については、月額31分の1に相当する金額、最終月の令和10年3月分については、月額31分の30に相当する金額とします。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Lease computers installed in Elementary schools, Junior high schools and Special support school in Kawasaki City.
- (2) Time-limit for tender:  
11:00 A.M 31 Jan 2023



(3) Time-limit for tender by mail:  
30 Jan 2023

(4) Contact point for the notice  
KAWASAKI CITY OFFICE  
KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center  
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,  
Kanagawa 213-0001, Japan  
TEL:044-844-3712

## 税 公 告

### 川崎市税公告第142号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月11日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	10月随時 分以降	令和4年 11月30日 (10月随時分)	計51件
令和4年度 (令和3年度課税分)	市民税・ 県民税 (普通徴収)	10月 随時分	令和4年 11月30日 (10月随時分)	計6件
令和4年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	10月随時 分以降	令和4年 11月30日 (10月随時分)	計1件
令和4年度	軽自動車税 (種別割)	10月 随時分	令和4年11月 30日(全期分)	計2件

(別紙省略)

### 川崎市税公告第143号

次の市税に係る課税額変更（取消）通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月11日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第2期分 以降		計1件

(別紙省略)

### 川崎市税公告第144号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月11日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

### 川崎市税公告第145号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月15日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

### 川崎市税公告第146号

市税過誤納金等充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月15日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

### 川崎市税公告第147号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。



なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月16日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

### 上下水道局 規 程

#### 川崎市上下水道局規程第27号

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、

昇給等に関する規程の一部を改正する規程

(川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部改正)

第1条 川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年川崎市水道局規程第18号)の一部を次のように改正する。

別表第6を次のように改める。

別表第6(第7条関係)

年齢別最低保障額表

採用年齢 歳	金 額 円
18	142,200
19	142,200
20	145,500
21	148,100
22	152,000
23	154,900
24	158,000
25	162,900
26	166,500
27	171,800
28	175,400
29	178,900
30	182,500
31	185,900
32	189,400
33	192,800
34	197,900
35	201,300
36	204,700
37	208,100
38	211,500
39	212,600
40歳以上	213,700

第2条 川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第6中

「

142,200
142,200

」

」

を

「

145,500
145,500

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)は、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定による改正後の規程は、令和4年10月1日から適用する。  
(経過措置)
- 令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- この規程の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

#### 川崎市上下水道局規程第28号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及

び支給方法等に関する規程の一部を改正す

る規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年川崎市水道部規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（以下「改正後の給料等支給規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 職員が、改正前の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定に基づいて、令和4年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給料等支給規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第1 (第2条関係)

## 上 下 水 道 企 業 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,500	157,900	230,900	259,700	304,700	341,700	373,100	409,900
	2	145,400	159,600	232,700	261,600	306,900	344,200	375,600	413,000
	3	146,300	161,300	234,500	263,500	309,100	346,700	378,200	416,100
	4	147,200	163,000	236,300	265,400	311,300	349,200	380,900	419,300
	5	148,100	164,600	238,000	267,400	313,400	351,400	383,600	422,300
	6	149,200	166,400	239,800	269,400	315,700	353,900	386,300	425,400
	7	150,300	168,200	241,600	271,400	318,000	356,400	389,000	428,500
	8	151,400	170,000	243,400	273,400	320,300	358,900	391,700	431,700
	9	152,400	171,600	245,200	275,200	322,400	361,400	394,200	434,700
	10	153,800	173,500	247,100	277,200	324,700	364,000	397,000	437,800
	11	155,200	175,400	249,000	279,200	327,000	366,500	399,800	440,900
	12	156,600	177,300	250,900	281,200	329,300	369,200	402,500	444,100
	13	157,900	179,100	252,800	283,000	331,400	371,800	405,300	447,200
	14	159,600	181,000	254,800	285,000	333,700	374,400	407,900	450,400
	15	161,300	182,900	256,800	287,000	336,000	377,000	410,600	453,600
	16	163,000	184,800	258,800	289,000	338,300	379,600	413,300	456,800
	17	164,600	186,500	260,600	291,000	340,400	382,300	415,900	459,800
	18	166,400	188,400	262,600	293,000	342,700	384,800	418,600	462,900
	19	168,200	190,300	264,600	295,000	345,000	387,300	421,300	466,100
	20	170,000	192,200	266,600	297,000	347,300	389,800	424,000	469,300
	21	171,600	193,900	268,400	299,100	349,600	392,300	426,500	472,300
	22	173,500	195,700	270,400	301,100	352,000	394,600	429,100	475,400
	23	175,400	197,500	272,400	303,100	354,400	397,000	431,700	478,500
	24	177,300	199,300	274,400	305,100	356,800	399,400	434,300	481,600
	25	179,100	201,000	276,400	307,100	358,800	401,900	436,700	484,700
	26	181,000	202,800	278,400	309,100	361,100	404,200	439,200	487,600
	27	182,900	204,600	280,400	311,100	363,400	406,500	441,700	490,500
	28	184,800	206,400	282,400	313,100	365,700	408,800	444,200	493,500
	29	186,500	208,100	284,500	315,000	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	188,400	209,900	286,400	317,000	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	190,300	211,700	288,300	319,000	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	192,200	213,500	290,200	321,000	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	193,900	215,200	292,200	322,900	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	195,700	217,000	294,100	324,900	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	197,500	218,800	296,000	326,900	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	199,300	220,600	297,900	328,900	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	201,000	222,300	299,800	330,800	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	202,800	224,100	301,700	332,800	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	204,600	225,900	303,600	334,800	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	206,400	227,700	305,500	336,800	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	208,100	229,400	307,200	338,700	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	209,900	231,200	309,100	340,700	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	211,700	233,000	311,000	342,700	393,900	428,500	465,800	514,100
	44	213,500	234,800	312,900	344,700	395,300	429,200	466,500	514,900
	45	215,200	236,500	314,600	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
	46	217,000	238,300	316,500	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
	47	218,800	240,100	318,400	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
	48	220,600	241,900	320,300	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100

	49	222,300	243,600	322,000	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
	50	223,300	245,400	323,700	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
	51	224,300	247,200	325,400	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
	52	225,300	249,000	327,100	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
	53	226,400	250,700	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
	54	227,400	252,500	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
	55	228,400	254,300	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
	56	229,400	256,100	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
	57	230,200	257,800	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
	58	231,100	259,600	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
	59	232,000	261,400	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
	60	232,900	263,200	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
	61	233,600	264,800	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
	62	234,300	266,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
	63	235,000	268,400	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
	64	235,700	270,200	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
	65	236,600	271,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
	66	237,200	273,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
	67	237,800	275,200	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
	68	238,400	276,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
	69	239,000	278,800	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
	70	239,500	280,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
	71	240,000	282,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
	72	240,500	284,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
再任 用職 員以 外の 職員	73	240,900	285,800	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
	74	241,300	287,500	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
	75	241,700	289,200	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
	76	242,100	290,900	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
	77	242,400	292,700	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
	78		294,300	353,700	380,100	417,900	448,700		
	79		295,900	354,300	380,600	418,500	449,200		
	80		297,500	354,900	381,200	419,100	449,700		
	81		299,000	355,600	381,700	419,500	450,300		
	82		300,600	356,100	382,200	420,000	450,800		
83		302,200	356,700	382,700	420,500	451,300			
84		303,800	357,300	383,200	421,000	451,800			
85		305,300	357,700	383,800	421,500	452,400			
86		306,500	358,200	384,300	422,000				
87		307,700	358,700	384,800	422,500				
88		308,900	359,200	385,300	423,000				
89		310,000	359,700	385,800	423,500				
90		311,100	360,200	386,300	424,000				
91		312,200	360,700	386,800	424,500				
92		313,300	361,200	387,300	425,000				
93		314,200	361,500	387,700	425,500				
94		315,000	361,900	388,200	426,000				
95		315,900	362,400	388,700	426,500				
96		316,800	362,900	389,200	427,000				
97		317,500	363,200	389,600	427,500				
98		318,100	363,600	390,000	428,000				
99		318,700	364,000	390,400	428,500				
100		319,400	364,400	390,800	429,000				
101		319,900	364,900	391,300	429,500				
102		320,500	365,300	391,700	430,000				
103		321,100	365,700	392,100	430,500				
104		321,800	366,100	392,500	431,000				

105		322,300	366,600	393,000	431,400				
106		322,900	367,000	393,400					
107		323,500	367,400	393,800					
108		324,100	367,800	394,200					
109		324,600	368,200	394,700					
110		325,200	368,600	395,100					
111		325,800	369,000	395,500					
112		326,400	369,400	395,900					
113		326,900	369,800	396,400					
114		327,400	370,200	396,800					
115		328,000	370,600	397,200					
116		328,600	371,000	397,600					
117		329,000	371,400	398,100					
118			371,800	398,400					
119			372,200	398,700					
120			372,600	399,000					
121			373,000	399,400					
122			373,300	399,700					
123			373,600	400,000					
124			373,900	400,300					
125			374,000	400,700					
126			374,100	401,000					
127			374,200	401,300					
128			374,300	401,600					
129			374,500	402,000					
130			374,600	402,300					
131			374,700	402,600					
132			374,800	402,900					
133			374,900	403,300					
134			375,000	403,600					
135			375,100	403,900					
136			375,200	404,200					
137			375,300	404,600					
138			375,400						
139			375,500						
140			375,600						
141			375,700						
142			375,800						
143			375,900						
144			376,000						
145			376,100						
146			376,200						
147			376,300						
148			376,400						
149			376,500						
再任用職員	170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800	

備考 この表は、事務職員及び技術職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。



## 別表第2 (第2条関係)

## 上下水道企業職給料表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	137,100	150,600	218,800	245,400
	2	138,100	152,000	220,500	247,300
	3	139,100	153,400	222,200	249,200
	4	140,100	154,900	224,000	251,100
	5	141,000	156,300	225,700	253,000
	6	142,200	158,000	227,500	255,000
	7	143,400	159,700	229,300	257,100
	8	144,500	161,300	231,000	259,200
	9	145,500	162,900	232,700	261,100
	10	146,800	164,700	234,500	263,000
	11	148,100	166,500	236,300	264,900
	12	149,400	168,300	238,100	266,800
	13	150,600	170,000	239,700	268,700
	14	152,000	171,800	241,700	270,600
	15	153,400	173,600	243,700	272,500
	16	154,900	175,400	245,700	274,400
	17	156,300	177,100	247,800	276,300
	18	158,000	178,900	249,700	278,200
	19	159,700	180,700	251,600	280,100
	20	161,300	182,500	253,500	282,000
	21	162,900	184,200	255,400	283,900
	22	164,700	185,900	257,300	285,800
	23	166,500	187,600	259,200	287,700
	24	168,300	189,400	261,100	289,600
	25	170,000	191,100	262,900	291,500
	26	171,800	192,800	264,800	293,400
	27	173,600	194,500	266,600	295,300
	28	175,400	196,200	268,500	297,200
	29	177,100	197,900	270,300	299,100
	30	178,900	199,600	272,100	301,000
	31	180,700	201,300	273,900	302,900
	32	182,500	203,000	275,700	304,800
	33	184,200	204,700	277,500	306,700
	34	185,900	206,400	279,300	308,600
	35	187,600	208,100	281,200	310,500
	36	189,400	209,800	283,000	312,400
	37	191,100	211,500	284,700	314,300
	38	192,800	213,200	286,500	316,200
	39	194,500	214,900	288,300	318,100
	40	196,200	216,600	290,200	320,000
	41	197,900	218,300	291,900	321,900
	42	199,600	220,000	293,700	323,700
	43	201,300	221,700	295,500	325,600
	44	203,000	223,400	297,300	327,400
	45	204,700	225,100	299,000	329,300
	46	206,400	226,800	300,800	331,200
	47	208,100	228,500	302,500	333,100
	48	209,800	230,200	304,300	335,000

	49	211,500	231,900	306,100	336,700
	50	212,600	233,600	307,600	338,100
	51	213,700	235,300	309,100	339,500
	52	214,700	237,000	310,600	340,900
	53	215,700	238,700	312,000	342,300
	54	216,700	240,400	313,400	343,500
	55	217,700	242,100	314,800	344,700
	56	218,700	243,700	316,200	345,900
	57	219,600	245,300	317,400	347,000
	58	220,400	247,000	318,800	347,800
	59	221,200	248,700	320,200	348,600
	60	221,900	250,300	321,600	349,400
	61	222,600	251,900	322,800	350,200
	62	223,400	253,600	323,900	351,000
	63	224,200	255,200	325,000	351,800
	64	224,900	256,800	326,100	352,600
	65	225,600	258,500	327,100	353,400
	66	226,100	260,100	327,900	354,000
	67	226,600	261,800	328,700	354,600
	68	227,100	263,500	329,500	355,200
	69	227,600	265,100	330,200	355,900
	70	228,100	266,700	331,000	356,500
	71	228,600	268,300	331,800	357,100
	72	229,100	270,000	332,600	357,700
再任 用職 員以 外の 職員	73	229,400	271,700	333,200	358,200
	74	229,800	273,300	333,800	358,800
	75	230,100	274,900	334,400	359,400
	76	230,400	276,500	335,000	360,000
	77	230,600	278,000	335,500	360,500
	78		279,500	336,100	361,000
	79		281,000	336,700	361,500
	80		282,600	337,300	362,000
	81		284,100	337,700	362,600
	82		285,600	338,200	363,100
	83		287,100	338,700	363,600
	84		288,700	339,200	364,100
	85		290,200	339,700	364,600
	86		291,300	340,200	365,100
87		292,400	340,700	365,600	
88		293,500	341,200	366,100	
89		294,500	341,600	366,500	
90		295,500	342,000	367,000	
91		296,500	342,400	367,500	
92		297,500	342,800	368,000	
93		298,500	343,300	368,300	
94		299,300	343,700	368,800	
95		300,100	344,100	369,300	
96		300,900	344,500	369,800	
97		301,500	344,900	370,100	
98		302,100	345,300	370,500	
99		302,700	345,700	370,900	
100		303,300	346,100	371,300	
101		303,800	346,500	371,700	
102		304,400	346,900	372,100	
103		305,000	347,300	372,500	
104		305,600	347,700	372,900	

105		306,100	348,100	373,300
106		306,700	348,500	373,700
107		307,300	348,900	374,100
108		307,900	349,300	374,500
109		308,400	349,600	374,900
110		308,900	350,000	375,300
111		309,400	350,400	375,700
112		309,900	350,800	376,100
113		310,400	351,100	376,500
114		310,900	351,500	376,900
115		311,400	351,900	377,300
116		311,900	352,300	377,700
117		312,400	352,600	378,100
118			353,000	378,400
119			353,400	378,700
120			353,800	379,000
121			354,100	379,400
122			354,400	379,700
123			354,700	380,000
124			355,000	380,300
125			355,100	380,700
126			355,200	381,000
127			355,300	381,300
128			355,400	381,600
129			355,500	381,900
130			355,600	382,200
131			355,700	382,500
132			355,800	382,800
133			355,900	383,100
134			356,000	383,400
135			356,100	383,700
136			356,200	384,000
137			356,300	384,300
138			356,400	
139			356,500	
140			356,600	
141			356,700	
142			356,800	
143			356,900	
144			357,000	
145			357,100	
146			357,200	
147			357,300	
148			357,400	
149			357,500	
再任用職員	162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、技能職員及び業務職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

**川崎市上下水道局規程第29号**

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める

令和4年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎  
川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び  
勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正  
する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の118.5」に、「100分の190」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の111」に、「100分の108.5」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の93.5」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の87.5」を「100分の97.5」に改める。

第4条の5第1項第1号中「100分の47.5」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

**上下水道局告示**

**川崎市上下水道局告示第45号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和4年11月16日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定番号 第247号
- 氏名又は名称 (新)株式会社北斗工機  
(旧)株式会社オリエント冷熱
- 住 所 川崎市麻生区片平1848番地22
- 代表者氏名 四栗 隆宏
- 変更年月日 令和4年9月1日

**川崎市上下水道局告示第46号**

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和4年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定有効期間  
令和4年12月1日から  
令和9年10月31日まで
- 2 指 定 工 事 店
  - 指 定 番 号 1204
  - 商号又は名称 AWE株式会社
  - 営業所所在地 神奈川県大和市つきみ野1丁目14番地の15-102
  - 代表者氏名 佐藤 弘之
  - 指 定 番 号 1205
  - 商号又は名称 有限会社日本配管サービス
  - 営業所所在地 横浜市緑区新治町474-1 ラトゥール104号
  - 代表者氏名 大畑 光弘
  - 指 定 番 号 1206
  - 商号又は名称 友ウォーター
  - 営業所所在地 川崎市多摩区登戸388-5
  - 代表者氏名 小林 伯子
  - 指 定 番 号 1208
  - 商号又は名称 株式会社 クラシアン
  - 営業所所在地 神奈川県横浜市都筑区平台1-20 ルネス・レヴール1階
  - 代表者氏名 今田 健治

**川崎市上下水道局告示第47号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和4年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第1872号
- 氏名又は名称 有限会社サカエ美装
- 住 所 神奈川県相模原市南区御園三丁目9番15号
- 代表者氏名 赤坂 正樹
- 指 定 年 月 日 令和4年12月1日
- 有 効 期 限 令和9年11月30日
- 2 指 定 番 号 第1873号

- 氏名又は名称 株式会社福德工業  
住 所 東京都府中市新町一丁目63番地の15-202号  
代表者氏名 福井 能弘  
指定年月日 令和4年12月1日  
有効期限 令和9年11月30日  
3 指定番号 第1874号  
氏名又は名称 住宅サポート株式会社  
住 所 神奈川県川崎市多摩区枡形1-8-10マンションパシフィック304  
代表者氏名 斎藤 隆幸  
指定年月日 令和4年12月1日  
有効期限 令和9年11月30日  
4 指定番号 第1875号  
氏名又は名称 株式会社大和設備  
住 所 神奈川県藤沢市円行1870番地2  
代表者氏名 小川 貴史  
指定年月日 令和4年12月1日  
有効期限 令和9年11月30日

**川崎市上下水道局告示第48号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和4年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定番号 第783号  
氏名又は名称 日本総合住生活株式会社  
住 所 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地  
代表者氏名 (新) 伊藤 治  
(旧) 石渡 廣一  
変更年月日 令和4年10月20日  
2 指定番号 第1405号  
(案件1)

- 氏名又は名称 株式会社今村建設  
住 所 (新) 川崎市麻生区金程四丁目28番14号  
(旧) 川崎市麻生区細山七丁目7番19号  
代表者氏名 今村 宗玄  
変更年月日 令和3年7月1日  
3 指定番号 第1409号  
氏名又は名称 興生株式会社  
住 所 (新) 神奈川県横浜市港北区高田東三丁目4番12-202号  
(旧) 横浜市港北区高田西3-35-7  
代表者氏名 中田 昭生  
変更年月日 令和4年3月26日  
4 指定番号 第1571号  
氏名又は名称 S L S 株式会社  
住 所 (新) 大阪府吹田市豊津町1番18号  
(新) 大阪府吹田市南金田二丁目3番26号  
代表者氏名 明石 康裕  
変更年月日 令和2年2月25日  
5 指定番号 第1811号  
氏名又は名称 株式会社アメニティ・プラス  
住 所 東京都渋谷区神宮前六丁目12番20号  
代表者氏名 (新) 谷崎 憲一  
(旧) 古川 雅道  
変更年月日 令和4年10月1日

**上下水道局公告**

**川崎市上下水道局公告第96号**

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和4年11月22日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

競争入札に付する事項	件 名 令和4年度加瀬水処理センター水質測定装置保守点検業務委託
	履行場所 川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履行期間 令和5年3月17日限り
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者 (4) 平成19年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における水質測定装置の点検整備又は水質測定装置製作・据付の元請けとしての履行完了実績を有すること。



契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和4年12月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和4年度麻生水処理センター集塵装置バグフィルター交換業務委託
	履行場所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履行期間	令和5年3月17日限り
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平令和4年12月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市上下水道局公告第97号

令和4年11月22日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	宮崎配水管900mm人孔T字管補強工事
	履行場所	自：宮前区土橋3-1-1（鷺沼配水所内） 至：宮前区土橋3-10-51先
	履行期間	契約の日から160日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評価値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システ	

参 加 資 格	ムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「水道施設」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年12月13日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名 工業用水道 日本貨物鉄道（株）ほか3箇所流量計測設備取替工事
	履行場所 川崎市川崎区塩浜4-11-20（日本貨物鉄道（株）川崎車両所）ほか3箇所
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100

入札日時等	令和4年12月14日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係 (明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第98号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
(案件1)

令和4年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に付する事項	件 名	令和4年度 稲田取水所 沈砂池No. 3汚泥処分業務委託 (単価契約)
	履 行 場 所	局指定場所
	履 行 期 間	令和5年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物処分業」で登録されている者 (4) 平成24年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した汚泥の処分業務について元請けとしての履行完了実績を有すること。 (5) 産業廃棄物処分業 (汚泥) の許可を受けていること。 (6) 液状の汚泥の処分が1日30トン以上かつ1か月400トン以上受け入れることが可能であること。 (7) 産業廃棄物の処分を行う事業場は、道路交通法第3条に規定する大型自動車が行き来できる行程で稲田取水所からの距離が30キロメートル以内にあること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和4年12月20日 14時00分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和4年度 水道用資機材等価格データ作成業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区宮本町1番地 (川崎市役所第2庁舎)
	履 行 期 間	令和5年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「市場調査」で登録されている者 (4) 平成18年度以降に、地方公共団体において資機材等価格データ作成業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和4年12月20日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和4年度中部下水管内管きよ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 間	令和5年3月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有又は調達することが可能であること。</p> <p>(8) 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和4年12月20日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p>	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢浄水場 排水処理施設改良工事 事業者選定支援業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 間	令和6年7月12日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されている者</p> <p>(4) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、照査技術者は、業務責任者及びアドバイザー業務担当者とは兼任することはできない。また、ア及びイは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要</p> <p>ア 業務責任者及び照査技術者は、技術士(上下水道部門:上水道及び工業用水道)又は技術士(総合技術監理部門:上下水道-上水道及び工業用水道)のいずれかの資格を有する者</p> <p>イ アドバイザリー業務担当者は、平成19年度以降に、浄水場(排水処理施設を含む)整備事業におけるアドバイザー業務の担当実績を有する者</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和4年12月22日 14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

## 川崎市上下水道局公告第99号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平間会館 危機管理利用に係る設備改良工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間1668番地(平間会館内)
	履 行 期 間	契約の日から令和5年9月20日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	



参加資格	(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年1月11日 午後2時30分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	細山配水塔 細山高区配水流量計及び千代ヶ丘送水流量計更新工事
	履行場所	川崎市麻生区細山6-3-11（細山配水塔内）
	履行期間	契約の日から令和5年9月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。</p> <p>(11) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。  水道施設又は工業用水道施設における、監視制御設備に付随する電気計装設備の設置工事又は更新工事（修繕工事含む）の完工実績。  ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年1月11日 午後2時30分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名 等々力水処理センター3系・4系初沈入口ゲート改良工事
	履 行 場 所 川崎市中原区宮内3-22-1
	履 行 期 間 契約の日から令和5年10月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。</p> <p>上下水道施設における、ゲート設備の取替工事又は駆動部の取替を伴う改良工事の完工実績。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和5年1月13日 午後2時30分</p> <p>（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））</p>
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 令和4年度入江崎余熱利用プール設備整備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 間 契約の日から令和5年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。                  ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。                  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。                  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。                  ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年1月11日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

**上下水道局公告(調達)**

**川崎市上下水道局公告(調達)第31号**

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年12月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

ア 長沢浄水場で使用する電気(単価契約)

- イ 予定使用電力量 4,219,423キロワット時  
潮見台配水所で使用する電気(単価契約)
- ウ 予定使用電力量 2,852,513キロワット時  
生田浄水場で使用する電気(単価契約)
- エ 予定使用電力量 9,749,532キロワット時  
平間配水所で使用する電気(単価契約)
- オ 予定使用電力量 2,463,524キロワット時  
鷺沼配水所で使用する電気(単価契約)
- カ 予定使用電力量 3,316,665キロワット時  
入江崎総合スラッジセンターで使用する電気(単価契約)
- ク 予定使用電力量 23,730,796キロワット時

- キ 入江崎水処理センターで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 23,074,701キロワット時
- ク 加瀬水処理センターで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 12,343,776キロワット時
- ケ 等々力水処理センターで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 35,351,376キロワット時
- コ 麻生水処理センターで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 5,902,050キロワット時
- サ 戸手ポンプ場ほかで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 4,596,193キロワット時
- シ 小向ポンプ場ほかで使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 2,831,627キロワット時
- ス 渋川ポンプ場で使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 840,569キロワット時
- セ 稲田取水所で使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 1,310,542キロワット時
- ソ 細山送水ポンプ所で使用する電気（単価契約）  
 予定使用電力量 1,126,252キロワット時

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 本案件は、電子入札対象案件ではありませんので、申込書等の提出は紙での提出となります。また、入札日に入札書持参による紙入札となりますので御注意ください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けた者であること。
- (2) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」、種目「電気供給」に記載される予定であり、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされる予定であること。

なお、有資格業者名簿に記載予定のない者（入札参加業種・種目に記載予定のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和4年12月26日までに行ってください。

(5) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、本市の全ての電力入札に参加する資格があること。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

(1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

電話 044-200-2091

(2) 期間 令和4年12月12日（公告日）～令和4年12月26日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書及び5の書類の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 担当  
菅原

電話 044-200-2091

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込書を提出し、かつ、仕様書に定められた条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類（小売電気事業の登録の通知の写し）を提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類

を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができますと認められた者に限り入札に参加することができます。

#### 6 仕様書作成担当者

- (1) 長沢浄水場で使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局長沢浄水場浄水課 担当 大槻  
電話 044-911-2022
- (2) 潮見台配水所で使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課  
担当 渡辺  
電話 044-900-9710
- (3) 生田浄水場で使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局長沢浄水場生田浄水場 担当  
土方  
電話 044-944-2131
- (4) 平間配水所で使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課  
担当 渡辺  
電話 044-900-9710
- (5) 鷺沼配水所で使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局水管理センター水運用センター  
担当 長田  
電話 044-866-0335
- (6) 入江崎総合スラッジセンターで使用する電気（単  
価契約）  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当  
長谷川  
電話 044-200-2877
- (7) 入江崎水処理センターで使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当  
長谷川  
電話 044-200-2877
- (8) 加瀬水処理センターで使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当  
長谷川  
電話 044-200-2877
- (9) 等々力水処理センターで使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当  
長谷川  
電話 044-200-2877
- (10) 麻生水処理センターで使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当  
長谷川  
電話 044-200-2877
- (11) 戸手ポンプ場ほかで使用使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当  
長谷川  
電話 044-200-2877

- (12) 小向ポンプ場ほかで使用使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当  
長谷川  
電話 044-200-2877
- (13) 渋川ポンプ場で使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局下水道部下水道管理課 担当  
長谷川  
電話 044-200-2877
- (14) 稲田取水所で使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局長沢浄水場生田浄水場 担当  
土方  
電話 044-944-2131
- (15) 細山送水ポンプ所で使用する電気（単価契約）  
川崎市上下水道局水管理センター水道施設管理課  
担当 渡辺  
電話 044-900-9710

#### 7 仕様書に関する質問、回答

##### (1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。質問することができる方は、入札参加申込を済ませた方に限ります。

また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

##### ア 質問書の取得方法

質問書は、4(1)と同様の方法により取得できます。

##### イ 質問書の提出方法

次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにE x c e l形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。

配布・提出期間 令和4年12月12日～令和4年  
12月26日

(土曜日、日曜日及び祝日を  
除く。)

午前8時30分～正午、午後1  
時～午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.  
jp

質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書（一般競争入札用）」からダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にE



x c e l形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

また、質問書の郵送による提出は認めません。

(2) 質問に対する回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を、入札参加資格があると認められた入札参加者に対して、8の確認通知書の交付日に確認通知書に添付して交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

8 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和5年1月19日までに確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年1月19日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

9 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

10 入札の手続等

(1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこととし、入札金額は予定使用電力量に対する総価で行います。

また、入札金額は、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

なお、契約は、総価の基礎となった明細内訳書の各単価で締結します。

ア 持参による入札の場合

(7) 入札書の提出日時 令和5年2月2日 午前10時30分

(4) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札室  
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(7) 入札書の提出期限 令和5年1月31日 必着

(4) 入札書の提出先 3(1)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年2月2日 午前10時30分  
1(1)アからソまでの購入物品の開札を同時に行います。

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約単価に予定使用電力量を乗じて得た額の10パーセントを納付しなければなりません。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 契約締結後の提出書類

この契約締結後、一般送配電事業者と「接続供給契約」、「事故時補給契約」等の電力バックアップ契約を締結し、契約書の写しを提出してください。ただし、東京電力エナジーパートナー株式会社がこの契約の相手方となった場合には、不要とします。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
- a Electricity 4,219,423kWh to use at Nagasawa Purification Plant
  - b Electricity 2,852,513kWh to use at Shiomidai Regulating Reservoir
  - c Electricity 9,749,532kWh to use at Ikuta Purification Plant
  - d Electricity 2,463,524kWh to use at Hirama Regulating Reservoir
  - e Electricity 3,316,665kWh to use at Saginuma Regulating Reservoir
  - f Electricity 23,730,796kWh to use at Iriezaki Sludge Treatment Center
  - g Electricity 23,074,701kWh to use at Iriezaki Wastewater Treatment Center
  - h Electricity 12,343,776kWh to use at Kase Wastewater Treatment Center
  - i Electricity 35,351,376kWh to use at Todoroki Wastewater Treatment Center
  - j Electricity 5,902,050kWh to use at Asao Wastewater Treatment Center
  - k Electricity 4,596,193kWh to use at Tode Pumping Station and others
  - l Electricity 2,831,627kWh to use at Komukai Pumping Station and others
  - m Electricity 840,569kWh to use at Shibukawa Pumping Station
  - n Electricity 1,310,542kWh to use at Inada Water Intake Station
  - o Electricity 1,126,252kWh to use at Hosoyama

Transmission

Pumping Station

(2) Time-limit for tender :

a Direct delivery

10:30 A.M. 2 February 2023

b By mail

31 January 2023

(3) Contract point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki-city, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

(4) Language :

Japanese is the only language used in all the contract procedures

#### 川崎市上下水道局公告（調達）第32号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年12月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

デジタル水道メーター（修理品） 20mm 22,500個

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課

(4) 納入期限

仕様書によります。

(5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の

請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、種目「水道用品」に登録されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和4年12月26日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階  
電話 044-200-2093

- (2) 期間 令和4年12月12日（公告日）から令和4年12月26日  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書は、電子入札システムにより次の期間に提出してください。

- 提出期間 令和4年12月12日（公告日）から令和4年12月26日  
午前8時から午後8時

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「上下水道局の入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札：操作説明書（入札システム操作方法）」を御覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に競争入札参加申込書を

提出してください。

なお、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

- 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 担当  
下山  
電話 044-200-2093

5 仕様書作成担当者

- 川崎市上下水道局サービス推進部給水装置課 担当  
谷内  
電話 044-589-5232

6 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出（入力）してください。

- 提出（入力）期間  
令和4年12月12日（公告日）から令和4年12月26日  
午前8時から午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレスあてにExcel形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。

- 提出期間  
令和4年12月12日（公告日）から令和4年12月26日  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- 午前8時30分から正午、午後1時から午後5時  
電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書（一般競争入札用）」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体（CD-R）にWord形式のまま保存した質問書を提出してください。（どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。）

## (2) 回答

### ア 回答日時

令和5年1月10日 午前9時まで

### イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

## 7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和5年1月10日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和5年1月10日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

## 8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 9 入札の手続等

### (1) 入札方法

総価で行います。

#### ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和5年1月24日 午前9時30分

#### イ 持参による入札の場合

(7) 入札書の提出日時 令和5年1月24日 午前10時30分

(4) 入札書の提出場所 砂子平沼ビル7階入札

室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(7) 入札書の提出期限 令和5年1月20日 必着

(4) 入札書の提出先 3(1)の場所に同じ。

## (2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年1月24日 午前10時30分

イ 場所 砂子平沼ビル7階入札室（川崎市川崎区砂子1-7-4）

## (3) 入札保証金

免除とします。

## (4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

### (1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

## 11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
22,500 20mm digital water meters (repair)

- (2) Time limit for tender:
  - a By electronic bidding system  
9:30A.M. 24 January 2023
  - b Direct delivery  
10:30A.M. 24 January 2023
  - c By mail  
20 January 2023
- (3) Contact point for the notice:
 

KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Property Administration  
Department  
Finance Bureau  
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku  
Kawasaki, Kanagawa  
210-8577, Japan  
TEL:044-200-2093
- (4) Language:
 

Japanese is the only language  
used in all the contract  
procedures

川崎市上下水道局公告（調達）第33号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年12月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 調達の名称  
生田浄水場ほか7箇所運転監視・保守点検業務委託
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地  
財政局資産管理部契約課  
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者を決定した日  
令和4年11月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東芝インフラシステムズ 株式会社  
関東水・環境システム営業部長 大浦 公仁  
川崎市幸区堀川町72番地34
- 5 落札金額  
1,276,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年8月25日

川崎市上下水道局公告（調達）第34号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年12月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理（改良土）

その1委託（単価契約）

※本件は「令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理（改良土）その2委託（単価契約）」と同日に次の順番で開札し、落札候補者を決めます。

- |      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 1 番目 | 令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理（改良土）<br>その1委託（単価契約） |
| 2 番目 | 令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理（改良土）<br>その2委託（単価契約） |

※2件の落札候補者の入札参加条件が確認できるまで落札は保留としますので、落札候補者になった場合には、速やかな手続きをお願いいたします。

なお、2件については、同一業者が契約締結をすることはできません。2件について、参加申込みは可能ですが、落札候補者になった時点で、他の案件の入札は無効となりますので御注意ください。

(2) 履行場所

局指定場所

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

本脱水土処理（改良土）委託は、川崎市上下水道局が管理する長沢浄水場から排出する浄水汚泥の処分を行うものです。

※詳細は仕様書によります。

(5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者は、競争入札参加申込書を3(2)の期間中に3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物処分業」に登載予定であること。（令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格申請の手続きを行っているもの。）

なお、令和5・6年度競争入札参加資格申請を行



っていない者（入札参加業種・種目についての申請を行っていない者を含む。）で当該入札に参加を希望する者は、令和4年12月26日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

- (4) 産業廃棄物処分業（汚泥）の許可を受けていること。
- (5) 産業廃棄物の処分を行う事業場は、道路交通法第3条に規定する大型自動車が行き通ずる行程で長沢浄水場からの行程距離が30キロメートル以内にあること。
- (6) 平成19年4月1日以降に、国、地方公共団体及び地方共同法人が発注した脱水土処理業務委託（有効利用改良土）において、元請けとして年間1,000トン以上の履行完了実績を有すること。
- (7) 脱水土を1日150トン以上かつ1か月1,500トン以上受け入れることが可能であること。

※2(4)～(7)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。

### 3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」に掲載）。

※「入札情報かわさき」のアドレス：<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-2097
- (2) 期間 令和4年12月12日～令和4年12月26日  
（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

### 4 競争入札参加申込書等の提出方法及び提出期間

#### (1) 競争入札参加申込書等提出方法

競争入札参加申込書を、3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

各書類は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」の「入札公表（上下水道局）」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所にて、3(2)の期間に配布します。

#### (2) 提出期間

##### ア 書留郵便により提出する場合

令和4年12月12日～令和4年12月25日 必着

※郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

#### イ 持参により提出する場合

令和4年12月12日～令和4年12月26日  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

### 5 見積用設計図書類の取得

本件の設計図書類は電子ファイルのダウンロードにより取得してください。

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報（委託）」内「入札公表（上下水道局）」に掲げる「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードすることができます。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

### 6 見積用設計図書類に関する質問・回答

#### (1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

#### ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所で配布します。

#### イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体（CD-R/RW）により、3(1)の場所に書留郵便又は持参により、次の期間に提出してください。（どちらか一方の場合は、質問は受け付けません。）

#### (2) 提出期間

##### ア 書留郵便により提出する場合

令和4年12月12日～令和5年1月4日 必着

※郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

##### イ 持参により提出する場合

令和4年12月12日～令和5年1月5日

（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

ただし、最終日は午後3時までとします。

#### (3) 回答

ア 回答日

令和5年1月17日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書（PDFファイル）を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、令和5年1月17日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和5年1月17日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスに登録していない者には、令和5年1月17日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額を入札書に記載してください。

また、本業務委託に関する金額のほか、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

なお、税抜き価格をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出及び入札方法

ア 書留郵便による入札の場合

(7) 提出期限 令和5年1月25日 必着

(4) 提出場所 3(1)と同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

イ 持参による入札の場合

(7) 提出期限 令和5年1月26日 午後2時00分

(4) 提出場所 砂子平沼ビル7階入札室

(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札予定日時

「入札公表詳細」を参照してください。

(4) 入札場所

「入札公表詳細」を参照してください。

(5) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任した書類を事前に提出しなければなりません。

(6) 入札保証金

免除とします。

(7) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は後日、再度入札を行います。(詳細につきましては、再入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。)

10 落札者の決定及び競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。これらの審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたととき又はその者の入札価格によっては、当

該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。なお、落札者の決定は、本件と同日に開札した「令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理（改良土）その2委託（単価契約）」の両方が確定した後に行います。調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきに掲げている「川崎市上下水道局業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

## (2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認（申請）書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者については、「入札参加条件確認（申請）書」（川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。）、2(4)～(7)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課（長沢浄水場 住所：川崎市多摩区三田5-1-1 電話：044-911-2022）に持参し、確認を受けてください。

※関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、実績の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

## (3) 入札の無効

8に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。また、本件の落札候補者となった場合、「令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理（改良土）その2委託（単価契約）」の入札についてはこれを無効とします。

## 11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

### (1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

### (2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供（振替債を除く。）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該

当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

### (3) 前払金制度

適用除外とします。

### (4) 契約書作成の要否

必要とします。

### (5) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

## 12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 入札説明書に関する問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 担当  
平賀

電話 044-200-2097

(3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

(5) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

## 13 Summary

(1) Consignment Contract by unit-price payment for Fiscal Year Reiwa 5; Part1 Process of generating improved soil from dehydrated sludge at the Nagasawa Water Purification Plant

(2) Time limit for tender:

a Direct delivery

2:00P.M. 26 January 2023

b By mail

25 January 2023

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,  
Kanagawa

210-8577, Japan

TEL: 044-200-2097

## 川崎市上下水道局公告（調達）第35号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年12月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理 (改良土)

その2委託 (単価契約)

※本件は「令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理 (改良土) その1委託 (単価契約)」と同日に次の順番で開札し、落札候補者を決めます。

- |      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 1 番目 | 令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理 (改良土) その1委託 (単価契約) |
| 2 番目 | 令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理 (改良土) その2委託 (単価契約) |

※2件の落札候補者の入札参加条件が確認できるまで落札は保留としますので、落札候補者になった場合には、速やかな手続きをお願いいたします。

なお、2件については、同一業者が契約締結をすることはできません。2件について、参加申込みは可能ですが、落札候補者になった時点で、他の案件の入札は無効となりますので御注意ください。

(2) 履行場所

局指定場所

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

本脱水土処理 (改良土) 委託は、川崎市上下水道局が管理する長沢浄水場から排出する浄水汚泥の処分を行うものです。

※詳細は仕様書によります。

(5) 本案件は、紙入札案件です。競争入札参加希望者は、競争入札参加申込書を3(2)の期間中に3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物処分業」に登載予定であること。(令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格申請の手続きを行っているもの。)

なお、令和5・6年度競争入札参加資格申請を行っていない者(入札参加業種・種目についての申請を行っていない者を含む。)で当該入札に参加を希

望する者は、令和4年12月26日までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

- (4) 産業廃棄物処分業(汚泥)の許可を受けていること。
- (5) 産業廃棄物の処分を行う事業場は、道路交通法第3条に規定する大型自動車が行き通る行程で長沢浄水場からの行程距離が30キロメートル以内にあること。
- (6) 平成19年4月1日以降に、国、地方公共団体及び地方共同法人が発注した脱水土処理業務委託(有効利用改良土)において、元請けとして年間1,000トン以上の履行完了実績を有すること。
- (7) 脱水土を1日150トン以上かつ1か月1,500トン以上受け入れることが可能であること。

※2(4)~(7)に関しましては、10(2)を必ずお読みください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」に掲載)。

※「入札情報かわさき」のアドレス：<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-2097
- (2) 期間 令和4年12月12日~令和4年12月26日  
(土曜日及び日曜日及び祝日を除く。)  
午前8時30分~正午、午後1時~午後5時

4 競争入札参加申込書等の提出方法及び提出期間

(1) 競争入札参加申込書等提出方法

競争入札参加申込書を、3(1)の場所に書留郵便又は持参により提出してください。

各書類は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(上下水道局)」の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所にて、3(2)の期間に配布します。

(2) 提出期間

ア 書留郵便により提出する場合

令和4年12月12日~令和4年12月25日 必着

※郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。



イ 持参により提出する場合

令和4年12月12日～令和4年12月26日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

5 見積用設計図書類の取得

本件の設計図書類は電子ファイルのダウンロードにより取得してください。

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」内「入札公表(上下水道局)」に掲げる「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用設計図書類」をダウンロードすることができます。インターネットから取得できない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

6 見積用設計図書類に関する質問・回答

(1) 質問

次により見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。

なお、見積用設計図書類以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の取得方法

質問書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「質問書」からダウンロードできます。

インターネットからの取得ができない場合には、3(1)の場所で配布します。

イ 質問書の提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体(CD-R/RW)により、3(1)の場所に書留郵便又は持参により、次の期間に提出してください。(どちらか一方の場合は、質問は受け付けません。)

(2) 提出期間

ア 書留郵便により提出する場合

令和4年12月12日～令和5年1月4日 必着

※郵送により提出する場合には、必ず書留郵便により送付してください。

イ 持参により提出する場合

令和4年12月12日～令和5年1月5日

(土曜日及び日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

ただし、最終日は午後3時までとします。

(3) 回答

ア 回答日

令和5年1月17日 午前9時

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

質問回答書は、競争入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取得できます。取得方法については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、インターネットから閲覧又は取得できない場合には、令和5年1月17日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において質問回答書を交付します。

なお、回答後に再質問は受け付けません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和5年1月17日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、令和5年1月17日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、この確認通知は申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額を入札書に記載してください。

また、本業務委託に関する金額のほか、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとしてください。

なお、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった



契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出及び入札方法

ア 書留郵便による入札の場合

(ア) 提出期限 令和5年1月25日 必着

(イ) 提出場所 3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

イ 持参による入札の場合

(ア) 提出期限 令和5年1月26日 午後2時00分

(イ) 提出場所 砂子平沼ビル7階入札室  
(川崎市川崎区砂子1-7-4)

(3) 入札予定日時

「入札公表詳細」を参照してください。

(4) 入札場所

「入札公表詳細」を参照してください。

(5) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任した書類を事前に提出しなければなりません。

(6) 入札保証金

免除とします。

(7) 再度入札の実施

落札候補者がいない場合は後日、再度入札を行います。(詳細につきましては、再入札となることが決定した時点で、対象の入札参加者へお知らせいたします。)

10 落札者の決定及び競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。これらの審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは当該入札を無効とし、順次、価格の

低い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。なお、落札者の決定は、本件と同日に開札した「令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理(改良土)その1委託(単価契約)」の両方が確定した後に行います。調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしておりますので、入札情報かわさきに掲げている「川崎市上下水道局業務委託低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

(2) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者については、「入札参加条件確認(申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)、2(4)~(7)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(長沢浄水場 住所:川崎市多摩区三田5-1-1 電話:044-911-2022)に持参し、確認を受けてください。

※関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、実績の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 入札の無効

8に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。また、本件の落札候補者となった場合、「令和5年度 長沢浄水場 脱水土処理(改良土)その1委託(単価契約)」の入札についてはこれを無効とします。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(2) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。

なお、川崎市上下水道局財務規程第8条に定める有価証券の提供(振替債を除く。)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市上下水道局契約規程第33号各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金制度

適用除外とします。

- (4) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (5) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札説明書に関する問い合わせ先  
川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係 担当平賀  
電話 044-200-2097
- (3) この入札説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。
- (5) 入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

13 Summary

- (1) Consignment Contract by unit-price payment for Fiscal Year Reiwa 5; Part2 Process of generating improved soil from dehydrated sludge at the Nagasawa Water Purification Plant
- (2) Time limit for tender:
  - a Direct delivery  
2:00P.M. 26 January 2023
  - b By mail  
25 January 2023
- (3) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Contract Section  
Asset Maintenance Department  
Finance Bureau  
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki, Kanagawa  
210-8577, Japan  
TEL: 044-200-2097

**交 通 局 規 程**

川崎市交通局規程第34号

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

令和4年11月22日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計規程（平成25年交通局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第2号中「東京手形交換所又は横浜手形交換所の参加地域内」を「日本国内」に改め、同項第3号中「東京手形交換所又は横浜手形交換所」を「電子交換所」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市交通局会計規程の規定は、令和4年11月4日から適用する。

川崎市交通局規程第35号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

柿生駅前	蔵敷・向丘出張所	溝口駅南口
新百合丘駅前	”	”

」

を

「

新百合丘駅前	蔵敷・向丘出張所	溝口駅南口
田園調布学園大学前	”	”

」

に、

「

向丘遊園駅南口	”	”
堰下	蔵敷	柿生駅前
長沢入口	蔵敷・向丘出張所	溝口駅南口

」

を

「

向丘遊園駅南口	”	”
---------	---	---

」

に改める。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

**川崎市交通局規程第36号**

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

## 別表第1 (第2条関係)

## 交通局企業職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,500	157,900	230,900	259,700	304,700	341,700	373,100	409,900
	2	145,400	159,600	232,700	261,600	306,900	344,200	375,600	413,000
	3	146,300	161,300	234,500	263,500	309,100	346,700	378,200	416,100
	4	147,200	163,000	236,300	265,400	311,300	349,200	380,900	419,300
	5	148,100	164,600	238,000	267,400	313,400	351,400	383,600	422,300
	6	149,200	166,400	239,800	269,400	315,700	353,900	386,300	425,400
	7	150,300	168,200	241,600	271,400	318,000	356,400	389,000	428,500
	8	151,400	170,000	243,400	273,400	320,300	358,900	391,700	431,700
	9	152,400	171,600	245,200	275,200	322,400	361,400	394,200	434,700
	10	153,800	173,500	247,100	277,200	324,700	364,000	397,000	437,800
	11	155,200	175,400	249,000	279,200	327,000	366,500	399,800	440,900
	12	156,600	177,300	250,900	281,200	329,300	369,200	402,500	444,100
	13	157,900	179,100	252,800	283,000	331,400	371,800	405,300	447,200
	14	159,600	181,000	254,800	285,000	333,700	374,400	407,900	450,400
	15	161,300	182,900	256,800	287,000	336,000	377,000	410,600	453,600
	16	163,000	184,800	258,800	289,000	338,300	379,600	413,300	456,800
	17	164,600	186,500	260,600	291,000	340,400	382,300	415,900	459,800
	18	166,400	188,400	262,600	293,000	342,700	384,800	418,600	462,900
	19	168,200	190,300	264,600	295,000	345,000	387,300	421,300	466,100
	20	170,000	192,200	266,600	297,000	347,300	389,800	424,000	469,300
	21	171,600	193,900	268,400	299,100	349,600	392,300	426,500	472,300
	22	173,500	195,700	270,400	301,100	352,000	394,600	429,100	475,400
	23	175,400	197,500	272,400	303,100	354,400	397,000	431,700	478,500
	24	177,300	199,300	274,400	305,100	356,800	399,400	434,300	481,600
	25	179,100	201,000	276,400	307,100	358,800	401,900	436,700	484,700
	26	181,000	202,800	278,400	309,100	361,100	404,200	439,200	487,600
	27	182,900	204,600	280,400	311,100	363,400	406,500	441,700	490,500
	28	184,800	206,400	282,400	313,100	365,700	408,800	444,200	493,500
	29	186,500	208,100	284,500	315,000	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	188,400	209,900	286,400	317,000	369,900	413,200	448,700	498,200
31	190,300	211,700	288,300	319,000	372,100	415,200	450,900	499,900	

32	192,200	213,500	290,200	321,000	374,300	417,200	453,100	501,600
33	193,900	215,200	292,200	322,900	376,500	419,300	455,100	503,400
34	195,700	217,000	294,100	324,900	378,500	420,500	456,700	504,600
35	197,500	218,800	296,000	326,900	380,500	421,800	458,300	505,800
36	199,300	220,600	297,900	328,900	382,500	423,000	459,900	507,000
37	201,000	222,300	299,800	330,800	384,300	424,100	461,400	508,000
38	202,800	224,100	301,700	332,800	386,100	424,900	462,200	509,100
39	204,600	225,900	303,600	334,800	387,800	425,700	463,000	510,200
40	206,400	227,700	305,500	336,800	389,500	426,500	463,800	511,300
41	208,100	229,400	307,200	338,700	391,300	427,100	464,400	512,500
42	209,900	231,200	309,100	340,700	392,600	427,800	465,100	513,300
43	211,700	233,000	311,000	342,700	393,900	428,500	465,800	514,100
44	213,500	234,800	312,900	344,700	395,300	429,200	466,500	514,900
45	215,200	236,500	314,600	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
46	217,000	238,300	316,500	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
47	218,800	240,100	318,400	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
48	220,600	241,900	320,300	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100
49	222,300	243,600	322,000	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
50	223,300	245,400	323,700	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
51	224,300	247,200	325,400	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
52	225,300	249,000	327,100	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
53	226,400	250,700	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
54	227,400	252,500	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
55	228,400	254,300	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
56	229,400	256,100	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
57	230,200	257,800	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
58	231,100	259,600	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
59	232,000	261,400	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
60	232,900	263,200	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
61	233,600	264,800	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
62	234,300	266,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
63	235,000	268,400	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
64	235,700	270,200	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
65	236,600	271,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
66	237,200	273,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
67	237,800	275,200	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
68	238,400	276,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
69	239,000	278,800	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100



70	239,500	280,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
71	240,000	282,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
72	240,500	284,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
73	240,900	285,800	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
74	241,300	287,500	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
75	241,700	289,200	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
76	242,100	290,900	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
77	242,400	292,700	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
78		294,300	353,700	380,100	417,900	448,700		
79		295,900	354,300	380,600	418,500	449,200		
80		297,500	354,900	381,200	419,100	449,700		
81		299,000	355,600	381,700	419,500	450,300		
82		300,600	356,100	382,200	420,000	450,800		
83		302,200	356,700	382,700	420,500	451,300		
84		303,800	357,300	383,200	421,000	451,800		
85		305,300	357,700	383,800	421,500	452,400		
86		306,500	358,200	384,300	422,000			
87		307,700	358,700	384,800	422,500			
88		308,900	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			
95		315,900	362,400	388,700	426,500			
96		316,800	362,900	389,200	427,000			
97		317,500	363,200	389,600	427,500			
98		318,100	363,600	390,000	428,000			
99		318,700	364,000	390,400	428,500			
100		319,400	364,400	390,800	429,000			
101		319,900	364,900	391,300	429,500			
102		320,500	365,300	391,700	430,000			
103		321,100	365,700	392,100	430,500			
104		321,800	366,100	392,500	431,000			
105		322,300	366,600	393,000	431,400			
106		322,900	367,000	393,400				
107		323,500	367,400	393,800				
108		324,100	367,800	394,200				

109	324,600	368,200	394,700				
110	325,200	368,600	395,100				
111	325,800	369,000	395,500				
112	326,400	369,400	395,900				
113	326,900	369,800	396,400				
114	327,400	370,200	396,800				
115	328,000	370,600	397,200				
116	328,600	371,000	397,600				
117	329,000	371,400	398,100				
118		371,800	398,400				
119		372,200	398,700				
120		372,600	399,000				
121		373,000	399,400				
122		373,300	399,700				
123		373,600	400,000				
124		373,900	400,300				
125		374,000	400,700				
126		374,100	401,000				
127		374,200	401,300				
128		374,300	401,600				
129		374,500	402,000				
130		374,600	402,300				
131		374,700	402,600				
132		374,800	402,900				
133		374,900	403,300				
134		375,000	403,600				
135		375,100	403,900				
136		375,200	404,200				
137		375,300	404,600				
138		375,400					
139		375,500					
140		375,600					
141		375,700					
142		375,800					
143		375,900					
144		376,000					
145		376,100					
146		376,200					

	147			376,300					
	148			376,400					
	149			376,500					
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第31条に規定する職員を除く。

別表第2 (第2条関係)

交通局企業職給料表(2)

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	144,500	157,900	230,900	259,700	304,700	341,700
	2	145,400	159,600	232,700	261,600	306,900	344,200
	3	146,300	161,300	234,500	263,500	309,100	346,700
	4	147,200	163,000	236,300	265,400	311,300	349,200
	5	148,100	164,600	238,000	267,400	313,400	351,400
	6	149,200	166,400	239,800	269,400	315,700	353,900
	7	150,300	168,200	241,600	271,400	318,000	356,400
	8	151,400	170,000	243,400	273,400	320,300	358,900
	9	152,400	171,600	245,200	275,200	322,400	361,400
	10	153,800	173,500	247,100	277,200	324,700	364,000
	11	155,200	175,400	249,000	279,200	327,000	366,500
	12	156,600	177,300	250,900	281,200	329,300	369,200
	13	157,900	179,100	252,800	283,000	331,400	371,800
	14	159,600	181,000	254,800	285,000	333,700	374,400
	15	161,300	182,900	256,800	287,000	336,000	377,000
	16	163,000	184,800	258,800	289,000	338,300	379,600
	17	164,600	186,500	260,600	291,000	340,400	382,300
	18	166,400	188,400	262,600	293,000	342,700	384,800
	19	168,200	190,300	264,600	295,000	345,000	387,300
	20	170,000	192,200	266,600	297,000	347,300	389,800
21	171,600	193,900	268,400	299,100	349,600	392,300	

22	173,500	195,700	270,400	301,100	352,000	394,600
23	175,400	197,500	272,400	303,100	354,400	397,000
24	177,300	199,300	274,400	305,100	356,800	399,400
25	179,100	201,000	276,400	307,100	358,800	401,900
26	181,000	202,800	278,400	309,100	361,100	404,200
27	182,900	204,600	280,400	311,100	363,400	406,500
28	184,800	206,400	282,400	313,100	365,700	408,800
29	186,500	208,100	284,500	315,000	367,700	411,200
30	188,400	209,900	286,400	317,000	369,900	413,200
31	190,300	211,700	288,300	319,000	372,100	415,200
32	192,200	213,500	290,200	321,000	374,300	417,200
33	193,900	215,200	292,200	322,900	376,500	419,300
34	195,700	217,000	294,100	324,900	378,500	420,500
35	197,500	218,800	296,000	326,900	380,500	421,800
36	199,300	220,600	297,900	328,900	382,500	423,000
37	201,000	222,300	299,800	330,800	384,300	424,100
38	202,800	224,100	301,700	332,800	386,100	424,900
39	204,600	225,900	303,600	334,800	387,800	425,700
40	206,400	227,700	305,500	336,800	389,500	426,500
41	208,100	229,400	307,200	338,700	391,300	427,100
42	209,900	231,200	309,100	340,700	392,600	427,800
43	211,700	233,000	311,000	342,700	393,900	428,500
44	213,500	234,800	312,900	344,700	395,300	429,200
45	215,200	236,500	314,600	346,600	396,500	429,700
46	217,000	238,300	316,500	348,600	397,400	430,400
47	218,800	240,100	318,400	350,600	398,400	431,100
48	220,600	241,900	320,300	352,600	399,400	431,800
49	222,300	243,600	322,000	354,500	400,400	432,300
50	223,300	245,400	323,700	356,000	401,100	432,900
51	224,300	247,200	325,400	357,500	401,800	433,500
52	225,300	249,000	327,100	359,000	402,600	434,100
53	226,400	250,700	328,500	360,400	403,300	434,800
54	227,400	252,500	329,900	361,600	403,900	435,400
55	228,400	254,300	331,300	362,900	404,500	436,000
56	229,400	256,100	332,800	364,200	405,200	436,600
57	230,200	257,800	334,100	365,500	405,800	437,100
58	231,100	259,600	335,500	366,400	406,400	437,700
59	232,000	261,400	336,900	367,300	407,100	438,300
60	232,900	263,200	338,400	368,200	407,800	438,900

61	233,600	264,800	339,600	369,000	408,300	439,400
62	234,300	266,600	340,700	369,800	408,900	440,000
63	235,000	268,400	341,800	370,600	409,500	440,600
64	235,700	270,200	342,900	371,500	410,200	441,200
65	236,600	271,800	344,100	372,300	410,700	441,700
66	237,200	273,500	345,000	372,900	411,300	442,300
67	237,800	275,200	345,900	373,600	411,900	442,900
68	238,400	276,900	346,800	374,300	412,500	443,500
69	239,000	278,800	347,600	374,800	412,900	444,000
70	239,500	280,600	348,400	375,400	413,500	444,500
71	240,000	282,400	349,200	376,000	414,100	445,000
72	240,500	284,200	350,100	376,700	414,700	445,500
73	240,900	285,800	350,800	377,200	415,100	446,100
74	241,300	287,500	351,400	377,800	415,700	446,600
75	241,700	289,200	352,000	378,400	416,300	447,100
76	242,100	290,900	352,700	379,000	416,900	447,600
77	242,400	292,700	353,200	379,600	417,300	448,200
78		294,300	353,700	380,100	417,900	448,700
79		295,900	354,300	380,600	418,500	449,200
80		297,500	354,900	381,200	419,100	449,700
81		299,000	355,600	381,700	419,500	450,300
82		300,600	356,100	382,200	420,000	450,800
83		302,200	356,700	382,700	420,500	451,300
84		303,800	357,300	383,200	421,000	451,800
85		305,300	357,700	383,800	421,500	452,400
86		306,500	358,200	384,300	422,000	
87		307,700	358,700	384,800	422,500	
88		308,900	359,200	385,300	423,000	
89		310,000	359,700	385,800	423,500	
90		311,100	360,200	386,300	424,000	
91		312,200	360,700	386,800	424,500	
92		313,300	361,200	387,300	425,000	
93		314,200	361,500	387,700	425,500	
94		315,000	361,900	388,200	426,000	
95		315,900	362,400	388,700	426,500	
96		316,800	362,900	389,200	427,000	
97		317,500	363,200	389,600	427,500	
98		318,100	363,600	390,000	428,000	



	99	318,700	364,000	390,400	428,500
	100	319,400	364,400	390,800	429,000
	101	319,900	364,900	391,300	429,500
	102	320,500	365,300	391,700	430,000
	103	321,100	365,700	392,100	430,500
	104	321,800	366,100	392,500	431,000
	105	322,300	366,600	393,000	431,400
	106	322,900	367,000	393,400	
	107	323,500	367,400	393,800	
	108	324,100	367,800	394,200	
	109	324,600	368,200	394,700	
	110	325,200	368,600	395,100	
	111	325,800	369,000	395,500	
	112	326,400	369,400	395,900	
	113	326,900	369,800	396,400	
	114	327,400	370,200	396,800	
	115	328,000	370,600	397,200	
	116	328,600	371,000	397,600	
	117	329,000	371,400	398,100	
	118		371,800	398,400	
	119		372,200	398,700	
	120		372,600	399,000	
	121		373,000	399,400	
	122		373,300	399,700	
	123		373,600	400,000	
	124		373,900	400,300	
	125		374,000	400,700	
	126		374,100	401,000	
	127		374,200	401,300	
	128		374,300	401,600	
	129		374,500	402,000	
	130		374,600	402,300	
	131		374,700	402,600	
	132		374,800	402,900	
	133		374,900	403,300	
	134		375,000	403,600	
	135		375,100	403,900	
	136		375,200	404,200	

	137			375,300	404,600		
	138			375,400			
	139			375,500			
	140			375,600			
	141			375,700			
	142			375,800			
	143			375,900			
	144			376,000			
	145			376,100			
	146			376,200			
	147			376,300			
	148			376,400			
	149			376,500			
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600

備考 この表は、運輸事務職及び車両技術職に適用する。

別表第3 (第2条関係)

交通局企業職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	137,100	150,600	218,800	245,400
	2	138,100	152,000	220,500	247,300
	3	139,100	153,400	222,200	249,200
	4	140,100	154,900	224,000	251,100
再任用職員 以外の 職員	5	141,000	156,300	225,700	253,000
	6	142,200	158,000	227,500	255,000
	7	143,400	159,700	229,300	257,100
	8	144,500	161,300	231,000	259,200
	9	145,500	162,900	232,700	261,100
	10	146,800	164,700	234,500	263,000
	11	148,100	166,500	236,300	264,900
	12	149,400	168,300	238,100	266,800
	13	150,600	170,000	239,700	268,700

14	152,000	171,800	241,700	270,600
15	153,400	173,600	243,700	272,500
16	154,900	175,400	245,700	274,400
17	156,300	177,100	247,800	276,300
18	158,000	178,900	249,700	278,200
19	159,700	180,700	251,600	280,100
20	161,300	182,500	253,500	282,000
21	162,900	184,200	255,400	283,900
22	164,700	185,900	257,300	285,800
23	166,500	187,600	259,200	287,700
24	168,300	189,400	261,100	289,600
25	170,000	191,100	262,900	291,500
26	171,800	192,800	264,800	293,400
27	173,600	194,500	266,600	295,300
28	175,400	196,200	268,500	297,200
29	177,100	197,900	270,300	299,100
30	178,900	199,600	272,100	301,000
31	180,700	201,300	273,900	302,900
32	182,500	203,000	275,700	304,800
33	184,200	204,700	277,500	306,700
34	185,900	206,400	279,300	308,600
35	187,600	208,100	281,200	310,500
36	189,400	209,800	283,000	312,400
37	191,100	211,500	284,700	314,300
38	192,800	213,200	286,500	316,200
39	194,500	214,900	288,300	318,100
40	196,200	216,600	290,200	320,000
41	197,900	218,300	291,900	321,900
42	199,600	220,000	293,700	323,700
43	201,300	221,700	295,500	325,600
44	203,000	223,400	297,300	327,400
45	204,700	225,100	299,000	329,300
46	206,400	226,800	300,800	331,200
47	208,100	228,500	302,500	333,100
48	209,800	230,200	304,300	335,000
49	211,500	231,900	306,100	336,700
50	212,600	233,600	307,600	338,100
51	213,700	235,300	309,100	339,500
52	214,700	237,000	310,600	340,900

53	215,700	238,700	312,000	342,300
54	216,700	240,400	313,400	343,500
55	217,700	242,100	314,800	344,700
56	218,700	243,700	316,200	345,900
57	219,600	245,300	317,400	347,000
58	220,400	247,000	318,800	347,800
59	221,200	248,700	320,200	348,600
60	221,900	250,300	321,600	349,400
61	222,600	251,900	322,800	350,200
62	223,400	253,600	323,900	351,000
63	224,200	255,200	325,000	351,800
64	224,900	256,800	326,100	352,600
65	225,600	258,500	327,100	353,400
66	226,100	260,100	327,900	354,000
67	226,600	261,800	328,700	354,600
68	227,100	263,500	329,500	355,200
69	227,600	265,100	330,200	355,900
70	228,100	266,700	331,000	356,500
71	228,600	268,300	331,800	357,100
72	229,100	270,000	332,600	357,700
73	229,400	271,700	333,200	358,200
74	229,800	273,300	333,800	358,800
75	230,100	274,900	334,400	359,400
76	230,400	276,500	335,000	360,000
77	230,600	278,000	335,500	360,500
78		279,500	336,100	361,000
79		281,000	336,700	361,500
80		282,600	337,300	362,000
81		284,100	337,700	362,600
82		285,600	338,200	363,100
83		287,100	338,700	363,600
84		288,700	339,200	364,100
85		290,200	339,700	364,600
86		291,300	340,200	365,100
87		292,400	340,700	365,600
88		293,500	341,200	366,100
89		294,500	341,600	366,500
90		295,500	342,000	367,000

91	296,500	342,400	367,500
92	297,500	342,800	368,000
93	298,500	343,300	368,300
94	299,300	343,700	368,800
95	300,100	344,100	369,300
96	300,900	344,500	369,800
97	301,500	344,900	370,100
98	302,100	345,300	370,500
99	302,700	345,700	370,900
100	303,300	346,100	371,300
101	303,800	346,500	371,700
102	304,400	346,900	372,100
103	305,000	347,300	372,500
104	305,600	347,700	372,900
105	306,100	348,100	373,300
106	306,700	348,500	373,700
107	307,300	348,900	374,100
108	307,900	349,300	374,500
109	308,400	349,600	374,900
110	308,900	350,000	375,300
111	309,400	350,400	375,700
112	309,900	350,800	376,100
113	310,400	351,100	376,500
114	310,900	351,500	376,900
115	311,400	351,900	377,300
116	311,900	352,300	377,700
117	312,400	352,600	378,100
118		353,000	378,400
119		353,400	378,700
120		353,800	379,000
121		354,100	379,400
122		354,400	379,700
123		354,700	380,000
124		355,000	380,300
125		355,100	380,700
126		355,200	381,000
127		355,300	381,300
128		355,400	381,600



129			355,500	381,900	
130			355,600	382,200	
131			355,700	382,500	
132			355,800	382,800	
133			355,900	383,100	
134			356,000	383,400	
135			356,100	383,700	
136			356,200	384,000	
137			356,300	384,300	
138			356,400		
139			356,500		
140			356,600		
141			356,700		
142			356,800		
143			356,900		
144			357,000		
145			357,100		
146			357,200		
147			357,300		
148			357,400		
149			357,500		
再任 用職 員		162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、自動車運転手、自動車修理員及び誘導員に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 職員が、この規程による改正前の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定に基づいて、令和4年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

川崎市交通局規程第37号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉

手当の支給に関する規程の一部を改正する

規程

第1条 川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の118.5」に、「100分の190」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の111」に、「100分の108.5」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の93.5」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の87.5」を「100分の97.5」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の47.5」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第2条 川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の118.5」を「100分の113.5」に、「100分の210」を「100分の200」に改め、同項第2号中「100分の111」を「100分の106」に、「100分の118.5」を「100分の113.5」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の98.5」に改め、同項第4号中「100分の97.5」を「100分の92.5」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の52.5」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改め、同項第3号中「100分の47.5」を「100

分の45」に改める。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第60号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

ドライブレコーダー購入(既存車16台更新分)

(2) 履行場所

当局が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

ドライブレコーダーの購入及び設置作業等(詳細は仕様書のとおり)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、ランク「A」又は「B」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本調達物品と同等の物品を、元請として、平成29年4月1日以降に日本国内の乗合バス事業者に対して納入した実績を有すること。

(5) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

(6) 本調達品の納入後、修理・点検等のアフターサービスを当局の求めに応じて、迅速かつ的確に対応できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2の(4)の実績を証明する書類(納品書等)

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル  
9階

企画管理部経理課 契約担当 神宮司

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和4年11月28日から令和4年12月5日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和4年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和4年12月12日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部安全・サービス課 木村

電話 044-200-3237

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和4年12月19日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課  
長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和4年12月19日までの、午前8時30分から正午

まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地  
9 川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課  
長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年12月21日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

## 病 院 局 規 程

### 川崎市病院局規程第23号

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和4年11月24日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄  
川崎市病院局会計規程の一部を改正する規  
程

川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号エを削り、同項に次の2号を加える。

- (4) 食養科長 給食材料の出納保管
- (5) 病院事務局の経営管理を担当する担当課長（以下「経営管理担当課長」という。） 第1号、第3号及び前号の企業出納員が取り扱う物品を除く物品の出納保管

第3条中「置き、経営企画室にあつては会計を担当する担当係長（課長補佐を含む。）、病院事務局にあつては経営管理を担当する担当課長をもって充て、経理担当課長又は事務局長に事故があるときは、副企業出納員に前条第2項第1号又は第2号の事務を委任する」を「置く」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次の各号に掲げる企業出納員に事故があるときは、それぞれ当該各号に定める者を副企業出納員に充て、当該企業出納員が委任されている会計事務を委任する。

- (1) 経理担当課長 経営企画室の経理を担当する担当係長（課長補佐を含む。）
- (2) 事務局長 経営管理担当課長
- (3) 薬剤部長 副薬剤部長
- (4) 食養科長 食養科の主管係長
- (5) 経営管理担当課長 病院事務局庶務課経理係長

第59条及び第60条中「事務局長及び薬剤部長」を「薬剤部長、食養科長及び経営管理担当課長」に改める。

第62条中「事務局長及び薬剤部長」を「薬剤部長、食養科長及び経営管理担当課長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 薬剤部長、食養科長及び経営管理担当課長は、種類及び規格を同じくする多量の物品であつて、その全部についての検収が容易にできないと認められるものについては、抽出して行うことができる。

第63条、第65条第1項及び第2項、第66条、第67条、第68条第1項から第3項まで、第69条、第70条第1項及び第2項並びに第71条中「事務局長及び薬剤部長」を「薬剤部長、食養科長及び経営管理担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和4年11月24日から施行する。

川崎市病院局規程第24号

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和4年11月24日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄  
川崎市病院局会計規程の一部を改正する規  
程

川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号中「東京手形交換所又は横浜手形交換所の参加地域内」を「日本国内」に改め、同条第2号中「東京手形交換所又は横浜手形交換所」を「電子交換所」に改める。

附 則

この規程は、令和4年11月24日から施行する。

川崎市病院局規程第25号

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月30日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄  
川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部  
を改正する規程

川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,500	157,900	230,900	259,700	304,700	341,700	373,100	409,900
	2	145,400	159,600	232,700	261,600	306,900	344,200	375,600	413,000
	3	146,300	161,300	234,500	263,500	309,100	346,700	378,200	416,100
	4	147,200	163,000	236,300	265,400	311,300	349,200	380,900	419,300
	5	148,100	164,600	238,000	267,400	313,400	351,400	383,600	422,300
	6	149,200	166,400	239,800	269,400	315,700	353,900	386,300	425,400
	7	150,300	168,200	241,600	271,400	318,000	356,400	389,000	428,500
	8	151,400	170,000	243,400	273,400	320,300	358,900	391,700	431,700
	9	152,400	171,600	245,200	275,200	322,400	361,400	394,200	434,700
	10	153,800	173,500	247,100	277,200	324,700	364,000	397,000	437,800
	11	155,200	175,400	249,000	279,200	327,000	366,500	399,800	440,900
	12	156,600	177,300	250,900	281,200	329,300	369,200	402,500	444,100
	13	157,900	179,100	252,800	283,000	331,400	371,800	405,300	447,200
	14	159,600	181,000	254,800	285,000	333,700	374,400	407,900	450,400
	15	161,300	182,900	256,800	287,000	336,000	377,000	410,600	453,600
	16	163,000	184,800	258,800	289,000	338,300	379,600	413,300	456,800
	17	164,600	186,500	260,600	291,000	340,400	382,300	415,900	459,800
	18	166,400	188,400	262,600	293,000	342,700	384,800	418,600	462,900
	19	168,200	190,300	264,600	295,000	345,000	387,300	421,300	466,100
	20	170,000	192,200	266,600	297,000	347,300	389,800	424,000	469,300
	21	171,600	193,900	268,400	299,100	349,600	392,300	426,500	472,300
	22	173,500	195,700	270,400	301,100	352,000	394,600	429,100	475,400
	23	175,400	197,500	272,400	303,100	354,400	397,000	431,700	478,500
	24	177,300	199,300	274,400	305,100	356,800	399,400	434,300	481,600
	25	179,100	201,000	276,400	307,100	358,800	401,900	436,700	484,700
	26	181,000	202,800	278,400	309,100	361,100	404,200	439,200	487,600
	27	182,900	204,600	280,400	311,100	363,400	406,500	441,700	490,500
	28	184,800	206,400	282,400	313,100	365,700	408,800	444,200	493,500
	29	186,500	208,100	284,500	315,000	367,700	411,200	446,500	496,400
	30	188,400	209,900	286,400	317,000	369,900	413,200	448,700	498,200
	31	190,300	211,700	288,300	319,000	372,100	415,200	450,900	499,900
	32	192,200	213,500	290,200	321,000	374,300	417,200	453,100	501,600
	33	193,900	215,200	292,200	322,900	376,500	419,300	455,100	503,400
	34	195,700	217,000	294,100	324,900	378,500	420,500	456,700	504,600
	35	197,500	218,800	296,000	326,900	380,500	421,800	458,300	505,800
	36	199,300	220,600	297,900	328,900	382,500	423,000	459,900	507,000
	37	201,000	222,300	299,800	330,800	384,300	424,100	461,400	508,000
	38	202,800	224,100	301,700	332,800	386,100	424,900	462,200	509,100
	39	204,600	225,900	303,600	334,800	387,800	425,700	463,000	510,200
	40	206,400	227,700	305,500	336,800	389,500	426,500	463,800	511,300
	41	208,100	229,400	307,200	338,700	391,300	427,100	464,400	512,500
	42	209,900	231,200	309,100	340,700	392,600	427,800	465,100	513,300
	43	211,700	233,000	311,000	342,700	393,900	428,500	465,800	514,100



再任  
用職  
員以  
外の  
職員

44	213,500	234,800	312,900	344,700	395,300	429,200	466,500	514,900
45	215,200	236,500	314,600	346,600	396,500	429,700	467,100	515,700
46	217,000	238,300	316,500	348,600	397,400	430,400	467,800	516,500
47	218,800	240,100	318,400	350,600	398,400	431,100	468,500	517,300
48	220,600	241,900	320,300	352,600	399,400	431,800	469,200	518,100
49	222,300	243,600	322,000	354,500	400,400	432,300	469,800	518,900
50	223,300	245,400	323,700	356,000	401,100	432,900	470,500	519,700
51	224,300	247,200	325,400	357,500	401,800	433,500	471,200	520,500
52	225,300	249,000	327,100	359,000	402,600	434,100	471,900	521,300
53	226,400	250,700	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500	522,100
54	227,400	252,500	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200	522,700
55	228,400	254,300	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900	523,300
56	229,400	256,100	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600	523,900
57	230,200	257,800	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200	524,600
58	231,100	259,600	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900	525,200
59	232,000	261,400	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600	525,800
60	232,900	263,200	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300	526,400
61	233,600	264,800	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900	527,100
62	234,300	266,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500	527,700
63	235,000	268,400	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100	528,300
64	235,700	270,200	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700	528,900
65	236,600	271,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200	529,600
66	237,200	273,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800	530,200
67	237,800	275,200	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400	530,800
68	238,400	276,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000	531,400
69	239,000	278,800	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500	532,100
70	239,500	280,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100	532,700
71	240,000	282,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700	533,300
72	240,500	284,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300	533,900
73	240,900	285,800	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800	534,600
74	241,300	287,500	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400	
75	241,700	289,200	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000	
76	242,100	290,900	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600	
77	242,400	292,700	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100	
78		294,300	353,700	380,100	417,900	448,700		
79		295,900	354,300	380,600	418,500	449,200		
80		297,500	354,900	381,200	419,100	449,700		
81		299,000	355,600	381,700	419,500	450,300		
82		300,600	356,100	382,200	420,000	450,800		
83		302,200	356,700	382,700	420,500	451,300		
84		303,800	357,300	383,200	421,000	451,800		
85		305,300	357,700	383,800	421,500	452,400		
86		306,500	358,200	384,300	422,000			
87		307,700	358,700	384,800	422,500			
88		308,900	359,200	385,300	423,000			
89		310,000	359,700	385,800	423,500			
90		311,100	360,200	386,300	424,000			
91		312,200	360,700	386,800	424,500			
92		313,300	361,200	387,300	425,000			
93		314,200	361,500	387,700	425,500			
94		315,000	361,900	388,200	426,000			

95	315,900	362,400	388,700	426,500
96	316,800	362,900	389,200	427,000
97	317,500	363,200	389,600	427,500
98	318,100	363,600	390,000	428,000
99	318,700	364,000	390,400	428,500
100	319,400	364,400	390,800	429,000
101	319,900	364,900	391,300	429,500
102	320,500	365,300	391,700	430,000
103	321,100	365,700	392,100	430,500
104	321,800	366,100	392,500	431,000
105	322,300	366,600	393,000	431,400
106	322,900	367,000	393,400	
107	323,500	367,400	393,800	
108	324,100	367,800	394,200	
109	324,600	368,200	394,700	
110	325,200	368,600	395,100	
111	325,800	369,000	395,500	
112	326,400	369,400	395,900	
113	326,900	369,800	396,400	
114	327,400	370,200	396,800	
115	328,000	370,600	397,200	
116	328,600	371,000	397,600	
117	329,000	371,400	398,100	
118		371,800	398,400	
119		372,200	398,700	
120		372,600	399,000	
121		373,000	399,400	
122		373,300	399,700	
123		373,600	400,000	
124		373,900	400,300	
125		374,000	400,700	
126		374,100	401,000	
127		374,200	401,300	
128		374,300	401,600	
129		374,500	402,000	
130		374,600	402,300	
131		374,700	402,600	
132		374,800	402,900	
133		374,900	403,300	
134		375,000	403,600	
135		375,100	403,900	
136		375,200	404,200	
137		375,300	404,600	
138		375,400		
139		375,500		
140		375,600		
141		375,700		
142		375,800		
143		375,900		
144		376,000		
145		376,100		

	146			376,200					
	147			376,300					
	148			376,400					
	149			376,500					
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900	410,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第2 (第2条関係)

## 病 院 企 業 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	137,100	150,600	218,800	245,400
	2	138,100	152,000	220,500	247,300
	3	139,100	153,400	222,200	249,200
	4	140,100	154,900	224,000	251,100
	5	141,000	156,300	225,700	253,000
	6	142,200	158,000	227,500	255,000
	7	143,400	159,700	229,300	257,100
	8	144,500	161,300	231,000	259,200
	9	145,500	162,900	232,700	261,100
	10	146,800	164,700	234,500	263,000
	11	148,100	166,500	236,300	264,900
	12	149,400	168,300	238,100	266,800
	13	150,600	170,000	239,700	268,700
	14	152,000	171,800	241,700	270,600
	15	153,400	173,600	243,700	272,500
	16	154,900	175,400	245,700	274,400
	17	156,300	177,100	247,800	276,300
	18	158,000	178,900	249,700	278,200
	19	159,700	180,700	251,600	280,100
	20	161,300	182,500	253,500	282,000
	21	162,900	184,200	255,400	283,900
	22	164,700	185,900	257,300	285,800
	23	166,500	187,600	259,200	287,700
	24	168,300	189,400	261,100	289,600
	25	170,000	191,100	262,900	291,500
	26	171,800	192,800	264,800	293,400
	27	173,600	194,500	266,600	295,300
	28	175,400	196,200	268,500	297,200
	29	177,100	197,900	270,300	299,100
	30	178,900	199,600	272,100	301,000
	31	180,700	201,300	273,900	302,900
	32	182,500	203,000	275,700	304,800
	33	184,200	204,700	277,500	306,700
	34	185,900	206,400	279,300	308,600
	35	187,600	208,100	281,200	310,500
	36	189,400	209,800	283,000	312,400
	37	191,100	211,500	284,700	314,300
	38	192,800	213,200	286,500	316,200
	39	194,500	214,900	288,300	318,100
	40	196,200	216,600	290,200	320,000
	41	197,900	218,300	291,900	321,900
	42	199,600	220,000	293,700	323,700
	43	201,300	221,700	295,500	325,600

再任 用職 員以 外の 職員	44	203,000	223,400	297,300	327,400
	45	204,700	225,100	299,000	329,300
	46	206,400	226,800	300,800	331,200
	47	208,100	228,500	302,500	333,100
	48	209,800	230,200	304,300	335,000
	49	211,500	231,900	306,100	336,700
	50	212,600	233,600	307,600	338,100
	51	213,700	235,300	309,100	339,500
	52	214,700	237,000	310,600	340,900
	53	215,700	238,700	312,000	342,300
	54	216,700	240,400	313,400	343,500
	55	217,700	242,100	314,800	344,700
	56	218,700	243,700	316,200	345,900
	57	219,600	245,300	317,400	347,000
	58	220,400	247,000	318,800	347,800
	59	221,200	248,700	320,200	348,600
	60	221,900	250,300	321,600	349,400
	61	222,600	251,900	322,800	350,200
	62	223,400	253,600	323,900	351,000
	63	224,200	255,200	325,000	351,800
	64	224,900	256,800	326,100	352,600
	65	225,600	258,500	327,100	353,400
	66	226,100	260,100	327,900	354,000
	67	226,600	261,800	328,700	354,600
	68	227,100	263,500	329,500	355,200
	69	227,600	265,100	330,200	355,900
	70	228,100	266,700	331,000	356,500
	71	228,600	268,300	331,800	357,100
	72	229,100	270,000	332,600	357,700
	73	229,400	271,700	333,200	358,200
	74	229,800	273,300	333,800	358,800
	75	230,100	274,900	334,400	359,400
	76	230,400	276,500	335,000	360,000
	77	230,600	278,000	335,500	360,500
78		279,500	336,100	361,000	
79		281,000	336,700	361,500	
80		282,600	337,300	362,000	
81		284,100	337,700	362,600	
82		285,600	338,200	363,100	
83		287,100	338,700	363,600	
84		288,700	339,200	364,100	
85		290,200	339,700	364,600	
86		291,300	340,200	365,100	
87		292,400	340,700	365,600	
88		293,500	341,200	366,100	
89		294,500	341,600	366,500	
90		295,500	342,000	367,000	
91		296,500	342,400	367,500	
92		297,500	342,800	368,000	
93		298,500	343,300	368,300	
94		299,300	343,700	368,800	



95	300,100	344,100	369,300
96	300,900	344,500	369,800
97	301,500	344,900	370,100
98	302,100	345,300	370,500
99	302,700	345,700	370,900
100	303,300	346,100	371,300
101	303,800	346,500	371,700
102	304,400	346,900	372,100
103	305,000	347,300	372,500
104	305,600	347,700	372,900
105	306,100	348,100	373,300
106	306,700	348,500	373,700
107	307,300	348,900	374,100
108	307,900	349,300	374,500
109	308,400	349,600	374,900
110	308,900	350,000	375,300
111	309,400	350,400	375,700
112	309,900	350,800	376,100
113	310,400	351,100	376,500
114	310,900	351,500	376,900
115	311,400	351,900	377,300
116	311,900	352,300	377,700
117	312,400	352,600	378,100
118		353,000	378,400
119		353,400	378,700
120		353,800	379,000
121		354,100	379,400
122		354,400	379,700
123		354,700	380,000
124		355,000	380,300
125		355,100	380,700
126		355,200	381,000
127		355,300	381,300
128		355,400	381,600
129		355,500	381,900
130		355,600	382,200
131		355,700	382,500
132		355,800	382,800
133		355,900	383,100
134		356,000	383,400
135		356,100	383,700
136		356,200	384,000
137		356,300	384,300
138		356,400	
139		356,500	
140		356,600	
141		356,700	
142		356,800	
143		356,900	
144		357,000	
145		357,100	

	146			357,200	
	147			357,300	
	148			357,400	
	149			357,500	
再任用職員		162,200	198,900	219,000	243,400

備考 この表は、業務職員に適用する。

## 別表第3 (第2条関係)

## 病院企業職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	244,300	329,900	385,400	434,400	487,400
	2	247,200	332,600	387,800	436,900	489,800
	3	250,100	335,300	390,200	439,400	492,200
	4	253,000	338,000	392,600	441,900	494,600
	5	255,800	340,600	395,100	444,500	496,900
	6	258,700	343,400	397,600	447,000	499,300
	7	261,600	346,200	400,100	449,500	501,700
	8	264,500	349,000	402,600	452,000	504,100
	9	267,500	351,700	405,000	454,500	506,100
	10	270,800	354,600	407,500	456,800	508,400
	11	274,100	357,500	410,000	459,100	510,700
	12	277,400	360,400	412,500	461,400	513,000
	13	280,600	363,000	415,000	463,900	515,300
	14	283,300	365,500	417,500	466,200	517,600
	15	286,000	368,000	420,000	468,500	519,900
	16	288,700	370,500	422,500	470,800	522,200
	17	291,100	373,000	425,000	473,300	524,500
	18	293,600	375,400	427,500	475,700	526,700
	19	296,100	377,800	430,000	478,100	528,900
	20	298,600	380,200	432,500	480,500	531,100
	21	300,900	382,400	435,000	482,700	533,300
	22	303,400	384,600	437,300	485,000	535,500
	23	305,900	386,800	439,600	487,300	537,700
	24	308,400	389,000	441,900	489,600	539,900
	25	310,700	391,000	444,200	491,500	541,900
	26	313,100	393,000	446,500	493,700	544,000
	27	315,500	395,000	448,800	495,900	546,100
	28	317,900	397,000	451,100	498,100	548,200
	29	320,300	398,900	453,400	500,300	550,100
	30	322,700	400,800	455,300	502,200	551,800
	31	325,100	402,700	457,200	504,100	553,500
	32	327,500	404,600	459,100	506,000	555,200
	33	329,700	406,500	461,000	507,800	556,800
	34		408,400	462,800	509,500	558,400
	35		410,300	464,600	511,200	560,000
	36		412,200	466,400	512,900	561,600
	37		414,100	468,000	514,600	563,000
	38			469,800	516,100	564,300
	39			471,600	517,600	565,600
	40			473,400	519,100	566,900
	41			475,000	520,600	568,100
	42			476,700	521,800	569,100
	43			478,400	523,000	570,100
	44			480,100	524,200	571,100
	45			481,900	525,400	572,100
	46			483,600	526,600	573,100
	47			485,300	527,800	574,100
	48			487,000	529,000	575,100
	49			488,700	530,000	576,100

再任用職員以外の職員

	50			490,100	531,000	577,000
	51			491,500	532,000	577,900
	52			492,900	533,000	578,800
	53			494,100	534,000	579,700
	54			494,900	535,000	580,600
	55			495,700	536,000	581,500
	56			496,500	537,000	582,400
	57			497,300	538,000	583,300
	58			498,100	539,000	584,200
	59			498,900	540,000	585,100
	60			499,700	541,000	586,000
	61			500,400	542,000	586,900
	62			501,200	543,000	587,800
	63			502,000	544,000	588,700
	64			502,800	545,000	589,600
	65			503,400	545,900	590,500
	66			504,200	546,800	591,400
	67			505,000	547,700	592,300
	68			505,800	548,600	593,200
	69			506,400	549,400	594,100
	70			507,100	550,200	595,000
	71			507,800	551,000	595,900
	72			508,500	551,800	596,800
	73			509,300	552,700	597,700
	74			510,000	553,500	598,600
	75			510,700	554,300	599,500
	76			511,400	555,100	600,400
	77			512,100	556,000	601,300
	78			512,800		
	79			513,500		
	80			514,200		
	81			514,900		
再任用職員		291,400	336,200	382,900	433,000	487,200

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第4 (第2条関係)

病院企業職給料表(4)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,500	157,900	230,900	259,700	304,700	341,700	373,100
	2	145,400	159,600	232,700	261,600	306,900	344,200	375,600
	3	146,300	161,300	234,500	263,500	309,100	346,700	378,200
	4	147,200	163,000	236,300	265,400	311,300	349,200	380,900
	5	148,100	164,600	238,000	267,400	313,400	351,400	383,600
	6	149,200	166,400	239,800	269,400	315,700	353,900	386,300
	7	150,300	168,200	241,600	271,400	318,000	356,400	389,000
	8	151,400	170,000	243,400	273,400	320,300	358,900	391,700
	9	152,400	171,600	245,200	275,200	322,400	361,400	394,200
	10	153,800	173,500	247,100	277,200	324,700	364,000	397,000
	11	155,200	175,400	249,000	279,200	327,000	366,500	399,800
	12	156,600	177,300	250,900	281,200	329,300	369,200	402,500
	13	157,900	179,100	252,800	283,000	331,400	371,800	405,300
	14	159,600	181,000	254,800	285,000	333,700	374,400	407,900
	15	161,300	182,900	256,800	287,000	336,000	377,000	410,600
	16	163,000	184,800	258,800	289,000	338,300	379,600	413,300
	17	164,600	186,500	260,600	291,000	340,400	382,300	415,900
	18	166,400	188,400	262,600	293,000	342,700	384,800	418,600
	19	168,200	190,300	264,600	295,000	345,000	387,300	421,300
	20	170,000	192,200	266,600	297,000	347,300	389,800	424,000
	21	171,600	193,900	268,400	299,100	349,600	392,300	426,500
	22	173,500	195,700	270,400	301,100	352,000	394,600	429,100
	23	175,400	197,500	272,400	303,100	354,400	397,000	431,700
	24	177,300	199,300	274,400	305,100	356,800	399,400	434,300
	25	179,100	201,000	276,400	307,100	358,800	401,900	436,700
	26	181,000	202,800	278,400	309,100	361,100	404,200	439,200
	27	182,900	204,600	280,400	311,100	363,400	406,500	441,700
	28	184,800	206,400	282,400	313,100	365,700	408,800	444,200
	29	186,500	208,100	284,500	315,000	367,700	411,200	446,500
	30	188,400	209,900	286,400	317,000	369,900	413,200	448,700
	31	190,300	211,700	288,300	319,000	372,100	415,200	450,900
	32	192,200	213,500	290,200	321,000	374,300	417,200	453,100
	33	193,900	215,200	292,200	322,900	376,500	419,300	455,100
	34	195,700	217,000	294,100	324,900	378,500	420,500	456,700
	35	197,500	218,800	296,000	326,900	380,500	421,800	458,300
	36	199,300	220,600	297,900	328,900	382,500	423,000	459,900
	37	201,000	222,300	299,800	330,800	384,300	424,100	461,400
	38	202,800	224,100	301,700	332,800	386,100	424,900	462,200
	39	204,600	225,900	303,600	334,800	387,800	425,700	463,000
	40	206,400	227,700	305,500	336,800	389,500	426,500	463,800
	41	208,100	229,400	307,200	338,700	391,300	427,100	464,400
	42	209,900	231,200	309,100	340,700	392,600	427,800	465,100
	43	211,700	233,000	311,000	342,700	393,900	428,500	465,800
	44	213,500	234,800	312,900	344,700	395,300	429,200	466,500



	45	215,200	236,500	314,600	346,600	396,500	429,700	467,100
	46	217,000	238,300	316,500	348,600	397,400	430,400	467,800
	47	218,800	240,100	318,400	350,600	398,400	431,100	468,500
	48	220,600	241,900	320,300	352,600	399,400	431,800	469,200
	49	222,300	243,600	322,000	354,500	400,400	432,300	469,800
	50	224,100	245,400	323,700	356,000	401,100	432,900	470,500
	51	225,900	247,200	325,400	357,500	401,800	433,500	471,200
	52	227,700	249,000	327,100	359,000	402,600	434,100	471,900
	53	229,400	250,700	328,500	360,400	403,300	434,800	472,500
	54	231,200	252,500	329,900	361,600	403,900	435,400	473,200
	55	233,000	254,300	331,300	362,900	404,500	436,000	473,900
	56	234,800	256,100	332,800	364,200	405,200	436,600	474,600
	57	236,500	257,800	334,100	365,500	405,800	437,100	475,200
	58	238,300	259,600	335,500	366,400	406,400	437,700	475,900
	59	240,100	261,400	336,900	367,300	407,100	438,300	476,600
	60	241,900	263,200	338,400	368,200	407,800	438,900	477,300
	61	243,600	264,800	339,600	369,000	408,300	439,400	477,900
	62	245,400	266,600	340,700	369,800	408,900	440,000	478,500
	63	247,200	268,400	341,800	370,600	409,500	440,600	479,100
	64	249,000	270,200	342,900	371,500	410,200	441,200	479,700
	65	250,700	271,800	344,100	372,300	410,700	441,700	480,200
	66	252,500	273,500	345,000	372,900	411,300	442,300	480,800
	67	254,300	275,200	345,900	373,600	411,900	442,900	481,400
	68	256,100	276,900	346,800	374,300	412,500	443,500	482,000
	69	257,800	278,800	347,600	374,800	412,900	444,000	482,500
	70	259,600	280,600	348,400	375,400	413,500	444,500	483,100
	71	261,400	282,400	349,200	376,000	414,100	445,000	483,700
	72	263,200	284,200	350,100	376,700	414,700	445,500	484,300
再任職員以外の職員	73	264,800	285,800	350,800	377,200	415,100	446,100	484,800
	74	266,600	287,500	351,400	377,800	415,700	446,600	485,400
	75	268,400	289,200	352,000	378,400	416,300	447,100	486,000
	76	270,200	290,900	352,700	379,000	416,900	447,600	486,600
	77	271,800	292,700	353,200	379,600	417,300	448,200	487,100
	78		294,300	353,700	380,100	417,900	448,700	
	79		295,900	354,300	380,600	418,500	449,200	
	80		297,500	354,900	381,200	419,100	449,700	
	81		299,000	355,600	381,700	419,500	450,300	
	82		300,600	356,100	382,200	420,000	450,800	
	83		302,200	356,700	382,700	420,500	451,300	
	84		303,800	357,300	383,200	421,000	451,800	
	85		305,300	357,700	383,800	421,500	452,400	
	86		306,500	358,200	384,300	422,000		
	87		307,700	358,700	384,800	422,500		
	88		308,900	359,200	385,300	423,000		
	89		310,000	359,700	385,800	423,500		
	90		311,100	360,200	386,300	424,000		
	91		312,200	360,700	386,800	424,500		
	92		313,300	361,200	387,300	425,000		
	93		314,200	361,500	387,700	425,500		
	94		315,000	361,900	388,200	426,000		
	95		315,900	362,400	388,700	426,500		
	96		316,800	362,900	389,200	427,000		

97	317,500	363,200	389,600	427,500
98	318,100	363,600	390,000	428,000
99	318,700	364,000	390,400	428,500
100	319,400	364,400	390,800	429,000
101	319,900	364,900	391,300	429,500
102	320,500	365,300	391,700	430,000
103	321,100	365,700	392,100	430,500
104	321,800	366,100	392,500	431,000
105	322,300	366,600	393,000	431,400
106	322,900	367,000	393,400	
107	323,500	367,400	393,800	
108	324,100	367,800	394,200	
109	324,600	368,200	394,700	
110	325,200	368,600	395,100	
111	325,800	369,000	395,500	
112	326,400	369,400	395,900	
113	326,900	369,800	396,400	
114	327,400	370,200	396,800	
115	328,000	370,600	397,200	
116	328,600	371,000	397,600	
117	329,000	371,400	398,100	
118		371,800	398,400	
119		372,200	398,700	
120		372,600	399,000	
121		373,000	399,400	
122		373,300	399,700	
123		373,600	400,000	
124		373,900	400,300	
125		374,000	400,700	
126		374,100	401,000	
127		374,200	401,300	
128		374,300	401,600	
129		374,500	402,000	
130		374,600	402,300	
131		374,700	402,600	
132		374,800	402,900	
133		374,900	403,300	
134		375,000	403,600	
135		375,100	403,900	
136		375,200	404,200	
137		375,300	404,600	
138		375,400		
139		375,500		
140		375,600		
141		375,700		
142		375,800		
143		375,900		
144		376,000		
145		376,100		
146		376,200		
147		376,300		
148		376,400		

	149			376,500				
再任用職員		170,600	209,100	230,400	256,300	303,600	341,600	373,900

備考 この表は、薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公表の日から施行し、改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 職員が、この規程による改正前の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定に基づいて、令和4年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定による給与の内払とみなす。

川崎市病院局規程第26号

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月30日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

第1条 川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第26号）の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
18歳	142,200円
19歳	142,200円
20歳	145,500円
21歳	148,100円
22歳	152,000円
23歳	154,900円
24歳	158,000円
25歳	162,900円
26歳	166,500円
27歳	171,800円
28歳	175,400円
29歳	178,900円
30歳	182,500円
31歳	185,900円
32歳	189,400円
33歳	192,800円
34歳	197,900円
35歳	201,300円
36歳	204,700円
37歳	208,100円
38歳	211,500円
39歳	212,600円
40歳以上	213,700円

第2条 川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等

に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第8中

「

142,200円
142,200円

」

を

「

145,500円
145,500円

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公表の日から施行し、改正後の川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定による改正後の規程の規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。
- この規程の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

川崎市病院局規程第27号

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月30日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

第1条 川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支

給規程（平成17年川崎市病院局規程第33号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の118.5」に、「100分の190」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の111」に、「100分の108.5」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の93.5」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の87.5」を「100分の97.5」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の47.5」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第2条 川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「100分の118.5」を「100分の113.5」に、「100分の210」を「100分の200」に改め、同項第2号中「100分の111」を「100分の106」に、「100分の118.5」を「100分の113.5」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の98.5」に改め、同項第4号中「100分の97.5」を「100分の92.5」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の52.5」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改め、同項第3号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第48号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月24日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（以下「建築契約係」といいます。）

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以

下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受け付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（川崎市川崎区宮本町1番地）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契



約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡しま

(案件1)

す。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「発注情報詳細」及び「川崎市病院局入札契約に関する共通事項

(工事・病院局・一般競争入札)」を御覧ください。

競争入札に付する事項	件名	川崎市病院土壌汚染対策及び地下構造物等解体撤去工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
	契約期間	契約の日から令和5年7月31日まで
競争参加資格	<p>(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「一般土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（病院局所定の様式）を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(8) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」（病院局所定の様式）を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(9) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。</p> <p>土壌汚染対策工事の完工実績。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上である</p>	

競争参加資格	こと。
申込締切日	令和4年12月5日(月)まで受付けます。
予定価格	未定
入札保証金	免除とします。
最低制限価格	設定します。
郵便入札締切日	令和5年1月10日(火)必着
開札日	令和5年1月12日(木)午前10時00分

川崎市病院局公告第49号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル 7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行す

る資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に

立会わない者は再度入札に参加できません。  
 カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。  
 (7) 契約の締結について  
 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。  
 ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合(案件1)

は免除します。  
 イ 契約書の作成を必要とします。  
 ウ 令和5年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を必要とします。  
 (8) その他  
 この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

競争入札に付する事項	件名	井田病院リネン類等供給業務委託(単価契約)
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期間	令和5年4月1日から令和8年11月30日まで(3年8箇月間の長期継続契約)
競争参加資格	名簿の登録	業種「クリーニング業務」 種目「クリーニング業」
	地域区分	設定しません。
	その他	次の1及び2の条件を満たすこと。 1 過去5年間に、病床数300床以上の病床を有する病院において、元請として類似の契約実績を有すること。(申込時に契約書の写しを提出すること。) 2 一般財団法人医療関連サービス振興会から「医療関連サービスマーク」の認定を受けていること。又は厚生省令で定める基準(医療法施行規則第9条の14)に適合していること。
競争参加の申込	令和4年11月25日から令和4年12月7日まで受け付けます。	
現場説明会	現場視察を希望する者は、下記の井田病院担当者へ連絡をしてください。 川崎市立井田病院事務局庶務課 担当 石原 電話 044-766-2188(代)	
入札及び開札	日時	令和4年12月21日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第50号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年11月25日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。  
 病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)  
 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)
- (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規

程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について  
 ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。  
 イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度

川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について  
 仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に戻り、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

- (6) 入札及び開札について
  - ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。
  - イ 入札書の提出方法は、持参とします。
  - ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加

資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

- エ 入札保証金は免除します。
- オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

- カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。
- (7) 契約の締結について

- 落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。
  - ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。
  - イ 契約書の作成を必要とします。

- (8) その他  
 この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する超低温フリーザーの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年11月25日から令和4年12月2日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年12月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	



(案件2)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する災害情報管理システムの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「コンピュータ」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年11月25日から令和4年12月2日まで受け付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年12月12日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

### 教育委員会規則

#### 川崎市教育委員会規則第12号

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月16日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋満

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和35年川崎市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「4月4日」を「同月4日」に改め、「まで」の次に「。ただし、同月1日から同月3日までのいずれかの日が土曜日に当たるときは、同月1日から同月5日まで」を加え、同項第7号中「3月31日」を「同月31日」に改め、同条第3項を削る。

(川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和54年川崎市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「4月4日」を「同月4日」に改め、「まで」の次に「。ただし、同月1日から同

月3日までのいずれかの日が土曜日に当たるときは、同月1日から同月5日まで」を加え、同項第7号中「3月31日」を「同月31日」に改め、同条第3項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 川崎市教育委員会規則第13号

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月16日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋満

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則(昭和54年川崎市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第5号中「4月4日」を「同月4日」に改め、「まで」の次に「。ただし、同月1日から同月3日までのいずれかの日が土曜日に当たるときは、同月1日から同月5日まで」を加え、同項第6号を次のように改める。

(6) 夏季休業、秋季休業、冬季休業7月1日から翌年1月31日までの間の56日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める日

第7条第1項第7号を削り、同項第8号中「3月31日」を「同月31日」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第8号」を「第7号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に



次の1項を加える。

- 2 前項第6号に規定する休業日の日数には、同項第1号及び第2号に規定する休業日を含むものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

---

監 査 公 表

---

4 川監公第15号

令和4年12月9日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

定期（財務）監査・行政監査の結果

- 1 監査の種類  
財務監査及び行政監査
- 2 監査の対象  
総務企画局、財政局、危機管理本部、会計室、市民オゾンブズマン事務局、監査事務局及び人事委員会事務局
- 3 監査の範囲  
令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行並びに各種団体の会計業務に関する事務等の執行
- 4 監査の期間  
令和4年9月1日から同年11月22日まで
- 5 監査の方法  
対象部署ごとの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行
- 6 監査の着眼点  
（1）財務監査  
ア 予算執行事務  
予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。  
イ 収入事務  
調定、徴収、債権管理及び現金取扱事務は適正に行われているか。  
ウ 支出事務  
違法、不当その他不適正な支出はないか。  
エ 契約事務  
契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。

財産管理事務

- 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- (2) 行政監査  
ア 各種団体の会計業務に関する事務  
現金の出納及び保管並びにそれらの記録が適正に行われているか。  
イ 情報管理に関する事務  
情報資産の管理等は適正に行われているか。  
ウ その他  
その他の事務の執行は適正に行われているか。
  - 7 監査の結果  
（1）定期（財務）監査  
川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり（行政監査に関する部分を除く。）監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。  
財務関係法令等に基づき、手続を適正に行われたい。  
なお、筆跡が消せるボールペンの使用については、従来から繰り返し指摘をし、再発防止を求めてきたが、今回も同様の事例が確認された。また、今回の監査においては、請求書等の財務関係書類に加え、伺書等の庁内関係文書においても筆跡が消せるボールペンの使用が見受けられた。これまで指摘した節局の中には、筆跡が消せるボールペンの公費による購入を行わないこととし、既存品は回収するなど、真摯に再発防止に取り組んでいる局もあることから、効果的な再発防止策を庁内で共有するなど、全市を挙げて改善に取り組みたい。  
ア 徴収手続を適正に行うべきもの

川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）第25条第1項第2号によると、行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可の期間が1年を超える場合には、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して30日以内にその会計年度の全額を納付させなければならないとされている。

防災備蓄倉庫使用料についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより規則に定める期限内に納付されていなかった。

規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

（危機管理本部危機対策部）

イ 督促手続を適正に行うべきもの

川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第5条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

給与の戻入等の債権についてみたところ、督促状を発していないかった事例があった。

条例に基づき、督促手続を適正に行われたい。

（総務企画局人事総務事務センター）

ウ 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第9条第2項によると、請求書の首標金額の頭初に「¥」の記号を表示するものとされている。

また、公文書の適正な作成について（通知）（平成26年4月8日付け26川総行情第78号）によると、「筆跡が消せるボールペン」の使用は、公文書の改ざん等、重大な法令違反につながるおそれがあるほか、市政に対する市民の信用を失う行為になりかねないとして、

公文書では使用しないこととされている。

さらに、会計事務の手引（平成29年3月31日付け28川会第2493号）によると、請求書の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いることとされている。

支出に関する証拠書類をみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき、支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われたい。

（ア）請求書の首標金額の頭初に「¥」の記号がなかった事例

（財政局資産管理部資産運用課、税務部税制課、みぞのくち市税事務所市民税課、同こすぎ市税分室）

（イ）筆跡が消せるボールペンや鉛筆で記載されていた事例

（総務企画局人事課、同職員厚生課、財政局税務部税制課、危機管理本部危機対策部、市民オンブズマン事務局）

エ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第30号）第6条の2第4号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号で掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面も添付されていたものの、請書によって事務処理を行い、本来作成すべきであった契約書を作成していなかった事例があった。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われたい。

（総務企画局東京事務所、総務部庁舎管理課、危機管理本部危機対策部）

オ 再委託に係る事務を適正に行うべきもの

「かわさき市政だより」特別号ポストイン「業務委託契約書個人情報  
の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項第6条第1項によると、受  
注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三  
者に委託してはならないとされ、同項ただし書により、業務の一部であ  
って、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得  
た場合はこの限りでない」とされている。

当該業務委託の再委託に係る事務についてみたところ、受注者から書  
面による申請がされておらず、また、市も書面による承諾をしていなか  
った。

特記事項に基づき、再委託に係る事務を適正に行われた。

(総務企画局都市政策部企画調整課)

カ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。  
財務関係法令等に基づき、適正な事務手続を行うとともに、再発防止  
に努められた。

(ア) 収納金の払込みを適正に行うべきもの

複写機の利用に係る収納金について、規則等で定める期間等を超  
えて、収納又は払込みが行われていた事例

(総務企画局情報管理部公文書館)

(イ) 換価猶予に係る事務を適正に行うべきもの

条例で定める分割納付の各納付期限等の記載がない換価の猶予申請  
書を受理していた事例

(財政局しんゆり市税事務所納税課)

(ウ) 特定個人情報の取扱いに関する文書の確認を適正に行うべきもの

特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書に規定されている秘密保

持に関する誓約書等を提出させていなかった事例

(財政局税務部税制課)

(エ) 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

業務完了届が提出されていなかった事例

(総務企画局総務部法制課)

(オ) 検査確認を適正に行うべきもの

a 法律等で定められた期限内に検査確認を行っていない事例

(財政局資産管理部資産運用課)

b 検査確認書に毎月の検査日が記載されていなかったため、法律等  
で定められた期限内に検査確認を行ったことが確認できなかった事  
例

(財政局税務部税制課)

(カ) 備品の管理を適正に行うべきもの

a 不用の決定及び処分を行わずに廃棄していた事例

(総務企画局総務部庶務課、同庁舎管理課、情報管理部行政情報課、財  
政局みぞのくち市税事務所市民税課、同こすぎ市税分室、危機管理本部  
危機管理部)

b 保管換えの手続を行っていない事例

(総務企画局総務部庶務課、危機管理本部危機管理部)

(キ) タクシー乗車券の管理を適正に行うべきもの

タクシー乗車券受払簿が作成されていなかった事例

(危機管理本部危機管理部)

(ク) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

a 物品交付請求手続等を行っていないことにより、消耗品出納  
簿と実際の数量が一致していなかった事例

を構築し、不適正な事務処理の未然防止に取り組んでいるところであるが、各種団体の所有に属する現金の取扱いに当たっては、公金と同様の取扱いを徹底し、事故や不正等により市民からの信頼を損なうことのないよう、引き続き適正な事務執行に努められたい。

イ 情報管理に関する事務

監査対象局から抽出した部署を監査対象とし、文書の管理状況について、現地調査を中心に監査を行った。

現地調査を行った部署は別表のとおりである。

(ア) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号。以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（1）オによると、情報管理責任者は、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や業者から機密保持等に関する誓約書を提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務についてみたところ、委託先の責任者等から機密保持等に関する誓約書を提出させていなかった事例があった。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われない。

（総務企画局都市政策部企画調整課、会計室出納課、人事委員会事務局任用課）

(イ) 業務委託に係る情報管理に関する事務を適正に行うべきもの  
 セキュリティ基準第2章9（2）エによると、情報管理責任者は、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとされている。

（総務企画局総務部庶務課、人事部総務事務センター、危機管理本部危機管理部、会計室出納課、人事委員会事務局調査課）

b 消耗品出納簿に登載しなければならぬ消耗品について登載していなかった事例

（総務企画局情報管理部行政情報課、人事部人事課）

(ケ) パナー広告の掲載手続を適正に行うべきもの

広告掲載の可否の判断に係る手続の完了前にパナー広告を掲載していた事例

（総務企画局シテイプロモーション推進室）

(2) 行政監査

川崎市監査基準に準拠し、各種団体の会計業務に関する事務及び情報管理に関する事務を監査項目として監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、情報管理に関する事務について、次のイ（ア）から（エ）までのおおき改善を要する事項があった。

本監査で確認された改善を要する事項を庁内で共有し、適正な事務執行に努められたい。

ア 各種団体の会計業務に関する事務

職員が役務の提供を行っている各種団体を監査対象とし、各種団体から交付される指示書、現金出納簿等の帳簿及び領収書等について、書類審査を中心に監査を行った。

監査対象とした各種団体は、川崎市自主防災組織連絡協議会である。各種団体の所有に属する現金は公金ではないため、財務関係法令等が適用されず、公金に比べチェック体制が十分ではないことから、事故の発生につながるリスクが高い。

市では、各種団体の会計業務に関する事務においても、内部統制体制



委託業務についてみてきたところ、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を与する際に、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

業務委託に係る情報管理に関する事務を適正に行われた。  
 (総務企画局都市政策部企画調整課、シテイブプロモーション推進室、公  
 共施設総合調整室、人事部人事課、財政局資産管理部資産運用課)

(ウ) 情報資産の管理に係る自己点検を適正に行うべきもの  
 セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報管理責任者及び  
 情報システム利用責任者は、情報セキュリティ対策マニュアルの情報  
 セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検  
 を行うとされている。

令和3年度情報セキュリティ対策点検表の作成状況についてみてきたと  
 ころ、次の事例があった。

セキュリティ基準に基づき、情報資産の管理に係る自己点検を適正  
 に行われた。

- a 「文書・図画」の自己点検が未実施であった事例  
 (監査事務局行政監査課)
- b 「電磁的記録」の自己点検が未実施であった事例  
 (財政局みぞのくち市税事務所資産税課、監査事務局行政監査課)
- c 「ハードウェア」の自己点検が未実施であった事例  
 (総務企画局秘書部秘書課、人事部共済課)
- d 「委託」の自己点検が未実施であった事例  
 (総務企画局秘書部秘書課)

(エ) 情報資産の管理を適正に行うべきもの  
 セキュリティ基準第2章9(1)オによると、情報管理責任者は、

委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任  
 者や業者から機密保持等に関する誓約書を提出させ、セキュリティ  
 基準第2章9(2)エによると、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情  
 報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとし、また、セキ  
 リティ基準第3章2によると、情報資産のうち、情報及び情報システ  
 ムについて、機密性、完全性及び可用性の要求レベルを評価・分類し、  
 適正な取扱区分を明確にするとされている。

さらに、セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報管理責  
 任者及び情報システム利用責任者は、情報セキュリティ対策マニユ  
 ルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、  
 自己点検を行うとされている。

情報資産の管理状況と令和3年度情報セキュリティ対策点検表の結  
 果を照合したところ、次のとおり実態とは異なる内容が点検表に記載  
 されていた事例があった。

セキュリティ基準に基づき、情報資産の管理を適正に行われた。  
 a 委託する業務で機密性区分Ⅰの情報の取扱いがあったが、委託先  
 の責任者や業者から機密保持等に関する誓約書を提出させていな  
 かったにもかかわらず、情報セキュリティ対策点検表(委託)の点  
 検項目の1つである「委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱  
 う場合は、委託先の責任者や業者から機密保持等に関する誓約書  
 を提出させている。」が「○(対策済み)」とされていた事例  
 (総務企画局都市政策部企画調整課、会計室出納課)

b 委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する際に、受渡票等  
 の書類が用いられていなかったにもかかわらず、情報セキュリティ  
 対策点検表(委託)の点検項目の1つである「情報管理責任者は、

別表 現地調査対象部署一覧（情報管理に関する事務）

No	局 名	部署名等
1		シテイプロモーション推進室
2		デジタル化推進室
3	総務企画局	情報管理部行政情報課
4		情報管理部統計情報課
5		人事部人事課
6		財政部資金課
7		資産管理部資産運用課
8	財政局	資産管理部契約課
9		税務部資産税管理課
10		かわさき市税事務所市民税課
11	危機管理本部	危機管理課
12	会計室	出納課
13	市民オンブズマン事務局	同事務局（人権オンブズパーソンを担当を 除く。）
14	監査事務局	行政監査課
15	人事委員会事務局	調査課

委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行っている。」が「○（対策済み）」とされていた事例

- （総務企画局都市政策部企画調整課、シテイプロモーション推進室、公共施設総合調整室、人事部人事課、財政局資産管理部資産運用課）
  - 文書の機密性等の区分が定められていなかったにもかかわらず、情報セキュリティ対策点検表（文書・図画）の機密性等の区分に関する点検項目が、全て「○（対策済み）」とされていた事例（財政局資産管理部契約課）

4 川 監 公 第 16 号

令 和 4 年 12 月 9 日

監 査 の 結 果 に つ い て ( 公 表 )

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、  
第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、  
同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のと  
おり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子

同 浅 野 文 直

同 山 田 晴 彦

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

川崎市信用保証協会

(所管部局 経済労働局経営支援部金融課)

(2) 出資団体

公益財団法人川崎市スポーツ協会

(所管部局 市民文化局市民スポーツ室)

イ 公益財団法人川崎市学校給食会

(所管部局 教育委員会事務局健康給食推進室)

ウ 公益財団法人川崎市生涯学習財団

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

(3) 指定管理者

ア 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名 川崎市多摩老人福祉センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

イ 社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名 陽光ホーム

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

ウ 川崎市営霊園パートナーズ

公の施設の名 川崎市緑ヶ丘霊園

川崎市早野聖地公園

川崎市緑ヶ丘霊堂

(所管部局 建設緑政局緑政部霊園事務所)

エ シンコースポーツ株式会社

公の施設の名 川崎市幸スポーツセンター

川崎市石川記念武道館

(所管部局 幸区役所まちづくり推進部地域振興課)

オ 大山街道ふるさと館共同運営事業体

公の施設の名 川崎市大山街道ふるさと館

(所管部局 高津区役所まちづくり推進部総務課)

カ 特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブS.E.L.F

公の施設の名 川崎市高津スポーツセンター

(所管部局 高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

キ フクシ・ハリマ・スボ協共同事業体

公の施設の名 川崎市宮前スポーツセンター

(所管部局 宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

ク たまスポーツチーム共同事業体

公の施設の名 川崎市多摩スポーツセンター

(所管部局 多摩区役所まちづくり推進部地域振興課)

ケ あさおスポーツチーム共同事業体

公の施設の名 川崎市麻生スポーツセンター

(所管部局 麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

3 監査の範囲

主に令和3年度の出納その他の事務の執行

4 監査の期間

令和4年9月1日から同年11月22日まで

5 監査の方法

対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者へ

の質問、現地調査等の方法により行った。

6 監査の着眼点

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、指定管理者は公の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているかを主な着眼点とした。

7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われない。

なお、今回の監査に当たっては、本市上下水道局における物品調達に係る不正行為や、川崎市営公園における指定管理者による墓地管理料の着服があったことから、物品の調達、受入検査等の状況、現金の取扱状況について注意深く確認を行った。その結果、不正行為は確認されなかったものの、物品受入検査等のルールが定められていない事例や、発注から納品までの事務手続を同一人物が行っていた事例等があった。市は、出資団体及び指定管理者に対して、物品受入検査等のルール化や、相互けん制機能の強化を図るなど、不正行為等の未然防止に向けた取組を推進するとともに、その状況を適切に把握されたい。

(1) 財政援助団体及び所管部局において改善措置を要する事項

ア 補助金の事務手続を通正に行うべきもの

川崎市信用保証等促進事業補助金交付要領（平成19年2月7日18

川経融第335号。以下「交付要領」という。）第2条によると、川崎

市内の中小企業が必要とする事業資金の融通を円滑にするために、借受者への支援としての保証料補助金について、川崎市信用保証協会に対し交付することとされている。また、第4条第1項によると、交付する保証料補助金の対象は、川崎市中企業融資制度要綱別表第2及び川崎市事業承継特別保証資金要綱第10条第1項に定める特別保証料率を適用する資金に係る当初融資実行時又は条件変更時に生じる保証料とするとされている。

保証料補助金については、交付要領第6条及び第7条によると、川崎市信用保証協会会長は、補助金の交付を受けようとするときは、算定根拠を確認できる明細表を添付し、補助金交付申請書及び実績報告書を市長に提出しなければならぬとされており、当該申請書等を受理した市長は、申請書等の内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとされている。また、交付要領第13条によると、既に交付した補助金が、繰上返済及び条件変更を行ったことにより差額が生じたときは、川崎市信用保証協会は、市に対し保証料補助金を返還しなければならぬとされ、算定根拠を確認できる明細書を提出するものとされている。

保証料補助金の交付及び返還に係る申請書類等をみたところ、川崎市信用保証協会の補助金申請用に構築したシステムの不備により、市と川崎市信用保証協会の間における補助金の交付及び返還手続において、次の事例があった。

市は、財政援助団体から提出される明細書等の書類を適切に確認するとともに、財政援助団体に対し、補助金に係る事務手続を適正に行うよう指導されたい。

(ア) 条件変更により差額が生じた補助金が返還されていなかった事例



- (イ) 条件変更によって返還された補助金が過少になっていた事例
- (ウ) 当初融資実行に係る交付申請がなく補助金が交付されていない案件について、補助金が交付されているものとして条件変更により差額が返還されていた事例
  - (川崎市信用保証協会)
  - (経済労働局経営支援部金融課)
- (2) 出資団体及び所管部局において改善措置を要する事項
  - 軽易な事項で改善を要するもの
  - 軽易な事項であるが、次のおり改善措置を要する事例があった。
    - ア 規程に基づき債権管理を適正に行うべきもの
      - (ア) 給食費について、納入期限を管理しておらず、滞納金の発生した時点で不明となっていた事例
    - (イ) 督促状及び催告状について、規程に定める期間を超えて納入期限を指定していた事例
      - (公益財団法人川崎市学校給食会)
      - (教育委員会事務局健康給食推進室)
  - イ 費用負担を整理すべきもの
    - 複写機の使用において、出資団体に係る費用を市が負担していた事例
      - (公益財団法人川崎市学校給食会)
      - (教育委員会事務局健康給食推進室)
  - ウ 見直しを適正に行うべきもの
    - 見直しにおいて、一部金額の記載がなく、見積書に不備がある業者と契約していた事例
      - (公益財団法人川崎市生涯学習財団)
      - (教育委員会事務局生涯学習推進課)

- エ 契約事務を適正に行うべきもの
  - (ア) 個人情報を取り扱う業務委託について、出資団体と受注者の間で締結した契約書において別記と定めた特記事項が添付されていなかった事例
    - (イ) 業務委託の再委託について、受注者から提出された書面が約款に定められた内容を具備していなかった事例
      - (公益財団法人川崎市生涯学習財団)
      - (教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)
  - オ 固定資産の管理を適正に行うべきもの
    - (ア) 廃棄済の什器備品が固定資産台帳に登録されたままとなっていた事例
      - イ 什器備品が固定資産台帳に登録されていなかった事例
        - (公益財団法人川崎市生涯学習財団)
        - (教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)
  - カ 財務諸表等を適正に作成すべきもの
    - (ア) 特定資産のスゴーツ振興・協会運営積立金について、異なる名称で記載されていた事例
      - (イ) 財産目録に記載されている会計区分が誤っていた事例
      - (ウ) 財産目録において、長期リース債務の期間に係る記載が誤っていた事例
        - イ 指定管理者及び所管部局において改善措置を要する事項
          - ア 利用料金について市長の承認を適正に得るべきもの
            - 川崎市大山街道ふさと館条例（平成4年川崎市条例第20号）第9

品一覧を指定管理者に提供していた。また、市は、物品会計規則に基づく検査を実施していなかった。

市は、速やかに現物との照合を行い、物品会計規則に基づき、備品整理簿を整備した上で、指定管理者に対し、備品の適正な管理に努めるよう指導されたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ウ 減免に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市霊堂条例（昭和40年川崎市条例第15号）第5条第2項によると、市長は、特に必要があると認めるときは、霊堂使用料を減額し、又は免除することができるとされている。

霊堂使用料の減免に係る手続についてみてみると、指定管理者が減免の決定を行っていた。

市及び指定管理者は、条例に基づき、適正な手続を行われたい。

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

エ 正確な収支状況を報告すべきもの

事業報告書における収支状況を確認したところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

(ア) 川崎市高津スポーツセンターの事例

修繕費及び委託費に計上誤りがあった。

(特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブ S E L F)

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

(イ) 川崎市宮前スポーツセンターの事例

教室収入及び商品仕入れに計上誤りがあった。

条第3項によると、利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとするとされている。

利用料金に係る事務についてみると、利用料金の額について、条例別表に定める金額の範囲内であったものの、あらかじめ市長の承認を得ていなかった。

市は、指定管理者に対し、条例に基づき、利用料金の額について市長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

(大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

イ 川崎市物品会計規則に基づき備品を管理すべきもの

川崎市物品会計規則（昭和39年規則第32号。以下「物品会計規則」という。）第59条によると、物品管理者は備品整理簿を備えて整理しなければならないとされており、第68条第1項によると、物品の出納保管その他の会計事務について、原則として、総合財務会計システムにより行うものとするとされている。また、川崎市老人福祉センター及び川崎市老人福祉・地域交流センター指定管理任職書によると、指定管理者は、市が提供する備品一覧を参考に、「備品管理簿」を整備するものとされている。さらに、任職書によると、物品会計規則の規定に基づき、市は、毎年度1回、備品を中心とした物品の管理状況について検査を行うとされている。

川崎市多摩老人福祉センターにおける本市帰属備品の管理状況をみたところ、市は、指定管理者に提供した備品について、備品整理簿に登載して管理していなかったほか、現物との照合を行わずに実態と異なる備

(フクシ・ハリマ・スボ協共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

オ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 適正な年度区分で会計処理を行うべきもの

川崎市大山街道ふるさと館において、令和3年度分の施設利用料が

令和4年度収入として計上されていた事例

(大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

(イ) 収納金の管理を適正に行うべきもの

川崎市多摩老人福祉センターにおいて、講座教材費に係る収納金を

経理規程に定める期間内に、金融機関に預け入れしていなかった事例

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ウ) 未返還受講料を適切に返還すべきもの

川崎市高津スポーツセンターにおいて、新型コロナウイルス感染症

を理由とした利用中止に係る教室受講料が未返還となっていた事例

(特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF)

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

(エ) 年度協定により定めるべき事項を適正に記載すべきもの

川崎市早野聖地公園において、管理区域が年度協定に定められてい

なかった事例

(川崎市営霊園パートナーズ)

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

(オ) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

a 陽光ホームの事例

(a) 市の備品整理簿に記載されている備品が所在不明であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載されていなかった。

(c) 市が貸与している備品が指定管理者の備品一覧に記載されていなかった。

(社会福祉法人育核福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

b 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿及び指定管理者の物品台帳に記載されていなかった。

(シンコースポーツ株式会社)

(幸区役所まちづくり推進部地域振興課)

c 川崎市大山街道ふるさと館の事例

(a) 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載されていなかった。

(c) 指定管理者の備品台帳の備品番号が誤っていた。

(大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

d 川崎市宮前スポーツセンターの事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載されていなかった。

(フクシ・ハリマ・スボ協共同事業体)

- (宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)
- e 川崎市多摩スポートセンターの事例  
事業報告書において、法定福利費の金額が、指定管理者の決算書と一致していなかった。  
(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)  
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
- c 川崎市多摩スポートセンターの事例  
(a) 事業報告書において、指定管理業務外の収入が誤って計上されていた。  
(b) 事業報告書において、使用料及び賃借料と委託費に計上誤りがあった。  
(たまたまスポートチーム共同事業体)  
(多摩区役所まちづくり推進部地域振興課)
- (キ) 現金の管理手続を適正に行うべきもの  
陽光ホームにおいて、長期に渡り保管されていた不明金について、原因の調査を行わずに拾得金として計上していた事例  
(社会福祉法人育桜福祉会)  
(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)
- (ク) 小口現金等の出納の記録を適切に作成すべきもの  
川崎市高津スポートセンターにおいて、小口現金及び切手について、出納の記録が適切に作成されていなかった事例  
(特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブS E L F)  
(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)
- (ケ) 業務の位置付けを明確にすべきもの  
a 川崎市多摩老人福祉センターの事例  
有料で行われている複写機の利用サービスについて、協定書、仕

- (宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)
- e 川崎市多摩スポートセンターの事例  
(a) 市の備品整理簿に記載されている備品が廃棄により不存在であった。  
(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載されていなかった。  
(たまたまスポートチーム共同事業体)  
(多摩区役所まちづくり推進部地域振興課)
- f 川崎市麻生スポートセンターの事例  
(a) 市の備品整理簿に記載されている備品が所在不明であった。  
(b) 指定管理者の物品台帳に記載されている備品が廃棄により不存在であった。  
(c) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に記載されていなかった。  
(d) 市が貸与している備品が指定管理者の物品台帳に記載されていなかった。  
(あさおスポートチーム共同事業体)  
(麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)
- (カ) 収益又は費用を適正に計上すべきもの  
a 川崎市緑ヶ丘霊園、川崎市早野聖地公園及び川崎市緑ヶ丘霊堂の事例  
事業報告書において、自主事業に計上すべき収入がその他収入に計上されていた。  
(川崎市営霊園パートナーズ)  
(建設緑政局緑政部霊園事務所)

様書、事業計画書等に定められていなかった。

(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

b 陽光ホームの事例

有料で行われている公衆電話の利用サービスについて、協定書、

仕様書、事業計画書等に定められていなかった。

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(二) 報告書等の管理を適正に行うべきもの

a 年次事業計画書について、市が提出期日を指定しておらず、提出日の管理を行っていないかった事例

b モニタリング報告書について、提出期日を過ぎて提出されていた

事例

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は令和3年度)

(1) 川崎市信用保証協会

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和23年9月28日
設立目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化に寄与するため。
財政援助の種類	補助金 3億9,175万円
補助金の名称	川崎市制度融資信用保証料補助金 3億5,283万円 中小企業支援代位弁済補助金 3,891万円

2 出資団体

(基本財産は令和4年3月31日現在)

(1) 公益財団法人川崎市スポーツ協会

団体の概要

設立年月日	平成4年7月3日
設立目的	市民のスポーツ文化の普及・振興、競技スポーツの強化及びスポーツに関する指導者・組織の育成を図ることにより、川崎市のスポーツ振興の核づくりに努め、もって明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため。
基本財産	1億1,000万円
本市の出捐状況	4,500万円(出捐率40.9%)

(2) 公益財団法人川崎市学校給食会

団体の概要

設立年月日	昭和33年5月1日
設立目的	この法人は、川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与するため。
基本財産	100万円
本市の出捐状況	100万円(出捐率100.0%)



(2) 社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名 称 陽光ホーム

施設の概要

設置目的	心身の機能を障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他の者（以下「高齢者、障害者、障害児等」という。）が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する非日常生活援助に関すること。 2 一般相談支援事業に関すること。 3 特定相談支援事業に関すること。 4 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	667万円

(3) 川崎市営霊園パークナーズ

公の施設の名 称 川崎市緑ヶ丘霊園  
川崎市早野聖地公園  
川崎市緑ヶ丘霊堂

施設の概要

設置目的	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき、墓地及び霊堂の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。
設置場所	川崎市緑ヶ丘霊園 川崎市高津区下作延1、2、41番地 川崎市早野聖地公園 川崎市麻生区早野732番地 川崎市緑ヶ丘霊堂 川崎市高津区上作延33番地
主な事業内容	<川崎市緑ヶ丘霊園及び川崎市早野聖地公園> 1 墓地の施設及び設備の維持管理に関すること 2 前号に掲げるもののほか、墓地の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務 <川崎市緑ヶ丘霊堂> 1 霊堂の利用許可に関すること。 2 霊堂の施設及び設備の維持管理に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、霊堂の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務
指定期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理料	2億2,041万円

(3) 公益財団法人川崎市生涯学習財団

団体の概要

設立年月日	平成29年5月22日
設立目的	川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与するため。
基本財産	2億円
本市の出捐状況	2億円（出捐率10.0.0.0%）

3 指定管理者

(指定管理料は令和3年度)

(1) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

公の施設の名 称 川崎市多摩老人福祉センター

施設の概要

設置目的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供するため。
設置場所	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号
主な事業内容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	4,379万円

(6) 特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF

公の施設の名称 川崎市高津スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区二子3丁目15番1号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	4,885万円

(7) フクシ・ハリマ・スポ協共同事業体

公の施設の名称 川崎市宮前スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市宮前区大蔵1丁目10番3号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	3,600万円

(4) シンコムスポーツ株式会社

公の施設の名称 川崎市幸スポーツセンター

川崎市石川記念武道館

施設の概要

ア 川崎市幸スポーツセンター

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地3
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	3,987万円

イ 川崎市石川記念武道館

設置目的	主として武道を通して、市民体育の普及及び振興を図り、もって豊かな市民生活の形成に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区下平町357番地
主な事業内容	1 武道の指導及び助言に関すること。 2 武道団体の育成に関すること。 3 武道の指導者の育成のための講習会の開催に関すること。 4 武道のために施設及び設備を利用に供すること。 5 その他武道館の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	1,440万円

(5) 大山街道ふるさと館共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市大山街道ふるさと館

施設の概要

設置目的	川崎市におけるふるさと館の一つである大山街道に係る歴史、民俗等に関する資料及び郷土にゆかりのある人の美術、文学等の作品等(以下「資料等」という。)の展示を行うとともに、市民に学習の場を提供し、もって市民の文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区溝口3丁目13番3号
主な事業内容	1 資料等の展示に関すること。 2 施設及び設備の利用に関すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理料	2,540万円

(8) たまスポーツムーブメント共同事業体

公の施設の名称 川崎市多摩スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区菅北浦4丁目12番5号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。</li> <li>3 各種スポーツ教室の開催に関すること。</li> <li>4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。</li> <li>5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</li> </ol>
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	8,932万円

(9) あさおスポーツムーブメント共同事業体

公の施設の名称 川崎市麻生スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市麻生区上麻生3丁目6番1号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。</li> <li>3 各種スポーツ教室の開催に関すること。</li> <li>4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。</li> <li>5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</li> </ol>
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	4,294万円

### 人事委員会規則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月30日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

#### 川崎市人事委員会規則第19号

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第12を次のように改める。

別表第12（第7条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
歳	円
18	142,200
19	142,200
20	145,500
21	148,100
22	152,000
23	154,900
24	158,000
25	162,900
26	166,500
27	171,800
28	175,400
29	178,900
30	182,500
31	185,900
32	189,400
33	192,800
34	197,900
35	201,300
36	204,700
37	208,100
38	211,500
39	212,600
40歳以上	213,700

第2条 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第12中

「

142,200
142,200

」

を

「

145,500
145,500

」

に改める。

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定による改正後の規則の規定は、令和4年10月1日から適用する。（経過措置）
- 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

### 人事委員会公告

#### 人事委員会公告第7号

令和4年度川崎市職員（大学卒程度土木・建築）採用試験（第2回）の実施について

令和4年度川崎市職員（大学卒程度土木・建築）採用試験（第2回）を次のとおり行います。

令和4年11月22日

川崎市人事委員会

委員会 魚津利興



新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

## 令和4年度 川崎市職員採用試験受験案内 【大学卒程度 土木・建築(第2回)】

川崎市人事委員会

### 《主な日程》

申込受付期間	令和4年11月24日(木)～令和4年12月16日(金)(消印有効)
申込方法	郵送のみ
受験票等発行	令和4年12月23日(金)(予定)
第1次試験日	令和5年1月8日(日)【専門試験・小論文試験】
第1次合格発表日	令和5年1月17日(火)(予定)
第2次試験日	令和5年1月27日(金)(予定)【個別面接】
最終合格発表日	令和5年2月9日(木)(予定)

### 《問い合わせ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 (砂子平沼ビル4階)

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki\_saiyou> [https://twitter.com/kawasaki\\_saiyou](https://twitter.com/kawasaki_saiyou)

※災害等により試験日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。



### ★今回の試験のポイント★

#### ① 第1次試験は専門試験と小論文試験のみ!

この試験では、公務員試験に向けて特別な受験対策をしていない方でも受験しやすいよう、出題範囲が広い教養試験は行いません。第1次試験では、専門試験(択一式30問)と小論文試験を行います。

#### ② 採用時期は、令和5年4月1日!

試験に合格した方は、原則として令和5年4月1日に採用されますので、新年度から川崎市の未来を担う公務員としてのスタートを切ることができます。



1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定人員
土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計積算、施工監理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	5名程度
建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成・誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	5名程度

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格

全区共通	次のいずれかに該当する人 (1) 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 (2) 平成13年4月2日以降生まれで次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和5年3月までに卒業見込の人 ② 川崎市人事委員会が①に該当する人と同等の資格があると認める人
------	--

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の科目・日時・会場・合格発表

試験区分	試験段階	試験科目・日時	会場(予定)	合格発表日
全区共通	第1次試験	【専門試験・小論文試験】 令和5年1月8日(日) 集合時刻 午前11時45分 解散時刻 午後3時50分頃	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	1月17日(火) 午前10時(予定) 【第1次試験合格】
	第2次試験	【面接試験】 令和5年1月27日(金)(予定) ※集合時間等の詳細は、第1次試験の合格者に文書で通知します。	川崎市産業振興会館 (川崎市幸区堀川町66-20)	2月9日(木) 午前10時(予定) 【最終合格】

(注)

- 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 第1次試験合格者及び最終合格者には、合格発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)1月20日(金)(消印有効)で提出していただきます(面接カードの様式は、第1次試験当日に会場配布します。)。また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 試験の内容

試験区分	試験段階	試験科目	試験内容
全 区 分 通 共	第 1 次 試 験	専 門 試 験	< 択一式 30問 120分 > 各試験区分に応じた専門知識についての択一式筆記試験です。 出題分野は「別表 専門試験出題分野」参照
		小 論 文 試 験	< 1,000字以上、1,200字以内 80分 > 一般的な行政課題や時事問題などの課題を与え、問題意識、論理性、表現力などを評価します。
	第 2 次 試 験	面 接 試 験	【個別面接】< 30分程度 > 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団討論は実施しません。

【別表 専門試験出題分野】

試験区分	出題分野
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む)、建築設備、建築施工

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登録された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として令和5年4月1日に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿から削除する場合があります。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・経験に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

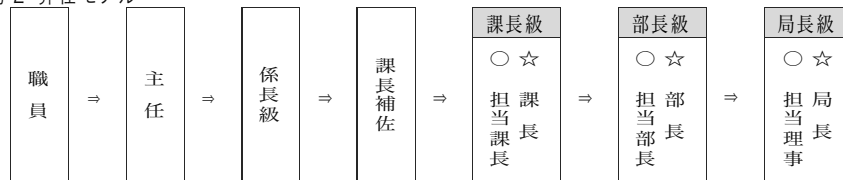
◎ 「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
土 木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
建 築	市営住宅建設工事の設計・監督 公共施設建設工事の設計・監督	建築制限の許可

参考2 昇任モデル



※ ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

7 給与等

(1) 給与(初任給)

令和4年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

試験区分	初任給 (地域手当を含む)	その他の手当など
全区分 共通	207,524円 (大学院修士課程修了者は、 224,692円)	① 初任給については、大学卒業後若しくは大学院修士課程修了後(大学卒程度各区分)の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.30月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月当たり最高25,200円)等の諸手当が支給されます。

(2)勤務時間及び休暇等

①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで。)

※配属先によって異なる場合があります。

③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・忌引・子の看護・職員の育児参加・短期介護・不妊治療などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

④受動喫煙防止措置

原則として敷地内禁煙としています。

※上記の内容は、令和4年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方のうち、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手続き方法
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 <参考>第1次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) <参考>第2次試験配点 700点  ※総合得点には集団討論の得点(面接試験受験者は全員満点)が含まれます。	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課  ※個人別成績情報は、令和5年3月上旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた総合得点の順位で記載しています。

9 申込方法等

申込受付期間	11月24日(木)～12月16日(金)(消印有効) ※ 申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。
申込方法	封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形2号を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申込書郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課

提出書類	<b>カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通</b> (1) 申込書に必要事項を記入し、署名欄は必ず自署してください。 (2) 84円切手は、受験票送付用です。申込書の右上にクリップで留めてください。 (3) 写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。
受験票の交付	<b>12月23日(金)(予定)に「受験票」を、本人宛てに郵送しますので、試験当日必ず持参してください。</b> <b>なお1月4日(水)までに受験票が到着しない場合には、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。</b>

### 《申込書記入方法》

申込書は、この受験案内の記載事項を了承の上、記入例をよく見てボールペンで間違いのないようにはっきりと記入してください。

- ① 性別:該当する性別を○で囲んでください。
- ② 生年月日:桁の数字の場合は10の位に0を記入し、( )内には西暦を記入してください。
- ③ 年齢:令和5年4月1日時点の年齢を記入してください。
- ④ 氏名:カタカナは、濁点「ん」、半濁点「ゃ」も同一マス内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先:受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号:電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めるところを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴:最終のものから順に記入してください。区分コードはコード表を見て記入してください。  
 ※1 卒業見込は、令和5年3月までに卒業を予定している場合に限りです。  
 ※2 中途退学の場合は学歴に含めません。  
 ※3 専修学校、各種学校等の場合については、2年以上のものを記入してください。  
 (記入例)○○大学に平成31年4月に入学し、令和5年3月に卒業見込  
 △△高等学校に平成28年4月に入学し、平成31年3月に卒業した場合
- ⑧ 署名欄:記載内容を確認の上、必ず自署してください。

#### (コード表)

試験区分	最終学歴
土 木	大 学 院
建 築	学 院
	学 校
	大 学
	短 大
	高 専
	高 専
	修 学 校 等
	校
	高 校
	中 学 校

- ◎ その他身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。
- ◎ 令和4年度川崎市職員(大学卒程度等)採用試験実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
土 木	20	51	31	22	16	1.9
建 築	10	38	27	19	16	1.7

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の84円切手をクリップで留めてください。



令和4年度 川崎市職員採用試験【大学卒程度 土木・建築(第2回)】申込書

- \* ※1の項目は記入しないでください。
- \* ※2の性別記載欄の回答は任意です。
- \* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

(令和5年4月1日時点)

※1	ナンバリング
----	--------

種別	(コード)	試験区分	(コード)	※1 受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 ・縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・6箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
試験	01	土木	06		
性別(※2) (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年齢 (令和5年4月1日時点)	
① ② ③ (男)女	元号	年	月	日	満 歳
④ 男	平成	12	( 2000 )	07	05 満 22 歳
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
④ カワサキ ジロウ					
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください					
④ 川崎 次郎					
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)			〔都道府県〕及び〔郡・市町村・区〕		
⑤ 210-0004			神奈川県川崎市川崎区		
〔町・字名〕及び〔番地〕			〔マンション・アパート名〕、〔室番号〕、〔方書〕等		
宮本町〇-〇-〇			砂子平沼ビル401号		
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。					
電話番号 (自宅) (携 帯) (緊急連絡先)					
⑥ 044-xxxx-xxxx		090-xxxx-xxxx		連絡先名 父	090-xxxx-xxxx
最終学歴 (学校名)		(区分コード)	(学 部)		(学科・専攻)
⑦ 〇〇大学		2	〇〇学部		〇〇学科
平成・令和	3	7	年	0	4
入学	平成	令和	0	5	年
			0	3	月
卒業・卒業見込					
その前の学歴 (学校名)			(学 部)		(学科・専攻)
△△高等学校					普通科
平成・令和	2	8	年	0	4
入学	平成	令和	3	7	年
			0	3	月
卒業					
私は、令和4年度川崎市職員採用試験受験案内【大学卒程度 土木・建築(第2回)】の記載事項を了承の上、同試験を受験したいので申し込みます。なお、私は、受験案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。					
⑧ 令和 4 年 11 月 24 日 氏名 川崎 次郎 (必ず自署してください。)					



令和4年度 川崎市職員採用試験【大学卒程度 土木・建築(第2回)】申込書

- \* ※1の項目は記入しないでください。
- \* ※2の性別記載欄の回答は任意です。
- \* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※1	ナンバリング
----	--------

種別	(コード)	試験区分	(コード)	※1	受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 ・6箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
試験	0 1					
性別(※2) (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)				年齢	
男・女	元号	年	月	日	(令和5年4月1日時点)	満 歳
	平成	( )				
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください						
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください						
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)						
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。						
電話番号(自宅)		(携 帯)		緊急連絡先		
				連絡先名		
最終学歴(学校名)		(区分コード)	(学 部)		(学科・専攻)	
平成・令和	年	月	入学	平成・令和	年	月
						卒業・卒業見込
その前の学歴(学校名)			(学 部)		(学科・専攻)	
平成・令和	年	月	入学	平成・令和	年	月
						卒業
私は、令和4年度川崎市職員採用試験受験案内【大学卒程度 土木・建築(第2回)】の記載事項を了承の上、同試験を受験したいので申し込みます。なお、私は、受験案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。						
令和 年 月 日 氏名 (必ず自署してください。)						

職員共済組合公告

川崎市共済公告第15号

令和4年11月18日執行の川崎市職員共済組合組合会議の任期満了に伴う選挙において、次の者が当選人と決定したので、川崎市職員共済組合定款第15条第2項の規定に基づき公告します。

令和4年11月22日

川崎市職員共済組合  
理事長 伊藤 弘

Table with 3 columns: 選挙区, 氏名, 部局かい. Rows include candidates like 村松秀幸, 榎陽平, etc.

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第169号

国民健康保険料に係る納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月17日

川崎市川崎区長 増田 宏之  
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第170号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市川崎区長 増田 宏之  
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第171号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市川崎区長 増田 宏之  
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第172号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市川崎区長 増田 宏之  
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第173号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市川崎区長 増田 宏之

Table with 5 columns: 年度, 科目, 期別, この公告により滞納処分に着手し得る日, 件数・備考. Rows for 令和3年度 and 令和4年度.

令和4年度	介護保険料	第2期	令和4年11月29日 (第2期)	計9件
令和4年度	介護保険料	第3期	令和4年11月29日 (第3期)	計9件
令和4年度	介護保険料	第4期	令和4年11月29日 (第4期)	計9件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第174号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市川崎区長 増田宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和4年度	国民健康保険料	4期	令和4年11月29日（4期）	計21件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第175号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第176号**

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市川崎区長 増田宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第7期	令和4年11月29日	計24件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第177号**

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月28日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第178号**

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押解除通知書及び交付要求解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月28日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

**幸 区 公 告****川崎市幸区公告第65号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市幸区長 赤坂慎一

(別紙省略)

**川崎市幸区公告第66号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第1期	令和4年11月29日	計4件
令和4年度	介護保険料	第2期	令和4年11月29日	計4件
令和4年度	介護保険料	第3期	令和4年11月29日	計2件
令和4年度	介護保険料	第4期	令和4年11月29日	計3件
令和4年度	介護保険料	第5期	令和4年11月29日	計2件

(別紙省略)

**中 原 区 公 告**

**川崎市中原区公告第61号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第62号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公

告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第5期	令和4年11月29日	4件
令和4年度	介護保険料	第6期	令和4年11月29日	4件

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第63号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第2期	令和4年11月29日	計2件
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第3期	令和4年11月29日	計2件

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第64号**

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

(別紙省略)

**高 津 区 公 告**

**川崎市高津区公告第79号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について、住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和4年11月16日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

**川崎市高津区公告第80号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和4年11月16日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

**川崎市高津区公告第81号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

（別紙省略）

**川崎市高津区公告第82号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	介護保険料	第7期分	令和4年11月29日 (第7期分)	計5件

（別紙省略）

**川崎市高津区公告第83号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第4期分	令和4年11月29日 (第4期分)	計1件

（別紙省略）

**宮前区公告****川崎市宮前区公告第38号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日



川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

**川崎市宮前区公告第39号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

**川崎市宮前区公告第40号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

**多 摩 区 公 告**

**川崎市多摩区公告第51号**

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第52号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高

齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第1期	令和4年11月29日	計1件
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第2期	令和4年11月29日	計1件
令和4年度	後期高齢者医療保険料	第3期	令和4年11月29日	計1件

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第53号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

**麻 生 区 公 告**

**川崎市麻生区公告第50号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年11月18日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

**正 誤**

川崎市公報第1,800号(令和2年8月11日発行)3101  
ページ川崎市規則第64号中

「

3,000円	4,300円

」は「

3,000円	4,300円

」の、

「

2,900円	2,700円

」は「

4,300円	1,600円

」の誤り。

川崎市公報第1,855号(令和4年11月25日発行)4171  
ページ川崎市規則第67号中

「

3,000円	4,300円

」は「

4,300円	3,000円

」の、

「

2,900円	2,700円

」は「

4,300円	1,600円

」の誤り。

